

# 神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部

障害福祉課

## 障がい児者のための制度案内

平成 31 年 1 月発行



# 障がい児者のための 制度案内

## <利用上の注意等>

- 本書は、障がい児者に関わる各種福祉制度等について、原則として平成 30 年 4 月 1 日現在の情報を掲載しております。(時点が異なる場合にはその旨掲載しております)
- 掲載後に制度等が改正・変更されたり、同一の制度でも市町村によって内容等が異なる場合があります。必ず事前に各窓口にお問い合わせ下さい。
- 本書に掲載している内容は、インターネットでも御覧頂けますので御活用下さい。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f4038/>
- 指定障害福祉サービス事業所及び指定相談支援事業所等の一覧は、インターネットで御覧下さい。  
「障害福祉情報サービスかながわ」 <http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

## <凡例>

障がい	手帳	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚		■	■				
聴覚			■	■			

視覚障がい者のうち、1級及び2級の方が該当することを示しています。

聴覚障がい者のうち、2級及び3級の一部の方が該当することを示しています。

白四角は成人を、黒四角は児童を示しています。

身	知	精	難
身	知	精	難

身体障がい者  
知的障がい者  
精神障がい者

難病患者等（障害者総合支援法の対象）  
知的障がい児  
身体障がい児



# 「障がい児者のための制度案内」目次

1	障害者総合支援法等のサービス	1
■ 1	サービスの種類	1
■ 2	サービス利用の仕組み	2
■ 3	利用者負担の仕組み	2
■ 4	障がい児を対象としたサービス	3
2	相談	4
■ 1	市町村障害福祉担当課・保健福祉事務所	4
■ 2	神奈川県立総合療育相談センター	4
■ 3	神奈川県精神保健福祉センター	5
■ 4	神奈川県発達障害支援センター かながわ A (エース)	6
■ 5	高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	7
■ 6	相談支援事業	8
■ 7	児童相談所	8
■ 8	民生委員・児童委員（主任児童委員）	8
■ 9	障害福祉相談員	9
■ 10	神奈川県ライトセンター	9
■ 11	神奈川県聴覚障害者福祉センター	9
■ 12	かながわ成年後見推進センター	10
■ 13	神奈川県障害者権利擁護センター	10
■ 14	市町村障害者虐待防止センター	11
■ 15	日常生活自立支援事業	14
■ 16	かながわ福祉サービス運営適正化委員会	14
■ 17	ファックス、メールによる相談・連絡	14
3	手帳	16
■ 1	身体障害者手帳	16
■ 2	療育手帳	20
■ 3	精神障害者保健福祉手帳	21
4	医療	22
■ 1	自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付	22
■ 2	重度障害者医療費の助成	22
■ 3	障害者歯科診療	23
■ 4	療養介護医療の給付	23
■ 5	乳幼児精密健康診査	23
■ 6	精神障害者入院医療援護金	23
■ 7	小児慢性特定疾病医療費の助成	24
■ 8	特定医療費（指定難病）医療給付	25
■ 9	療育医療	25
■ 10	養育医療	25
■ 11	小児医療費の助成	26
■ 12	ひとり親家庭等医療費の助成	26
■ 13	後期高齢者医療制度による医療給付	27

## 目次

5	補装具等	28
■ 1	補装具費の支給	28
■ 2	日常生活用具の給付	29
■ 3	軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業	29
■ 4	身体障害者補助犬の給付	30
■ 5	身体障害者補助犬の診療費助成	30
6	在宅支援	31
■ 1	ホームヘルプサービス	31
■ 2	短期入所（ショートステイ）サービス	31
7	療育相談・支援	32
■ 1	在宅重症心身障害児者訪問支援など	32
■ 2	早期療育外来事業	32
■ 3	障害児地域訓練	32
■ 4	障害児通所支援	32
■ 5	障害児者等歯科保健事業	33
■ 6	障害児入所施設	33
8	教育	34
■ 1	教育相談	34
■ 2	市町村の就学相談・指導	34
■ 3	小・中学校 特別支援学級	35
■ 4	高等学校	35
■ 5	特別支援学校	36
■ 6	筑波大学附属久里浜特別支援学校	37
■ 7	横浜国立大学教育学部附属特別支援学校	38
9	年金・手当等	39
■ 1	障害基礎年金	39
■ 2	障害厚生年金	40
■ 3	特別障害給付金	41
■ 4	在宅重度障害者等手当	42
■ 5	特別障害者手当	42
■ 6	障害児福祉手当	43
■ 7	福祉手当（経過措置）	43
■ 8	児童扶養手当①	44
■ 9	児童扶養手当②	45
■ 10	特別児童扶養手当	45
■ 11	心身障害者扶養共済制度（しょうがい共済）	46
■ 12	ニュー福祉定期貯金制度	46
■ 13	生活福祉資金	46
■ 14	視覚障害者技能習得援助資金の貸付	47
10	税金	48
■ 1	国税：控除・非課税	48
■ 2	地方税：県税・市町村税に関する控除・非課税等	50
11	公共料金の割引	53
■ 1	NHK放送受信料の免除	53
■ 2	水道料金	53
■ 3	ふれあい案内	54
■ 4	福祉電話	55

■ 5	点字郵便物（第四種郵便物）	55
1 2	交通	56
■ 1	交通料金の割引	56
■ 2	有料道路通行料金の割引	58
■ 3	自動車運転免許取得のための適性相談	58
■ 4	自動車運転免許の無料教習	60
■ 5	駐車禁止の規制対象からの除外	60
■ 6	自動車事故により重度後遺障がい者となられた方への介護料支給	61
1 3	選挙	64
■ 1	投票	64
1 4	就労	65
■ 1	職業相談（一般就労相談）	65
■ 2	職業訓練	67
■ 3	就労移行支援	68
■ 4	就労継続支援	68
■ 5	就労定着支援	69
1 5	日中活動	70
■ 1	地域活動支援センター	70
■ 2	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	70
■ 3	生活介護	70
■ 4	療養介護	71
1 6	社会参加	72
■ 1	神奈川県障害者スポーツ大会	72
■ 2	神奈川県ゆうあいピック大会	72
■ 3	神奈川県精神障害者スポーツ大会	72
■ 4	障害者更生センター	73
■ 5	神奈川県福祉バス	73
■ 6	神奈川県障害者社会参加推進センター	74
■ 7	神奈川県初級障がい者スポーツ指導者養成講習会	74
■ 8	神奈川県障害者スポーツサポーター養成講習会	74
■ 9	障がい者スポーツを支える人材	75
1 7	情報提供	76
■ 1	手話通訳者等の派遣	76
■ 2	盲ろう者通訳・介助員派遣事業	76
■ 3	かながわ障害者IT支援ネットワーク	76
■ 4	情報提供施設	76
■ 5	電話リレーサービス	77
1 8	居住・施設サービス	78
■ 1	グループホーム（共同生活援助）	78
■ 2	福祉ホーム	78
■ 3	施設入所支援	78
■ 4	自立生活援助	79
1 9	住宅	80
■ 1	入居優遇	80
■ 2	県営住宅家賃の減免	81
■ 3	住宅設備改良費の補助	82

## 目次

2 0	資料編 .....	83
■ 1	市福祉事務所・町村障害福祉担当課 .....	83
■ 2	児童相談所 .....	85
■ 3	障害者更生相談所 .....	86
■ 4	精神保健福祉センター .....	86
■ 5	保健福祉事務所・保健所 .....	86
■ 6	公共職業安定所（ハローワーク） .....	87
■ 7	税務署（国税） .....	87
■ 8	県税事務所（個人事業税・自動車取得税・自動車税） .....	88
■ 9	自動車税管理事務所（自動車取得税・自動車税） .....	89
■ 1 0	社会福祉協議会 .....	89
■ 1 1	障害者団体等 .....	92
■ 1 2	各種施設 .....	94

### <別添>

- 1 神奈川県歯科一次医療担当医療機関名簿
- 2 障害者総合支援法による支援の対象となる疾患（難病等）一覧（平成 30 年 4 月から）

# 1 障害者総合支援法等のサービス

## ■1 サービスの種類

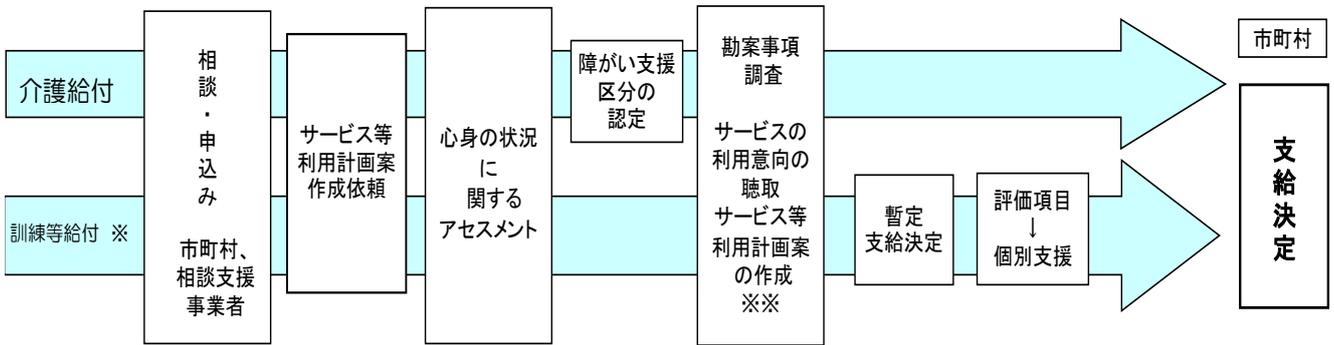
サービスの種類は下表のとおりで、それぞれ介護給付と訓練等給付のいずれかに位置付けられます。

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより著しい行動障がいのある者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います	
自立生活援助	一人暮らしに必要な力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時対応により日常生活における課題を把握し必要な支援を行います	
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います	

# 1 障害者総合支援法等のサービス

## ■2 サービス利用の仕組み

サービスの利用は介護給付と訓練等給付で異なります。



※ 共同生活援助（グループホーム）利用者のうち介護を必要とする人は介護給付と同様

※※ 指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画案（セルフプラン）を提出することも可

## ■3 利用者負担の仕組み

利用者負担は、障がい者等の家計の負担能力に応じたもの（応能負担）ですが、応能負担・実費負担のそれぞれに低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設 利用者 (入所)
応能負担	利用者負担の月額負担上限額設定(所得段階別) ～月ごとの利用者負担には上限があります					
	高額障害福祉サービス費(世帯での所得段階別負担上限)					医療型 個別減免
			事業主の負担による 減免措置 (就労継続支援A)			
食費・光熱水費	生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)					
	補足給付	補足給付	食費の 人件費支給 による 軽減措置 (経過措置)		補足給付	

※ 負担軽減措置の詳細につきましては市福祉事務所、町村障害福祉担当課へお問合わせください。

■4 障がい児を対象としたサービス

障がい児を対象とした通所サービス（障害児通所支援）と入所サービス（障害児入所支援）は、児童福祉法に基づき提供されます。また、ホームヘルプサービスや短期入所サービスなどの居宅サービスは、障害者総合支援法の障害福祉サービスとして提供されます。

通所サービスや障害福祉サービスを利用する場合は市町村に、入所サービスを利用する場合は児童相談所に利用申請します。

利用に当たっては、保護者の属する世帯の収入等に応じた負担がありますが、障がい者のサービス利用と同様、様々な軽減措置が設けられています。

障がい児を対象としたサービス

区分	サービスの種類等	内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学児の療育等を通所支援にて行います
	医療型児童発達支援	医療機能を有する児童発達支援です
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難であると認められた障害児へ訪問支援を行います
	放課後等デイサービス	就学児の療育等を通所支援にて行います
	保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、環境調整や療育支援を行います
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所し、自立した日常生活または社会生活が送れるように支援を行います
	医療型障害児入所施設	障害児入所施設や指定発達支援医療機関に入所し、自立した日常生活または社会生活が送れるように支援を行います
障害福祉サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

## 2 相談

## 2 相談

### ■1 市町村障害福祉担当課・保健福祉事務所



- 内 容** 障がい児者などの生活上の相談に応じるとともに、関係機関と連絡をとり、各種の福祉制度の窓口になります。障害者総合支援法に基づく各種サービスの利用などについて、相談・支援を行います。
- 窓 口**
- 障がい児者などの生活上の相談に関すること  
市福祉事務所、町村障害福祉担当課 83 ページ参照
  - 精神保健医療に関すること  
保健所（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）  
保健福祉事務所（上記以外の県城市町村） 86 ページ参照

### ■2 神奈川県立総合療育相談センター



- 内 容** 総合療育相談センターは、身体障がい及び知的障がいに関する相談・判定や、障がいのある子どもへの療育・診療を医療・福祉の専門のスタッフが行っていきます。18歳以上の方を対象に、障害者更生相談所業務も行っていきます。予約制です。
- 利用できる方** 県所管地域（政令市を除く。一部の業務は中核市を除く。）にお住まいの子ども、障がい児者とその保護者・ご家族 ＊お電話で予約や利用の方法についてご確認ください。紹介状のある方は、事前に、外来にお問合せください。
- 事業の内容** 乳児から大人まで、障がい児者の療育に関する相談に対して、医学的・心理学的・職能的な判定を行っていきます。また、子どもを対象に診療所機能を活用した外来や入院での機能訓練や援助を行っていきます。

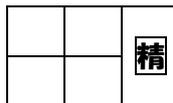
事業等の区分 (それぞれの項目については、別のページにも詳しく説明されていますので参考にしてください。)	
<b>障害児等療育支援事業</b>	障害支援部・福祉医療部で、在宅の重症心身障害児（者）、知的障がい児、身体障がい児及び療育的支援を必要とする子どもとご家族を対象に、外来診療により、専門的な療育相談・支援を行っていきます。また、巡回リハビリテーション（一部の地域を除く）など訪問による支援を行っていきます。詳しくは療育課にお問合せください。
<b>リハビリ入院、短期入所</b>	福祉医療部（有床診療所）で、子どもを対象に、外来診療・リハビリ入院・機能訓練・心理検査・発達検査を行っていきます。（32 ページ参照）また、重症心身障害児（者）等の短期入所により、在宅支援を行っていきます。（31 ページ参照）
<b>療育手帳の障害程度の判定及び交付</b>	18歳以上の方を対象に、福祉課（障害者更生相談所）で、知的障がいの程度の判定を行っていきます。（86 ページ参照）なお、療育手帳交付事務関連は、地域企画課が担当しています。（20 ページ参照）
<b>身体障害者手帳の交付</b>	地域企画課が担当しています。（16 ページ参照）
<b>更生医療や補装具の判定、補装具の処方など</b>	18歳以上の方を対象に、福祉課（障害者更生相談所）が担当しています。（22 ページ・28 ページ参照）18歳未満の肢体不自由児の補装具外来は、外来診療により行っています。（28 ページ参照）

**専門スタッフ** 福祉職・心理職・医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士など

**所在地** 〒252-0813 藤沢市亀井野 3119  
TEL (0466) 84-5700 (代表)  
FAX (0466) 84-2970

**相談・診療の時間** 月～金曜日 8:30～17:15（土、日、祝祭日はお休みです）

### ■3 神奈川県精神保健福祉センター



**内 容** 精神保健福祉センターは、メンタルヘルス対策に関する総合的拠点として位置付けられた機関です。精神障がい者の保健・医療・福祉を推進するために専門スタッフが、当事者や家族をはじめ保健福祉事務所、市町村、関係機関・団体に対して専門的な相談や支援に応じています。

相談内容	相談方法
こころの病気やこころの健康についての相談	こころの電話相談（こころの健康に関する相談を専用電話で受けています。） 専用電話 （0120） 821-606 受付時間 月～金（年末年始、祝祭日を除く）9:00～21:00(受付は 20:45 まで) 担当課 相談課
アルコール問題や薬物等の依存症に関する相談	依存症電話相談 専用電話 （045） 821-6937 受付時間 月（年末年始、祝祭日を除く）13:30～16:30 担当課 相談課
大切な方を自死で亡くされた方の相談	自死遺族電話相談 専用電話 （045） 821-6937 受付時間 水・木（年末年始、祝祭日を除く）13:30～16:30 担当課 相談課
統合失調症の方の日常的な悩み事の相談	ピア電話相談 （精神障がいのある当事者がピア電話相談員として相談を受けています） 専用電話（045） 821-6801 受付時間 金（年末年始、祝祭日を除く）13:30～16:30 担当課 相談課
家族講座等の開催	「薬物を中心とした依存症家族講座」等を開催しています。 担当課 相談課
自殺対策事業の実施	かながわ自殺対策推進センターを設置し、情報提供・研修等を実施している他、「うつ病セミナー」や「自死遺族の集い」等を開催しています。 担当課 相談課
精神科救急医療情報窓口の設置	夜間休日の急激な精神症状の悪化（自傷他害のおそれがない場合のみ）に対し当番医療機関を紹介しています。 （神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市の4区市協調体制） 専用電話 （045） 261-7070 受付時間 平日 17:00～翌日 8:30 土日祝祭日、年末年始 8:30～翌日 8:30 （いずれも翌日が平日の場合は 8:00 まで） 担当課 調査・社会復帰課
市町村や関係機関団体等からの相談や情報提供	受付時間 月～金（年末年始、祝祭日を除く）8:30～17:15 担当課 調査・社会復帰課
人材育成	市町村・関係者等を対象に研修を実施しています。 担当課 調査・社会復帰課
精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）の交付	電話 （045） 821-8822 受付時間 月～金（年末年始、祝祭日を除く）8:30～17:15 担当課 管理課

## 2 相談

精神科病院入院者(または家族等)からの退院等の請求	受付時間 月～金(年末年始、祝祭日を除く) 8:30～17:15 担当課 調査・社会復帰課
---------------------------	--

**専門スタッフ** 医師・福祉職・保健師

**所在地** 〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2  
TEL (045) 821-8822 (代表)  
FAX (045) 821-1711

**URL** <http://www.pref.kanagawa.jp/div/1590/index.html>

## ■4 神奈川県発達障害支援センター かながわA(エース)

**内容** 発達障害支援センターは、自閉症等の発達障がいがあるために生活上の支援を必要とする方とその家族、関わるすべての人々のための専門の支援センターです。

「相談支援」、「地域支援」、「普及啓発」の3つの活動を軸として、発達障がいの方本人とご家族が安心して地域で暮らすことができるよう援助します。

※ 発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの(トゥレット症候群や吃音(症)等)をいいます。

**利用できる方** 神奈川県域(横浜市・川崎市及び相模原市を除く)にお住まいの本人あるいはご家族の方、学校など教育機関、福祉施設、発達障がい者を雇用している事業所など

**事業の内容**

- ① 相談支援…発達障がいに係わる相談及び情報提供
- ② 地域支援…地域支援機関等へのコンサルテーション等による支援
- ③ 普及啓発…各種研修・講演会の開催、リーフレット等の作成・広報
- ④ その他…関係機関連絡協議会の開催及び地域会議等への協力

**所在地** 中井やまゆり園  
〒259-0157 足柄上郡中井町境218  
TEL (0465) 81-0288 (代表)  
e-mail [nakaya.1356.tiikisien@pref.kanagawa.jp](mailto:nakaya.1356.tiikisien@pref.kanagawa.jp)

**相談受付** 発達障害支援センター かながわA(エース)  
TEL (0465) 81-3717 (相談専用電話) 平日 8:30～17:15  
FAX (0465) 81-3703  
e-mail [nakaya.1356.sien@pref.kanagawa.jp](mailto:nakaya.1356.sien@pref.kanagawa.jp)  
ご利用の際はまず、上記の相談受付にご連絡ください。FAX、e-mailでも受付します。

**URL** <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f984/>

## ■5 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業



**内 容** 支援拠点機関である神奈川県総合リハビリテーションセンターでは、相談支援コーディネーターを配置し、脳外傷や脳血管障がいなどにより高次脳機能障がいのある人への「専門的相談」、「地域の支援機関へのサポートや連携体制づくり」、「支援者養成研修」などを行っています。

※「高次脳機能障がい」とは、中途脳損傷後に出現する記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどのことです。詳しくは同センター内地域リハビリテーション支援センターのホームページより「高次脳機能障がい相談支援の手引き」をご覧ください。

**利用できる方** 県内にお住まいのご本人、ご家族、各種支援関係者

### 事業の内容

区分	内容
専門相談	①ご本人・ご家族に対する個別支援の実施（各種制度活用のためのアセスメント、障がい特性を踏まえた支援プランの検討、利用者の社会参加支援）、②就労支援機関・地域福祉施設の活用支援や地域支援機関との協働支援等を行っています。
地域連携・支援 (専門職派遣)	①市町村や地域の障害福祉施設などからの依頼に対する訪問支援、②他機関主催研修へのサポート、③県内の関連機関や当事者団体との連携づくりなどの地域連携・支援を行っています。
当事者団体との 協働支援	神奈川県総合リハビリテーション病院内に「協働事業室」を開設し、NPO法人との協働により、専門性と当事者性の両面からの支援を行っています。
高次脳機能障がい セミナーの開催	高次脳機能障がいの理解と啓発を目的とした「理解編」、支援従事者を対象とした「実務編」、成長や発達に伴う支援が必要な「小児編」、高次脳機能障がいがある人の就労に向けた「就労支援編」を開催しています。このほかにも地域の要請により研修会を開催していますので、地域リハビリテーション支援センターまでお問い合わせ下さい。
情報提供	市町村や指定相談支援事業者などの支援者へは、「高次脳機能障害相談支援の手引き」「一緒に働くために(小冊子)」を配布するとともに、パンフレットの作成などを行っています。(手引き等は下記のホームページアドレスからもダウンロードができます。)
評価	神奈川県総合リハビリテーション病院と連携し、ご本人やご家族などの障がい理解の支援を行っています。

※神奈川県総合リハビリテーション病院では、外来でのグループ訓練を実施し、障がい認識の向上や自信の回復、社会参加などへの支援を行っています。

**専門スタッフ** 医師、ソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、職業指導員など

**窓 口** 神奈川県総合リハビリテーションセンター  
〒243-0121 厚木市七沢 516  
TEL (046) 249-2612 (神奈川県総合リハビリテーション病院 総合相談室)  
(046) 249-2602 (地域リハビリテーション支援センター)  
FAX (046) 249-2601  
E-mail [chiiki-shien@kanagawa-rehab.or.jp](mailto:chiiki-shien@kanagawa-rehab.or.jp)  
URL <http://www.chiiki-shien-hp.kanagawa-rehab.or.jp/>

## 2 相談

### ■6 相談支援事業



**内 容** 各相談支援事業所に配置された相談支援専門員が、障がい児者などの生活上の様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、障害福祉サービスなどの利用計画案の作成を行います。

**事業の内容** 1 障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障がい児相談支援）  
サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、相談支援専門員が障がい児者の意思決定支援に基づき、障がい児者の自立した生活を支え、障がい児者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

2 地域生活への移行に向けた支援（地域移行支援・地域定着支援）  
地域移行支援は、入所施設や精神科病院、保護施設、矯正施設等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、相談支援専門員が障がい児者の意思決定支援に基づき、入所施設や精神科病院、保護施設、矯正施設等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。  
地域定着支援は、入所施設や精神科病院、保護施設、矯正施設等から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

**窓** □ 市町村障害福祉担当課 83 ページ 参照  
相談支援事業所 「障害福祉情報サービスかながわ」  
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/> 参照

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法（障害児入所施設を除く）の福祉サービスを利用する場合は、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案を作成し、市町村（障害福祉担当課）への提出が必要となります。

### ■7 児童相談所



**内 容** 18歳未満のお子さんに関するさまざまなご相談に応じます。本人・家族・学校の先生・地域の方々、どなたからでもお受けいたします。また、テレホン相談も行います。

**相談の種類** ○ 子どもの心身の発達と障がいについての相談・判定  
○ 子どものしつけ、性格、行動、非行などについての相談  
○ 子どもの虐待に関わる相談・通告の受理  
○ 障害児入所施設の利用についての相談（短期入所は除く）  
○ 療育手帳の判定や手当のための診断

**窓** □ 居住地所管の児童相談所 85 ページ参照

### ■8 民生委員・児童委員（主任児童委員）



**内 容** 民生委員・児童委員は、身近な地域において、身体障がい児者・知的障がい児者やその家族の方に対する相談等を行っています。

**相談の種類** ○ 生活に関係する身近な相談  
○ 障がい者、児童、老人、母子家庭などの福祉の相談  
○ 各種福祉関係資金の借り入れの相談

**窓** □ 各委員の住所、氏名は市町村民生委員担当課に問い合わせてください。

## ■9 障害福祉相談員



- 内 容** 障害福祉相談員は、障がい者の安定した地域生活を支えるため相談等を行うとともに、住民の障がい福祉に関する理解を深め、障がい福祉全般の増進を図ります。
- 利用できる方** 身体障がい児者、知的障がい児者及びその保護者
- 活動の内容** ○ 相談・助言活動（住宅、医療、介護、就学、就職、施設利用等）  
○ 福祉実践活動（日常的援助活動、ボランティアの育成・支援活動等）
- 窓 口** 市町村により障害福祉相談員の配置の有無は異なりますので、各相談員の氏名、住所などは市町村障害福祉担当課にお問い合わせください。  
83 ページ参照

## ■10 神奈川県ライトセンター



- 内 容** 視覚障がい者を対象に、点字・録音などによる情報の提供や、点字・録音図書の貸出し、日常生活に必要な各種相談・指導、ボランティアの指導育成等を行っています。また、プール・トレーニングルーム・体育館等の使用ができます。
- 利用できる方** ○ 視覚障がい児者  
○ 視覚障がい者のためのボランティア
- 所 在 地** 〒241-8585 横浜市旭区二俣川1-80-2  
TEL (045) 364-0023  
FAX (045) 364-0027  
<http://www.kanagawalc.org/>
- 手 続** 相談などは電話で予約してください。（祝日及び毎週月曜日休館）

## ■11 神奈川県聴覚障害者福祉センター



- 内 容** 聴覚障がい者を対象に、社会適応訓練、日常生活に必要な情報の提供を行うとともに、聴覚障がいのある幼児の早期訓練も行っています。また、字幕・手話入りビデオソフトの貸し出しや、手話通訳者・要約筆記者の育成などを行っています。
- 利用できる方** ○ 聴覚障がい者、聴覚障がい児及びその保護者の方  
○ 手話通訳者・要約筆記者・ボランティア等の方
- 所 在 地** 〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2  
TEL (0466) 27-1911  
FAX (0466) 27-1225  
<http://www.kanagawa-wad.jp>
- 手 続** 相談などは電話かFAXで予約してください。（祝日及び毎週月曜日休館）

## 2 相談

### ■12 かながわ成年後見推進センター



内 容	区分	実施内容	相談概要
成年後見制度相談		電話相談(随時) ・毎週月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度一般相談</li> <li>・成年後見制度の説明・情報の提供</li> <li>・申立手続きの説明・書き方等の支援</li> <li>・親族後見人に対する相談・助言(後見内容・後見での困りごと等)</li> <li>・弁護士による法的助言の提供(※) ※あらかじめ相談内容を伺った上で、必要に応じて法的助言(弁護士)を行います。</li> </ul>
		来所相談(原則予約制) ・毎週月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	
出張説明会・相談会		出張説明会・相談会 ・電話又はファックスで申込 毎週月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	成年後見制度の利用を支援する立場から、県内の各地域へ出向いて、説明会や相談会を行います。

- 利用できる方**
- 障がいのある方(知的障がい児者、精神障がい者等)、家族等
  - 高齢の方(認知症高齢者等)、家族等
  - 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など権利擁護にかかわる地域相談機関

**所在地** 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階  
 TEL (045) 312-5788 (直通)  
 FAX (045) 322-3559

### ■13 神奈川県障害者権利擁護センター



内 容	区分	実施内容	相談概要
の受理・相談 の虐待による障がい の通報・届出		電話相談(随時)、ファックス等 ・毎週月～金曜日 9:00～17:00	・障害者虐待防止法に基づく使用者による障がい者虐待の通報・届出・相談

- 利用できる方**
- 障がいのある方(身体障がい者、知的障がい児者、精神障がい者等)、家族や虐待に気づいた方等
  - 障害者相談支援事業所など権利擁護にかかわる地域相談機関

**所在地** 243-0035 厚木市愛甲1-7-6  
 TEL (046) 265-0604(直通)  
 FAX (046) 265-0664  
 E-mail kp.kenriyo-go@kilc.org

## ■ 14 市町村障害者虐待防止センター



内 容	区分	実施内容	相談概要
	障がい者虐待の通報・届出の受理・相談	電話相談(随時)、ファックス等	・障害者虐待防止法に基づく養護者による障がい者虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による虐待の通報・届出・相談

- 利用できる方**
- 障がいのある方(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等)、家族や虐待に気づいた方等
  - 障害者相談支援事業所など権利擁護にかかわる地域相談機関

### 所在地・連絡先 (平成 30 年7月現在)

市町村名	名称	電話	FAX	休日・夜間の連絡先	郵便番号	住所	
横浜市	横浜市障害者虐待防止センター (横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課)	045-662-0355	045-671-3566	045-662-0355	231-0021	横浜市中区日本大通 18 KRCビル6階	
	川崎市保健福祉センター高齢・障害課 大師地区健康福祉ステーション 田島地区健康福祉ステーション 幸区保健福祉センター高齢・障害課 中原区保健福祉センター高齢・障害課 高津区保健福祉センター高齢・障害課 宮前区保健福祉センター高齢・障害課 多摩区保健福祉センター高齢・障害課 麻生区保健福祉センター高齢・障害課 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	044-200-0193 (虐待通報専用ダイヤル)	044-200-3610 (虐待通報専用FAX)	044-200-0193 (虐待通報専用ダイヤル)	210-8570 210-0812 210-0852 212-8570 211-8570 213-8570 216-8570 214-8570 215-8570 210-8577	川崎市川崎区東田町 8 川崎市川崎区東門前 2-1-1 川崎市川崎区鋼管通 2-3-7 川崎市幸区戸手本町 1-11-1 川崎市中原区小杉町 3-245 川崎市高津区下作延 2-8-1 川崎市宮前区宮前平 2-20-5 川崎市多摩区登戸 1775-1 川崎市麻生区万福寺 1-5-1 川崎市川崎区宮本町 1番地	
相模原市	相模原市健康福祉局福祉部障害政策課 (障害者福祉施設従事者等/使用者による障害者虐待)	042-707-7055	042-759-4395	042-754-1111 (市役所代表電話)	252-5277	相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本館 4階	
	相模原市健康福祉局福祉部障害福祉相談課 【緑区橋本・大沢地区】(養護者/使用者による障害者虐待)	042-775-8810	042-775-1750		252-5177	相模原市緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 3階	
	相模原市健康福祉局福祉部城山保健福祉課 【緑区城山地区】(養護者/使用者による障害者虐待)	042-783-8136	042-783-1720		252-0105	相模原市緑区久保沢 2-26-1 城山保健福祉センター 1階	

## 2 相談

	相模原市健康福祉局福祉部津久井保健福祉課 【緑区津久井地区】（養護者/使用者による障害者虐待）	042-780-1412	042-784-1222		252-5172	相模原市緑区中野 613-2 津久井保健センター 1階
	相模原市健康福祉局福祉部相模湖保健福祉課 【緑区相模湖地区】（養護者/使用者による障害者虐待）	042-684-3216	042-684-3618		252-5162	相模原市緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2階
	相模原市健康福祉局福祉部藤野保健福祉課 【緑区藤野地区】（養護者/使用者による障害者虐待）	042-687-5511	042-687-5688		252-5152	相模原市緑区小淵 2000 藤野総合事務所 2階
	相模原市健康福祉局福祉部中央障害福祉相談課 【中央区】（養護者/使用者による障害者虐待）	042-769-9266	042-755-4888		252-5277	相模原市中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはらA館 1階
	相模原市健康福祉局福祉部南障害福祉相談課 【南区】（養護者/使用者による障害者虐待）	042-701-7722	042-701-7705		252-0303	相模原市南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター 3階
横須賀市	横須賀市福祉部障害福祉課	046-822-8249	046-825-6040	046-822-4000	238-8550	横須賀市小川町 11
平塚市	平塚市福祉部障がい福祉課	0463-21-8774	0463-21-1213	0463-23-1111	254-8686	平塚市浅間町 9番 1号
鎌倉市	鎌倉市健康福祉部障害福祉課	0467-61-3975	0467-25-1443	0467-23-3000	248-8686	鎌倉市御成町 18番 10号
藤沢市	藤沢市福祉健康部障がい福祉課	0466-50-3528	0466-25-7822	0466-25-1114	251-8601	藤沢市朝日町 1番地の 1
小田原市	小田原市福祉健康部障がい福祉課	0465-33-1467	0465-33-1317	0465-33-1822	250-8555	小田原市荻窪 300番地
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市福祉部障害福祉課	0467-82-1111	0467-82-5157	0467-82-1111	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1
逗子市	逗子市福祉部障がい福祉課	046-872-8114	046-873-4520	046-873-1111	249-8686	逗子市逗子 5-2-16
三浦市	三浦市保健福祉部福祉課	046-882-1111	046-881-0148	046-882-1111	238-0298	三浦市城山町 1-1
秦野市	秦野市障害者権利擁護センター ライツはだの	0463-79-5028	0463-79-5032	0463-79-5028	257-0035	秦野市本町 2-1-24
	秦野市障害福祉課	0463-82-7616	0463-82-8020	0463-82-5111	257-8501	秦野市桜町 1-3-2
厚木市	厚木市権利擁護支援センター	046-225-2939	046-225-3036	046-225-2939	243-0018	厚木市中町 1-4-1 厚木市保健福祉センター 5階 厚木市社会福祉協議会内
大和市	大和市障害者自立支援センター （社福）すずらの会	046-263-1932	046-263-1935	046-263-1932	242-0004	大和市鶴間 1-19-3
伊勢原市	伊勢原市保健福祉部障がい福祉課	0463-94-4711	0463-95-7612	0463-94-4711	259-1188	伊勢原市田中 348番地
海老名市	海老名市保健福祉部障がい福祉課	046-235-4812	046-233-5731	046-231-2111	243-0492	海老名市勝瀬 175-1
座間市	座間市福祉部障がい福祉課	046-252-7132	046-252-7043	046-255-1111	252-8566	座間市緑ヶ丘 1-1-1
南足柄市	南足柄市福祉健康部福祉課	0465-73-8047	0465-74-0545	0465-74-2111	250-0192	南足柄市関本 440
綾瀬市	綾瀬市障害者虐待防止センター	0467-70-5623	0467-70-5702	0467-77-1111	252-1192	綾瀬市早川 550
葉山町	葉山町保健福祉部福祉課	046-876-1111	046-876-1717	046-876-1111	240-0192	葉山町堀内 2135

## 2 相談

寒川町	【開庁時間】町福祉部福祉課障がい福祉担当	0467-74-1111	0467-74-5613	0467-74-1111	253-0196	寒川町宮山 165 番地
	【閉庁時間】寒川町役場 警備室					
大磯町	大磯町町民福祉部福祉課障がい福祉係	0463-73-4530	0463-73-1285	0463-61-4100	259-0111	中郡大磯町国府本郷 1196
二宮町	二宮町健康福祉部福祉保険課	0463-71-3311	0463-73-0134	0463-71-3311	259-0196	二宮町二宮 961 番地
中井町	中井町福祉課	0465-81-5548	0465-81-5657	0465-81-1111	259-0197	中井町比奈窪 56
大井町	大井町介護福祉課	0465-83-8011	0465-83-8016	0465-83-1311	258-8501	大井町金子 1995 番地
松田町	松田町福祉課	0465-83-1226	0465-44-4685	0465-83-1226	258-8585	松田町松田惣領 2037
山北町	山北町福祉課	0465-75-3644	0465-79-2171	0465-75-1122	258-0195	山北町山北 1301-4
開成町	開成町保健福祉部福祉課	0465-84-0316	0465-85-3433	0465-83-2331	258-8502	開成町延沢 773
箱根町	箱根町福祉部福祉課	0460-85-7790	0460-85-8124	0460-85-7111	250-0398	箱根町湯本 256 番地
真鶴町	真鶴町健康福祉課	0465-68-1131 内線 242	0465-68-5119	0465-68-1131	259-0202	真鶴町岩 244 番地の 1
湯河原町	湯河原町社会福祉課	0465-63-2111	0465-63-2940	0465-63-2111	259-0392	湯河原町中央二丁目 2 番地 1
愛川町	愛川町福祉支援課	046-285-6928	046-285-6010	046-285-2111	243-0392	愛川町角田 251-1
清川村	清川村保健福祉課福祉係	046-288-3861	046-288-2025	046-288-1211	243-0195	清川村煤ヶ谷 2216 番地

## 2 相談

### ■15 日常生活自立支援事業



- 内 容** 地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、通帳や印鑑等の重要書類等の預かりなどの生活支援を行います。ご利用にあたっては、原則として、利用料がかかります。
- 利用できる方** ○ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方  
○ 身体障がいなどにより、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方
- 窓 口** ○ 市町村社会福祉協議会 89 ページ参照  
○ 県社会福祉協議会 権利擁護推進部  
TEL (045) 312-4819

### ■16 かながわ福祉サービス運営適正化委員会



- 内 容** 福祉サービスの利用や内容などに関する苦情解決の第三者機関で、弁護士や学識経験者等で構成する委員が対応し、相談事案の解決にあたります。また、苦情解決に関する普及啓発や研修も行います。
- 利用できる方** ○ 福祉サービス利用者本人、ご家族、代理人等
- 窓 口** 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階  
TEL (045) 317-2200 (直通)  
FAX (045) 322-3559

### ■17 ファックス、メールによる相談・連絡



#### メール110番、FAX110番

- 内 容** 神奈川県警察本部では、言語や聴覚に障がいのある方が、事件や事故にあったとき、警察に通報できるよう、メール110番通報システムを運用しています。このシステムは、携帯電話等を使用して警察官と文字による対話をしながら110番通報を行う方法です。通報アドレスは、次のとおりです。  
<http://www.kanagawa110.jp/>  
(インターネット接続できる携帯電話、PHS、パソコン等から利用可能)  
また、ファックスを利用したFAX110番も常時運用しています。  
FAX番号 0120-110221 (フリーダイヤル)  
(又は、045-211-0110 (有料))

#### ファックス119番

- 内 容** 県下ほとんどの市町村消防本部において、ファックスを利用したファックス119番を実施しています。お住まいの地域を管轄する消防本部にお問い合わせ下さい。

## ファックスによる税務相談

**内 容** 東京国税局税務相談室では聴くことや話すことが不自由な方のために、ファックスにより国税に関する一般的な相談を受け付けています。

なお、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等を提出するために利用することはできませんので、ご了承ください。

ファックス番号 (03) 3294-4300

(注) 1 ファックス番号の無断転載はご遠慮ください。

2 受信した日時等により、返信に時間がかかる場合があります。

また、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、よくあるご質問に対する一般的な回答を掲載しておりますので、ご利用ください。

詳しくは、インターネットで「タックスアンサー」と検索してください。

### 3 手帳

## 3 手帳

### ■1 身体障害者手帳



**内 容** 身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。また、交付を受けた後、障がい程度が変化した場合には再認定を受けることができます。

**交 付 対 象** 視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう・直腸機能・小腸機能・免疫機能・肝臓機能に永続する障がいがある方。

※身体障害者障害程度等級表は17ページを参照ください。

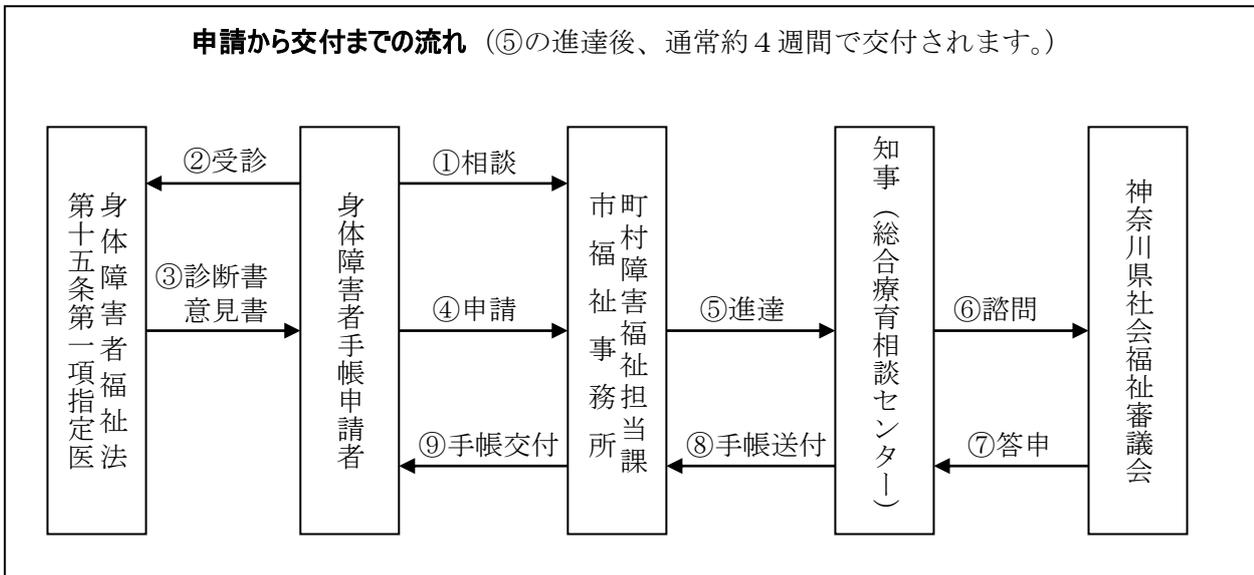
※身体障害認定基準は、県障害福祉課ホームページ「身体障害診断書作成の手引き」(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f5083/index.html>)を参照ください。

**手 続** 指定医師による診断書、写真等を添えて申請が必要です。（詳細は下記参照）

**窓 口** お住まいの市福祉事務所、町村障害福祉担当課 83ページ参照

- 必 要 な 物**
- ① 身体障害者手帳交付申請書（窓口にあります。）
  - ② 身体障害者診断書・意見書（指定医師が作成したものに限る。）
  - ③ 写真（縦4cm・横3cm、上半身・無帽）
  - ④ 印鑑

窓口で事前に相談のうえ、指定医師の診断書等の書類を添えて申請してください。（指定医師については窓口で確認してください。）



**内 容 変 更** 次の場合には、窓口で必ず手続きしてください。

- ① 住所、氏名が変わったとき
- ② 手帳を失くしたり、汚したりして使用できなくなったとき
- ③ 写真が古くなり写真の交換が必要になったとき
- ④ 障がいの程度が変化するときや、新たに障がい加わったとき
- ⑤ 手帳が不要になったとき

## 身体障害者障害程度等級表

※太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表します。

級別	視覚障害	聴覚または平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの			
2級	1 視力の良い方の眼の視力の和が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能、又はそしやく機能の喪失
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能、又はそしやく機能の著しい障害
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
7級				

- 【備考】1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級上の級とします。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とします。  
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とします。  
3. 異なる等級について、二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができます。  
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。  
5. 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。  
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいいます。  
7. 下肢の長さは前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。  
8. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、太実線より上であっても、一上肢又は一下肢のみの運動機能障害のときは第2種です。

### 3 手帳

等級	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの	幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により、上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により、上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢の全ての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							等級
心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	1級
					ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	2級
心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	3級
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4級
							5級
							6級
							7級

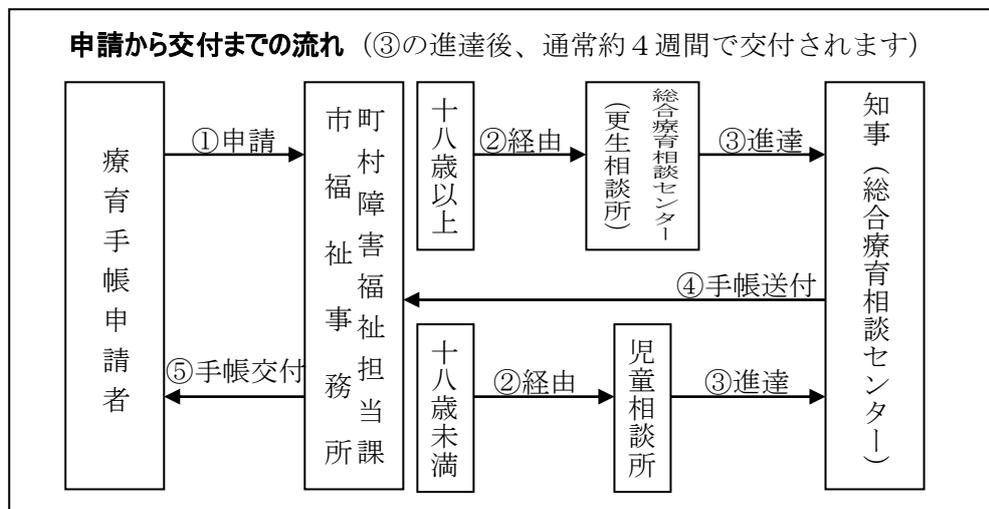
- 【備考】1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級上の級とします。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とします。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とします。
3. 異なる等級について、二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができます。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。
5. 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいいます。
7. 下肢の長さは前腸骨線より内くるふし下端までを計測したものをいいます。
8. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、太実線より上であっても、一上肢又は一下肢のみの運動機能障害のときは第2種です。

### 3 手帳

#### ■2 療育手帳



- 内 容** 療育手帳は、知的障がいのある方が一貫した療育・援護を受け、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。
- 交 付 対 象** 児童相談所又は総合療育相談センター（障害者更生相談所）で知的障がいと判定された方。
- 手 続** 写真等を添えて申請が必要です。（詳細は下記参照）
- 窓 口** お住まいの市福祉事務所、町村障害福祉担当課 83 ページ参照
- 必 要 な 物**
- ① 療育手帳交付申請書（窓口にあります。）
  - ② 写真（縦4cm・横3cm、上半身・無帽）
  - ③ 印鑑

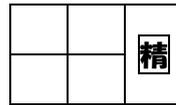


- 内 容 変 更** 次の場合には、窓口で必ず手続きをしてください。
- ① 住所、氏名が変わったとき
  - ② 手帳を失くしたり、汚したりして使用できなくなったとき
  - ③ 写真が古くなり写真の交換が必要になったとき
  - ④ 身体障害者福祉法に基づく障がい等級が変更になったとき
  - ⑤ 手帳が不要になったとき
  - ⑥ 再判定で非該当になったとき

#### 療育手帳判定基準

障害程度		判定の基準
最重度	A1	1 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という。）が、おおむね20以下のもの。
		2 指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という。）の1級、2級又は3級に該当するもの。
重度	A2	1 指数がおおむね21以上35以下のもので、上記A1に該当しないもの。
		2 指数がおおむね36以上50以下のもので、障害等級の1級、2級又は3級に該当するもの。
中度	B1	指数がおおむね36以上50以下のもので、上記A2に該当しないもの。
軽度	B2	1 指数がおおむね51以上75以下のもの。
		2 指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断書があり、県内の児童相談所（横浜市、川崎市、相模原市を除く。）又は県立総合療育相談センターの長が認めたもの。

### ■3 精神障害者保健福祉手帳



**内 容** 精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定して手帳を交付することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的としています。

**交 付 対 象** 精神障がいのために日常生活又は社会生活上に制限があると認められた方で、手帳の交付を希望する方が対象です。ただし、精神障がいを支給事由とする年金を受給中か、精神障がいと診断された日から6ヶ月以上経過していることが必要です。

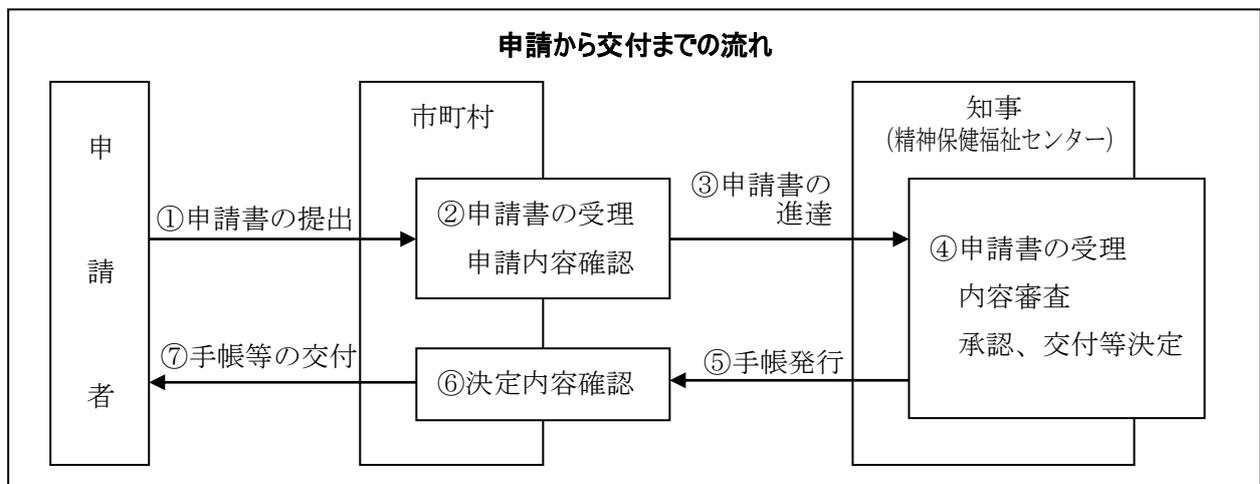
**手 続** 申請書、医師の診断書等を添えて申請が必要です。(詳細は下記参照)

**窓 口** お住まいの市町村(83ページ参照)に申請しますが、ご家族や医療機関職員等が代行することも可能です。申請用紙は、市町村・医療機関に用意されています。

- 必 要 な 物**
- ① 申請書
  - ② 医師の診断書(定められた様式)  
初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの
  - ③ 写真(縦4cm・横3cm、上半身・無帽)

\*障がい年金を受給している場合は、②の医師の診断書に代えて次の書類で申請できます。

- 年金裁定通知書と一体となっている場合はその部分を含む年金証書の写し
- 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書
- 年金の支給者(年金事務所又は共済組合)に照会するための同意書



**更 新** 有効期間は2年ですが、更新することができます。更新手続きは有効期限の3ヶ月前からできます。

**障 害 等 級**

等級	内 容
1 級	日常生活の用を弁ずることが不能な状態にある者
2 級	日常生活に著しい制限を受ける状態又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする者
3 級	日常生活若しくは社会生活に制限を受ける状態又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする者

## 4 医療

### 4 医療

#### ■1 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の給付

**内 容** 身体障がい児者や精神障がい者が所定の医療を受ける場合、一定所得未満の方は医療費の公費負担を受けることができます。

自己負担は原則 1 割ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定があります。

**更生医療**：身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の方が、治療することによって障がいの程度が軽くなり、仕事や日常生活での活動能力が高まる場合

**育成医療**：身体に障がいのある児童が指定された医療機関でその障がいを除去又は軽減するために治療を受ける場合

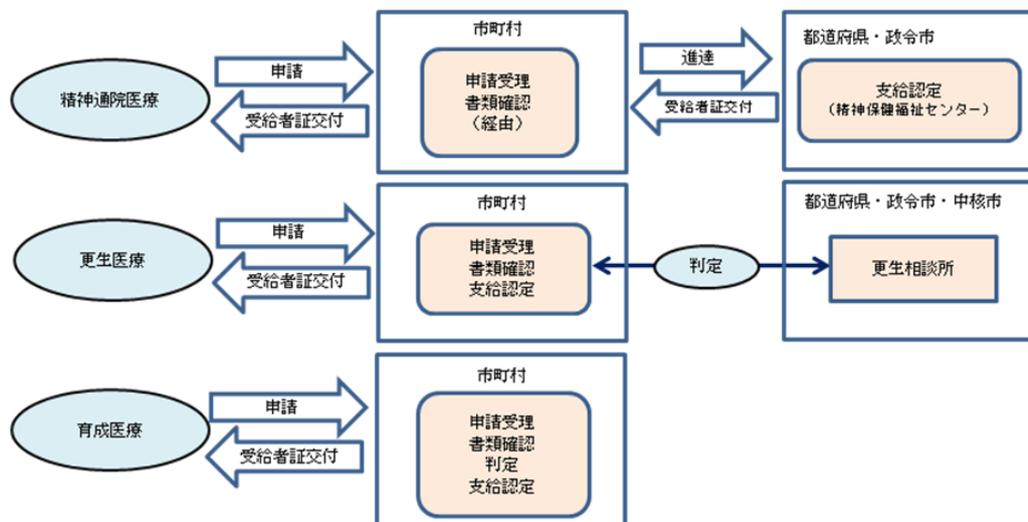
**精神通院医療**：精神障がいの医療を受けるために病院や診療所に通院する場合

**窓 口** 更生医療（18 歳以上）：市福祉事務所、町村障害福祉担当課 83 ページ参照

育成医療（18 歳未満）：市町村障害福祉担当課

精神通院医療：市町村障害福祉担当課

#### 利用手続きの流れ



#### ■2 重度障害者医療費の助成

**内 容** 重度障がい者が医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担の一部について助成します。

#### 対象となる障害者

- ① 1 級又は 2 級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② IQ が 35 以下の方
- ③ 3 級の身体障害者手帳の交付を受けている方で IQ が 50 以下の方
- ④ 1 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（通院医療対象）  
(助成対象や方法などが市町村によって異なりますので、あらかじめ市町村の窓口で確認してください。)

**窓 口** 市町村重度障害者医療費担当課

### ■3 障害者歯科診療

- 内 容** 障がい児者の歯科診療を促進するため、一次から三次の診療施設で構成されている「神奈川県心身障害児者歯科診療システム」を設けています。
- 利用できる方** 県内に在住の障がい児者
- 診療の体制**
- 一次診療：障害者歯科診療の研修を受けた歯科医が診療を行います。
  - 二次診療：一次診療で対応の難しい診療を行います。  
藤沢市、横須賀市（逗子市、葉山町を含む）、厚木市、平塚市、小田原市の障害者歯科診療所
  - 三次診療：全身麻酔や入院治療をする診療を行います。  
県立こども医療センター、神奈川リハビリテーション病院、神奈川県歯科大学附属病院、神奈川県歯科大学附属横浜研修センター、鶴見大学歯学部付属病院
- 窓口及び手続**
- 一次診療：担当医のいる診療所又は病院にお問合せください。  
別添「神奈川県障害者歯科一次医療担当医療機関名簿」参照
  - 二次診療：近隣の二次診療機関又は二次診療機関設置市福祉担当課にお問合せください。
  - 三次診療：一次診療担当医又は二次診療機関の紹介を受けてください。

### ■4 療養介護医療の給付

- 内 容** 独立行政法人国立病院機構等の病院に入院し必要な医療を受けることができます。ただし、世帯の所得等に応じて費用の負担があります。
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 83 ページ参照
- 利用できる方** 市町村から療養介護に係る支給決定を受けている障がい者

### ■5 乳幼児精密健康診査

- 内 容** 市町村長が委託した医療機関において精密検査が受けられます。
- 利用できる方** 乳児、1歳6か月児、3歳児の各健康診査などの結果により、精密に診断を行う必要があると市町村長が認めた乳幼児
- 窓 口** 市町村母子保健担当課

### ■6 精神障害者入院医療援護金

- 内 容** 精神科病院に月の初日から月の末日まで入院している方で、医療費の自己負担額が月1万円以上の場合、月額1万円が支給されます。
- 利用できる方** 入院患者の住所が県内（横浜市、川崎市及び相模原市を除く）にあり、入院患者及び入院患者と同一世帯に属する世帯員全員の前年の所得税額を合算した額が87,000円以下の方  
※ 支給要件があります。詳しくは下記窓口までお問い合わせください。
- 窓 口** 県がん・疾病対策課 精神保健医療グループ  
TEL (045)210-1111 内線 4727～4730
- 手 続** 精神障害者入院医療援護金交付申請書、世帯全員の住民票、所得税額の証明書

## 4 医療

が必要です。

### ■7 小児慢性特定疾病医療費の助成

**内 容** 次の対象疾病に該当し、一定の認定基準を満たす18歳未満の児童等（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）が、児童福祉法に基づく指定を受けた医療機関に入院又は通院等したとき、その医療費が助成されます。ただし、世帯の所得に応じて費用の負担があります。

- 助成対象疾病** (平成30年4月現在)
- 1 **悪性新生物**  
神経芽腫 等
  - 2 **慢性腎疾患**  
微小変化型ネフローゼ症候群 等
  - 3 **慢性呼吸器疾患**  
気管支拡張症 等
  - 4 **慢性心疾患**  
心室中隔欠損症 等
  - 5 **内分泌疾患**  
成長ホルモン分泌不全性低身長症 等
  - 6 **膠原病**  
全身性エリテマトーデス 等
  - 7 **糖尿病**  
1型糖尿病 等
  - 8 **先天性代謝異常**  
ウィルソン病 等
  - 9 **血液疾患**  
血友病 等
  - 10 **免疫疾患**  
後天性免疫不全症候群 等
  - 11 **神経・筋疾患**  
先天性水頭症 等
  - 12 **慢性消化器疾患**  
胆道閉鎖症 等
  - 13 **染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群**  
13トリソミー症候群 等
  - 14 **皮膚疾患**  
色素性乾皮症 等
  - 15 **骨系統疾患**  
胸郭不全症候群 等
  - 16 **脈管系疾患**  
巨大動静脈奇形 等

(注) 18歳時点で引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで延長が可能です。

**窓 口** 保健福祉事務所(86ページ参照)、藤沢市子育て給付課、茅ヶ崎市保健所

**手 続** 申請書や、指定医の作成した医療意見書などが必要となり、その他にも加入医療保険や疾病の状況などにより必要書類が異なります。

## ■8 特定医療費(指定難病)医療給付

- 内 容** 次の対象疾病(※)に該当し、一定の認定基準を満たしている場合、その疾病に係る保険医療費の自己負担分の一部を公費負担します。  
 ※ 平成30年4月から331種類に拡大されました。対象疾病は、県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f531594/>をご覧ください。
- 窓 口** 政令市在住の方は、83、84ページ記載の保健センター等  
 その他県域にお住まいの方は、86、87ページ記載の保健所、または保健福祉事務所(センター)
- 手 続** 特定医療費支給認定申請書、臨床調査個人票、世帯全員の住民票の写し、健康保険証のコピー及び市町村民税の課税状況が確認できる書類等が必要です。  
 ※ 指定難病の医療給付については、難病対策の法制化に伴い、平成27年1月から大幅に制度が変わっています。詳細については、県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f531594/>をご覧ください。

## ■9 療育医療

- 内 容** 18歳未満の結核にかかっている児童(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く)が指定療育機関に入院した費用と、そこでの学習や療養生活に必要な物品等の支給をします。
- 窓 口** 保健福祉事務所、藤沢市保健所、茅ヶ崎市保健所 87ページ参照
- 手 続** 療育給付申請書、療育給付意見書、世帯調書、所得証明書等が必要です。
- 費 用** 保護者の所得税額により自己負担があります。

## ■10 養育医療

- 内 容** 指定養育医療機関に入院した未熟児が生活能力を得るために必要な医療が受けられます。
- 利用できる方** 1歳未満の未熟児(出生時体重2,000g以下、または生活力が特に薄弱な乳児)
- 窓 口** 市町村
- 手 続** 養育医療給付申請書、養育医療意見書、世帯調書、所得税課税証明書、誓約書が必要です。
- 費 用** 保護者の所得税額により自己負担があります。

## 4 医療

### ■11 小児医療費の助成

内 容	区分	内容
	実施主体	市町村
	給付対象	入院は0歳～中学卒業まで、通院は小学校就学前まで。
	所得制限	児童手当法に準じた所得制限が設けられます。
	給付方法	小学校就学前の小児は医療証の発行により医療機関での支払は不要です。 小学生以上の小児は保護者からの申請により支払います。
	自己負担	入院時食事療養費の標準負担額

なお、市町村によって所得制限の内容、通院の対象年齢など対象を一部拡大している場合があります。また、市町村によって自己負担金がかかることがあります。

窓 口 市町村

手 続 所得額を証する書類のほかに、小学校就学前の小児は医療証の交付申請書、小学生以上の小児は小児医療費助成申請書、医療費の領収書などが必要です。

### ■12 ひとり親家庭等医療費の助成

内 容 医療機関等で保険診療を受ける場合、保険対象者の自己負担分（入院時食事療養費を除く）について助成します。市町村によって自己負担金がかかることがあります。

利用できる方 次のすべてに該当する児童及びその児童を監護している父又は母等

- ① 父又は母の死亡等により父又は母のみの児童及び父又は母が重度の障がいの状態にある児童
- ② 対象となる児童が、18歳になった日以降の最初の3月31日までの者  
（ただし、一定の障がいの状態にあるときや学校教育法に規定する高等学校等に在学しているときは、20歳未満の者）
- ③ ひとり親、養育者及び扶養義務者等の所得が児童扶養手当支給の所得制限内であること

窓 口 市町村ひとり親家庭等医療費助成事業担当課

手 続 医療証交付申請書、ひとり親家庭等認定調書、住民票記載事項証明書、所得証明書などが必要です。（児童扶養手当を受給している方は一部の書類は省略できます。）

## ■13 後期高齢者医療制度による医療給付

**内 容** 医療機関で保険証を提示すれば、一部負担金を支払うことで保険診療が受けられます。

一部負担金は、原則として医療費の1割（現役並み所得者は3割）ですが、支払った合計額が自己負担限度額を超えると、高額療養費制度により、払い戻されます。

なお、所得区分が区分Ⅰ・Ⅱに該当する方は、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、窓口での支払いがそれぞれの医療機関等ごとに、自己負担限度額までとなります。

また、入院時に負担する食事療養標準負担額(食費)などが軽減されます。

事前の申請等、詳細は、お住まいの市区町村の担当窓口を確認してください。

所得区分	負担割合	自己負担限度額（月額）		食事療養標準負担額 （1食あたり、療養 病床に入院する場 合を除く※3）
		外来 （個人ごと）	外来+入院 （世帯の限度額）	
現役並み 所得者Ⅲ	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [140,100円]※1		460円 ※4
現役並み 所得者Ⅱ	3割	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [93,000円]※1		
現役並み 所得者Ⅰ	3割	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円]※1		
一般	1割	18,000円※2	57,600円 [44,400円]※1	
区分Ⅱ （低所得者Ⅱ）	1割	8,000円	24,600円	入院日数※5が 90日以下 210円 91日以上 160円
区分Ⅰ （低所得者Ⅰ）	1割	8,000円	15,000円	100円

※1[ ]内の金額は、過去12カ月の自己負担限度額を超えた給付を3回以上受けた場合、その月が4回目以降の給付のときに適用されます。

※2年間限度額は144,000円です。

※3療養病床に入院する場合に負担する生活療養標準負担額についても所得区分等に応じた金額が設定されています。食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は高額療養費の算定には入りません。

※4区分Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病患者の場合は260円です。

※5当該月を含めた過去12カ月の入院日数です。

**利用できる方**

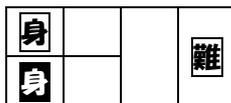
- ① 75歳以上の方（ただし、生活保護を受けている方等を除く）
- ② 65歳以上75歳未満の方で一定程度の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた方

**窓 口** 市区町村後期高齢者医療制度担当課

## 5 補装具等

### 5 補装具等

#### ■1 補装具費の支給



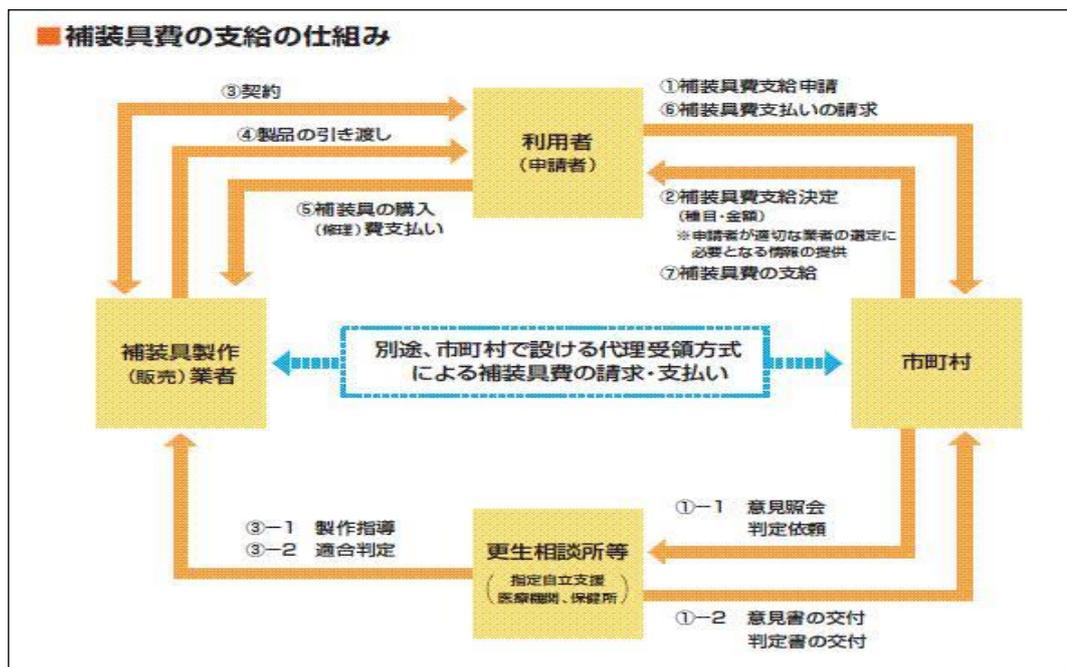
**内 容** 身体障がい児・者又は難病患者等の方は、障がいの内容や程度によって、一定の条件のもと次の補装具の購入・借受け・修理に要する費用の支給が受けられる場合があります。一定以上の所得がある方は、支給の対象になりません。

補装具の種類	身体障がい児・者	
	18歳未満	18歳以上
義肢	○	○
装具	○	○
座位保持装置	○	○
盲人安全つえ	○	○
義眼	○	○
眼鏡	○	○
補聴器	○	○
車椅子	○	○
電動車椅子	○	○
歩行器	○	○
歩行補助つえ	○	○
座位保持椅子	○	×
起立保持具	○	×
頭部保持具	○	×
排便補助具	○	×
重度障害者用意思伝達装置	○	○

※借受けの対象となる種目 (①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品  
②重度障害者用意思伝達装置(本体) ③歩行器 ④座位保持椅子)

**窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 83 ページ参照

**費 用** ○ 障がい者等の家計の負担能力に応じた負担が原則となります(=応能負担。ただし、応能負担額よりも1割相当額が低い場合には、低い方の額を負担)。また、障害福祉サービス等と合算した利用者負担となります。  
○ 負担が増えすぎないように、所得に応じた月額負担上限額が設定されています。



## ■2 日常生活用具の給付



- 内 容** 重度の身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者、難病患者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、一定の条件のもと、次の要件を満たす6種の用具が給付又は貸与される場合があります。
- 要 件**
- 障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。
  - 障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの。
  - 用具の製作、改良又は開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの。
- 用具の種類等**
- 介護・訓練支援用具**  
特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等
  - 自立生活支援用具**  
入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
  - 在宅療養等支援用具**  
電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具
  - 情報・意思疎通支援用具**  
点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
  - 排泄管理支援用具**  
ストマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
  - 居宅生活動作補助用具**  
障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
- 窓 口** 具体的な品目や対象となる障がい程度、費用負担等詳細はお住まいの市福祉事務所、町村障害福祉担当課（83 ページ参照）にお問い合わせください。

## ■3 軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業

- 内 容** 障害者総合支援法による補装具支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用を補助します。  
※ 補助は、県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）に在住の方が対象となります。  
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市に在住の方は各市にお問い合わせ下さい。
- 要 件**
- 神奈川県内に居住する18歳未満の者であること。
  - 平均聴力レベルが両耳とも原則として30デシベル以上であって、聴覚障がい事由とする身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
  - 中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的な治療により聴力の回復する見込みがないこと。
  - 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医等が判断した者であること。
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 83 ページ参照
- 費 用** 所得制限があります。また、所得に応じて一部自己負担があります。補助限度額については、市町村により異なりますので、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

## 5 補装具等

### ■4 身体障害者補助犬の給付



- 内 容** 視覚障がい、肢体不自由、聴覚障がいにより日常生活に著しい障がいのある方で、所定の訓練を経て、身体障害者補助犬の使用が適当と認められる方に対し、身体障害者補助犬を給付します。
- 窓 口** 県障害福祉課 社会参加推進グループ  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
TEL (045) 210-1111 内線 4711  
FAX (045) 201-2051
- 費 用** 宿泊訓練にかかる飲食費等について自己負担あり
- 留 意 点** 給付数は盲導犬、介助犬、聴導犬合わせて年間数頭です。希望者多数の場合は、給付が翌年度以降になる場合があります。

### ■5 身体障害者補助犬の診療費助成



- 内 容** 神奈川県内（横浜市、川崎市を除く）在住の身体障害者補助犬及びそのリタイア犬使用者が、（社）神奈川県獣医師会会員の病院で受診する場合に、診療費の一部を助成します。
- 窓 口** （公社）神奈川県獣医師会  
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-16-14 ヤマキビル3-A  
TEL (0466) 86-5077/FAX (0466) 86-5078

## 6 在宅支援

### ■1 ホームヘルプサービス



- 内 容** 障がい児者が日常生活を営むうえで支障をきたしたり、介助の手が必要となったときにホームヘルパーの派遣を求めることができます。
- 利用できる方** 身体障がい児者・知的障がい児者・精神障がい者・難病患者等（障がい支援区分等によって利用できるサービスが異なります）
- 事業の種類** ① 居宅介護（身体の介護、家事の援助、通院等時の付き添い）  
 ② 重度訪問介護（重度の肢体不自由者や著しい行動障がいのある知的障がい者・精神障がい者に対する介護等を総合的に提供）  
 ③ 行動援護（知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護等の提供）  
 ④ 同行援護（視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時における移動の援護）
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（83 ページ参照）、相談支援事業所
- 費 用** 利用者負担があります。
- 一 覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」  
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/> 参照
- そ の 他** 移動時の付き添いについては、市町村が実施する移動支援事業となります。詳細は窓口でご確認ください。

### ■2 短期入所(ショートステイ)サービス



- 内 容** 介護者又は家族の病気・冠婚葬祭などの理由で、障がい児者の介助を行えなくなったときや、介護者が疲労回復をはかるとき、一時的に施設の機能を活用するときなどに、障がい児者が施設等を短期間利用することができます。
- 利用できる方** 身体障がい児者・知的障がい児者・精神障がい者・難病患者等
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（83 ページ参照）、相談支援事業所
- 費 用** 利用者負担と、食費・日用品費等の実費負担があります。
- 一 覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」  
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/> 参照
- そ の 他** 医療型短期入所を除き、宿泊を伴わない場合は、市町村が実施する日中一時支援事業となります。詳細は窓口でご確認ください。

## 7 療育相談・支援

### 7 療育相談・支援

#### ■1 在宅重症心身障害児者訪問支援など



- 内 容** 医療型障害児入所施設等の専門職員が家庭を訪問し、療育の相談・支援をします。
- 利用できる方** 県内在住の重症心身障害児者とその保護者（政令指定都市・中核市を除く）
- 窓 口** 18歳未満は児童相談所 85 ページ参照、  
18歳以上は市福祉事務所・町村障害福祉担当課 83 ページ参照

#### ■2 早期療育外来事業



- 内 容** 障がいがあるか、障がいの可能性のある乳幼児への診療、機能訓練及び療育相談等を通じて発達の支援と親子支援を行います。
- 利用できる方** 県内在住の0歳から概ね3歳までの障がい児とその保護者
- 相談の種類** ○ 診療・療育相談  
○ 機能訓練、集団療育訓練
- 窓 口** 県立総合療育相談センター（外来受付）  
〒252-0813 藤沢市亀井野 3119  
TEL (0466) 84-5700(代表)  
FAX (0466) 84-2970
- 費 用** 保険診療による費用がかかります。

#### ■3 障害児地域訓練



- 内 容** 在宅の障がい児が必要とする生活や機能の訓練・指導を、指導員や保育士が、集団で会場を設けて定期的に行います。実施の有無や利用できる方、費用等はお住いの市町村にお問合せください。
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 83 ページ参照

#### ■4 障害児通所支援



※精神障がい者のうち18歳未満の方も含みます

- 内 容** 在宅の障がい児が必要とする日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を指導員や保育士により行います。
- 利用できる方** 身体に障がいのある児童・知的に障がいのある児童・精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）・難病患者で市町村から支給決定を受けた児童
- 事業の種類** ① 児童発達支援（未就学児の療育等を通所支援にて行います。）  
② 医療型児童発達支援（医療機能を有する児童発達支援です。）  
③ 居宅訪問型児童発達支援（外出が困難な障がい児に訪問支援を行います。）  
④ 放課後等デイサービス（就学児の療育等を通所支援にて行います。）  
⑤ 保育所等訪問支援（保育所等に訪問し、環境調整や療育支援を行います。）

- 窓 口 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（83 ページ参照）、相談支援事業所  
 一 覧 「障害福祉情報サービスかながわ」  
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/default.asp> 参照  
 費 用 利用者負担と飲食費等の実費負担があります。

## ■5 障害児者等歯科保健事業



- 内 容 むし歯や歯周病予防の相談（必要に応じて歯科検診や予防処置を実施）や、食べ方相談を行います。
- 利用できる方 保健所設置市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）を除く県内在住の障がい児者またはその疑いがある方
- 窓 口 各保健福祉事務所、各保健福祉事務所各センター 保健福祉課歯科担当者  
86、87 ページ参照

## ■6 障害児入所施設

※ 障害児入所施設の利用を希望する障がい児の保護者の方は、障害児入所施設と契約を結び、これに基づきサービスを受けます。詳細は、お住まいの地域を所管する児童相談所（85 ページ参照）にお問い合わせください。

### 福祉型障害児入所施設



- 内 容 障害児入所施設に入所し、自立した日常生活または社会生活が送れるように支援を行います。
- 窓 口 児童相談所 85 ページ参照
- 一 覧 「障害福祉情報サービスかながわ」  
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/default.asp> 参照

### 医療型障害児入所施設



- 内 容 障害児入所施設や指定発達支援医療機関に入所し、自立した日常生活または社会生活が送れるように支援を行います。
- 窓 口 児童相談所 85 ページ参照
- 一 覧 「障害福祉情報サービスかながわ」  
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/default.asp> 参照

## 8 教育

# 8 教育

### ■1 教育相談

**内 容** 障がいのある幼児・児童・生徒の教育相談を行っています。

**利用できる方** 障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者等

**相談の内容**

- 生活習慣：日常生活、しつけ、育て方、自立など
- 学習：学習意欲、学習方法、学業不振など
- 言語：言語の遅れ、コミュニケーション、構音など
- 運動：粗大・微細運動、麻痺、移動など
- 行動：多動、パニック、集団不適應など
- 進路：就学相談、進路選択など
- 検査：視聴覚や心理の検査

**窓 口** 次の施設で相談を行っています。

名称	所在地	TEL FAX	最寄駅
県立総合教育センター (亀井野庁舎) 教育相談センター	〒252-0813	(0466) 81-8521	小田急線 六会日大前駅
	藤沢市亀井野 2547-4	(0466) 83-4500	
横浜市特別支援教育総合センター	〒240-0044	(045) 336-6020	相鉄線和田町駅
	横浜市保土ヶ谷区仏向町845-2	(045) 333-1455	
川崎市総合教育センター 特別支援教育センター	〒213-0001	(044) 844-3700	東急田園都市線 二子新地駅
	川崎市高津区溝口6-9-3	(044) 844-3604	
相模原市青少年相談センター	〒212-0024	(044) 541-3633	JR 南武線鹿島田駅
	川崎市幸区塚越1-60	(044) 511-3156	
相模原市青少年相談センター	〒252-0239	(042) 752-1658	JR 横浜線 相模原駅
	相模原市中央区中央3-13-13	(042) 758-5219	

**手 続** あらかじめ電話で予約をして下さい。

### ■2 市町村の就学相談・指導

**内 容** 市町村の教育委員会では、障がいのある幼児・児童・生徒に適切な支援を行うため、就学についての相談を行っています。

**利用できる方** 障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者

**相談・指導の内容**

- 就学の相談・指導  
適切な教育の場や教育内容についての情報提供及び相談等
- 教育相談  
学習、言語、運動、行動など

**窓 口** 市町村教育委員会

### ■3 小・中学校 特別支援学級

- 内 容** 障がいのある児童・生徒の教育のために、小学校、中学校にそれぞれの障がいに応じて次のような特別支援学級が設けられています。
- 知的障害学級
  - 肢体不自由学級
  - 病弱・身体虚弱学級
  - 弱視学級
  - 難聴学級
  - 言語障害学級
  - 自閉症・情緒障害学級
- 対象となる方** 障がいのある児童・生徒で特別支援学級における支援を必要とする児童・生徒
- 教育内容** 国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
- 窓 口** 市町村教育委員会

#### 通級による指導（通級指導教室等）

- 内 容** 通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒に、障がいに応じた教育課程で特別の指導を行うための教室です。
- 対象となる方** 小学校、中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒のうち、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの障がいがあり、通級指導教室における支援を必要とする児童・生徒
- 教育内容** 国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）の各教科などの教育は、主として在籍している通常の学級で行い、通級指導教室では、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
- 窓 口** 市町村教育委員会

### ■4 高等学校

#### インクルーシブ教育実践推進校

- 内 容** 共生社会の実現をめざし、知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を広げるため、すべての生徒が共に学び相互に理解を深める教育に取り組む学校です。
- 対象となる方** 知的障がいがあり、次の項目すべてに該当する生徒
- 学級集団での学習及び生活が可能な生徒
  - 学校生活において、原則として常時の医療的な配慮を必要としない生徒
  - 公共交通機関等を利用して、自力での通学や校外における学習活動への参加が可能な生徒
  - 志願先のインクルーシブ教育実践推進校が実施する中高連携事業（学校説明会、授業見学会、学校行事等見学会）などへの参加をとおして、高校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある生徒
  - 入学後、将来の自立に向けて、学校生活に積極的に取り組む意欲のある生徒
- 教育内容** 各高校が行っている教育課程を基本とし、生徒一人ひとりの状況に応じて必要な配慮を行いながら、知識や技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性等を育む。
- 卒業後の自己実現と円滑な社会接続に向けて、3年間をとおして計画的な

## 8 教育

キャリア教育を行い、社会で必要となる能力の向上をめざす。

すべての生徒が、共に学ぶことを通じて、集団の中で互いを理解しながら、社会性・思いやりの心を育む。

窓 口 県教育委員会教育局 インクルーシブ教育推進課

### 通級による指導

**内 容** 通級による指導とは、高等学校等に在籍する障がいのある生徒で、障がいの状態の改善又は克服を目的とした指導が必要な生徒に対して、高等学校等における特別の指導の場で行う特別の教育課程による指導です。

**対象となる方** 高等学校に在籍する生徒のうち、自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいがあり、通級による指導を希望する生徒です。

**教育内容** 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）を行います。

窓 口 県教育委員会教育局 高校教育課

## ■5 特別支援学校

### 視覚障害教育部門

**内 容** 視覚に障がいのある幼児・児童・生徒のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識及び技能の習得を図るための教育部門です。

**対象となる方** 視覚障がいがあり、特別支援学校における支援を必要とする幼児・児童・生徒

**教育内容**

- 国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
- 高等部職業学科においては、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうの知識・技能を習得する。

窓 口 市町村教育委員会・特別支援学校

### 聴覚障害教育部門

**内 容** 聴覚に障がいのある幼児・児童・生徒のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識及び技能の習得を図るための教育部門です。

**対象となる方** 聴覚障がいがあり、特別支援学校における支援を必要とする幼児・児童・生徒

**教育内容**

- 国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
- 高等部職業学科においては、デザイン、情報ビジネス、理容、美容の知識、技能を習得する。

窓 口 市町村教育委員会・特別支援学校

### 知的障害教育部門

**内 容** 知的障がいのある児童・生徒のための教科を中心とした教育を行い、同時に一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るた

めに必要な知識・技能の習得を図るための教育部門です。

- 対象となる方** 知的障がいがあり、特別支援学校における支援を必要とする児童・生徒
- 教育内容** 生活（社会・理科）・国語・算数（数学）・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
- 窓** □ 市町村教育委員会・特別支援学校

### 肢体不自由教育部門

- 内容** 肢体不自由のある児童・生徒のために小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識・技能の習得を図るための教育部門です。
- 対象となる方** 肢体の機能に障がいがあり、特別支援学校における支援を必要とする児童・生徒
- 教育内容** 国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
- 窓** □ 市町村教育委員会・特別支援学校

### 病弱教育部門

- 内容** 慢性の呼吸器・腎臓・神経等の疾患のための医療又は生活規制を必要とする学齢児童・生徒のために小学校又は中学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの疾患の状態に基づく学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識及び技能の習得を図るための教育部門です。
- 対象となる方** 病弱教育部門のある特別支援学校が隣接又は併設されている医療機関で医療を受け、特別支援学校における支援を必要とする児童・生徒
- 教育内容** 国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの疾患に基づく学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
- 窓** □ 市町村教育委員会・特別支援学校

## ■6 筑波大学附属久里浜特別支援学校

- 内容** 筑波大学附属久里浜特別支援学校は、早期からの効果的な教育を行うため、幼稚園と小学部を設置し、筑波大学、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所と連携・協力を図っています。  
○ 遠隔地から入学する幼児・児童のために、寄宿舎を設置しています。
- 対象となる方** 知的障がいを伴う自閉症があり、当校での教育を受けることが適当と認められる幼児・児童
- 教育内容** ○ 心身の適応を図り、運動・感覚・コミュニケーションなどの基礎的な力を身につける。  
○ 子供の能力や特性に応じた教科学習を通じ、学習面や生活面で必要な知識や技術を身につける。  
○ 日常生活の基本動作（食事、排せつなど）の技能を高め、習慣形成を図る。  
○ 早期教育相談：主に障がいのある乳幼児を対象に、教育的指導・サポートを行います。また、保護者や幼稚園・保育所等が抱えている問題についての相談も行っています。相談形態には、「来談・電話・E-mail 等による相談」があります。（但し、内容によっては対

## 8 教育

応できない場合もあります)

- 窓** □ 筑波大学附属久里浜特別支援学校 副校長  
〒239-0841 横須賀市野比5-1-2  
TEL (046) 848-3441  
FAX (046) 848-3740  
<http://www.kurihama.tsukuba.ac.jp>
- 費** **用** ○ 小学部の入学選考時には、検定料(1,000円)がかかります。  
○ 幼稚部の入学時には、入園料(1,200円)及び保育料(年額3,600円)がかかります。  
○ 早期教育相談は無料です。

### ■7 横浜国立大学教育学部附属特別支援学校

- 内** **容** 横浜国立大学教育学部附属特別支援学校は、知的障がいのある児童・生徒が学ぶ学校です。小学部、中学部、高等部を設置し、横浜国立大学と連携しながら「やさしい心 じょうぶな体 がんばる力」のある児童・生徒を育成しています。
- 対 象** **と** **な** **る** **方** 療育手帳を取得している知的障がいのある幼児・児童・生徒  
(学部毎に定められている通学時間内に自宅から通学できることが条件となります。)
- 教 育** **内** **容** 子どもたちの心身の調和的発達とともに、個々の可能性を最大限に高めることをねらいに、一人ひとりの発達や障がいの状態、特性や強みに応じた個別教育計画を作成し、地域社会と連携しながら自立と社会参加に必要な知識、技能及び態度を育成しています。
- 窓** □ 横浜国立大学教育学部附属特別支援学校 副校長  
〒232-0061 横浜市南区大岡2-31-3  
TEL 045-742-2291  
FAX 045-743-4746  
<http://fuyou.ynu.ac.jp>
- 費** **用** ○ 入学検定料 小学部 1,000円 中学部 1,500円 高等部 2,500円  
○ 入学料 2,000円(入学前に納付、高等部のみ)  
○ 授業料 4,800円(年額、高等部のみ)  
○ 他に学部教材費・給食費・PTA会費・後援会費などが必要となります。

## 9 年金・手当等

### ■1 障害基礎年金

身	知	精

内 容 次の条件をすべて満たす者に支給されます。

- ① 国民年金加入中に初診日があること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で日本国内に住所を有していること。
  - ② 初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち保険料を納めた期間（免除期間含む）が被保険者期間の2/3以上であること。
  - ③ 障がい認定日（原則として初診日から1年6か月の時点）に1級または2級の障がいの状態にあること。または、障がい認定日に該当しなかった方が65歳の前日までに該当するようになり、請求したとき。ただし、20歳前に初診日のある障がいでは、上記①、②に該当しなくても、20歳以降に1級または2級の障がいの状態にある者は対象となります。
- ※ ②については平成38年4月1日前に初診日がある場合（初診日において65歳未満である者にかぎる）、その前々月までの1年間が保険料を納めた期間（免除期間含む）であればよいことになっています。

年金額 (平成29年4月分より)	1級	974,125円
	2級	779,300円

※ 「1級、2級」は「国民年金法」にある等級です。

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳（18歳の誕生日後の3月31日まで）までの子、又は20歳未満で1級・2級の障がいの状態にある子は、年金額の加算の対象になります。

子の加算額 (平成28年4月分より)	1人目・2人目	224,300円
	3人目以降	74,800円

なお、20歳前の初診日又は昭和36年4月1日前の初診日により障害基礎年金を受給している者は、所得が一定の額を超える場合（次表参照）は支給されません。（障害基礎年金の受給権の他に公的年金の受給権が発生する場合等には支給の制限があります。）

扶養親族等の数	前年分本人所得額	
	全額停止	一部（1/2）支給停止
0人	4,621,000円	3,604,000円
1人	5,001,000円	3,984,000円
備考	以下、1人増すごとに380,000円を加算	以下1人増すごとに380,000円を加算

※ 一部（1/2）支給停止とは、年金額1/2支給のこと。

窓 □ 市町村国民年金担当課（係）

## 9 年金・手当等

### ■2 障害厚生年金



内 容 次の条件をすべて満たす者に支給されます。

- ① 厚生年金に加入している間に初診日があること。
- ② 初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち保険料を納めた期間（免除期間含む）が被保険者期間の2/3以上であること。または、平成38年4月1日より前の初診日がある場合（初診日において65歳未満である者に限る）、その前々月までの1年間に保険料を納めた期間（免除期間含む）であればよいことになっています。  
※障害基礎年金と同じ
- ③ 障がい認定日（原則として初診日から1年6ヶ月時点）に1級～3級の障がいの状態にあること。または、障がい認定日に障がい等級に該当しなかった方が65歳の前日までに該当し請求したとき。

年金額 (平成29年4月分より)	1級	報酬比例の年金額×1.25
	2級	報酬比例の年金額
	3級	報酬比例の年金額 584,500円に満たないときは、584,500円

※①報酬比例の年金額は、厚生年金加入時の給与等（報酬）に比例する年金のため、その方によって異なります。

※②障害等級1級・2級の場合、障害基礎年金を合わせて支給されます。

障害厚生年金1級・2級の受給者によって生計維持される65歳未満の配偶者がいる場合、配偶者加給年金額が加算されます（原則）

配偶者加給年金額	224,300円
----------	----------

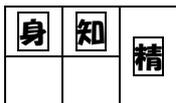
窓 口 最寄りの年金事務所または年金相談センター

年金事務所	所在地	電話番号	FAX番号
鶴見	〒230-8555 横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5 TG鶴見ビル2・4階	045-521-2641	045-504-5600
港北	〒222-8555 横浜市港北区大豆戸町515	045-546-8888	045-546-8881
横浜中	〒231-0012 横浜市中区相生町2-28	045-641-7501	045-641-7578
横浜西	〒244-8580 横浜市戸塚区川上町87-1 ウェルストン1ビル2階	045-820-6655	045-825-4381
横浜南	〒232-8585 横浜市南区宿町2-51	045-742-5511	045-714-7250
川崎	〒210-8510 川崎市川崎区宮前町12-17	044-233-0181	044-233-0189
高津	〒213-8567 川崎市高津区久本1-3-2	044-888-0111	044-866-1200
相模原	〒252-0388 相模原市南区相模大野6-6-6	042-745-8101	042-744-7700
平塚	〒254-8563 平塚市八重咲町8-2	0463-22-1515	0463-21-3500
厚木	〒243-8688 厚木市栄町1-10-3	046-223-7171	046-224-8200
小田原	〒250-8585 小田原市浜町1-1-47	0465-22-1391	0465-24-0095
横須賀	〒238-8555 横須賀市米が浜通1-4 Flos 横須賀	046-827-1251	046-827-2200
藤沢	〒251-8586 藤沢市藤沢1018	0466-50-1151	0466-50-1242

※ 国民年金・厚生年金の一般的な年金相談として「ねんきんダイヤル」を設置しております。

ねんきんダイヤル (0570) 05-1165

### ■3 特別障害給付金



**内 容** 次の条件を満たす者に支給されます。

- ① 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生
- ② 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者年金(厚生年金、共済組合等)加入者の配偶者

であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日(障がいの原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいの状態に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象外です。

支給額	障害基礎年金1級に該当する方	月額51,650円(H30年度) (2級の1.25倍)
	障害基礎年金2級に該当する方	月額41,320円

- 注：ア 給付金の額は、毎年度自動物価スライドされます。  
 イ 所得により全額又は半額、支給制限となる場合があります(20歳前に初診日がある障害基礎年金と同じ)。  
 ウ 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、支給の調整があります。  
 エ 経過的福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の受給資格は喪失します。  
 オ 給付金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期にそれぞれの前月までの分が支給されます。(初めて給付金を受け取られるときなど、特別な場合は奇数月に支払が行われることがあります。)

- 窓 口**
- 給付金請求の窓口は、市町村国民年金担当課(係)  
(給付金は、請求のあった月の翌月分から支給されます。請求が遅れた場合、遡って受給できませんので、できる限り早期に請求を行ってください。給付金請求に必要な書類等が全てそろわない場合であっても、まずは市区町村窓口で請求書を提出してください。)
  - 障がい認定等の審査、支給事務は、日本年金機構 神奈川事務センター(障がい認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど、非常に時間がかかる場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数か月必要となりますので、あらかじめご了承ください。なお、支給が決定されれば、請求書の受付月の翌月まで遡って支給額が計算されます。)

**お問い合わせ先** 最寄りの市区町村窓口、年金事務所までお願いします。

■4 在宅重度障害者等手当



**内 容** 基準日（毎年8月1日）において、県内に継続して6か月以上居住している在宅の「重度重複障がい者等」に支給されます。（65歳以上で新たに障がい者となられた方を除く）

- 「重度重複障がい者等」とは、つぎのいずれかに該当される方を指します。
- ① 身体障がい、知的障がい、精神障がいのうち、重度の障害者手帳等を2つ以上お持ちの方
  - ② 特別障害者手当または障害児福祉手当を受給されている方
- ※ 支給前年度の8月1日から支給年度の7月31日までの間に、施設や病院等に継続して3か月を超えて入所（入院）されている場合は、支給の対象外となります。
- ※ 所得による制限があります。（20歳以上の方は特別障害者手当の、20歳未満の方は障害児福祉手当の所得制限額に準じます。）
- ※ 受給資格の認定を受けた方については、毎年、現況届の提出が必要です。

**支 給 額** 年額 60,000 円（支払月：1月末）

**窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 83 ページ参照

■5 特別障害者手当



**内 容** 日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者（20歳以上）に支給されます。ただし、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院している場合又は施設等に入所されている場合は、資格喪失となります。また、所得が一定の額を超える場合（次表参照）は支給停止となります。

なお、原爆被爆者の介護手当、公害被害者補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。

月額 26,940 円（平成30年4月1日現在） 支払月：2, 5, 8, 11月

（所得制限）

扶養親族等の数	前年分所得	
	本人（請求者）	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
備考	以下、1人増すごとに 本人の場合 380,000円 配偶者等の場合 213,000円 を加算	

該当する障がい程度 … 手当認定基準より

障がいや病状が次のうち2つに該当するか、又はそれと同程度以上に重度な者

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（内部障がい等）
- 7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（注）7の「精神の障がい」には知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がいも含まれません。

窓 □ 福祉事務所 83 ページ参照

## ■6 障害児福祉手当



内 容 日常生活において、常時介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）に支給されます。ただし、障がいを支給事由とする年金を受給している場合、又は施設等に入所されている場合は資格喪失となります。また、所得が一定の額を超える場合（次表参照）は支給停止となります。

月額 14,650 円 （平成 30 年 4 月 1 日現在） 支払月：2, 5, 8, 11 月

（所得制限）

扶養親族等の数	前年分所得	
	本人（請求者）	配偶者及び扶養義務者
0 人	3,604,000 円	6,287,000 円
1 人	3,984,000 円	6,536,000 円
2 人	4,364,000 円	6,749,000 円
3 人	4,744,000 円	6,962,000 円
備考	以下、1 人増すごとに 本人の場合 380,000 円 配偶者等の場合 213,000 円 を加算	

該当する障がい程度 … 手当認定基準より

障がいや病状が次のうちいずれかに該当する者

- 1 両眼の視力の和が 0.02 以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（内部障がい等）
- 9 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（注）9 の「精神の障がい」には知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がいも含まれます。

窓 □ 福祉事務所 43 ページ参照

## ■7 福祉手当（経過措置）



内 容 昭和 61 年 3 月 31 日において、20 歳以上の従来の福祉手当受給資格者の方で、昭和 61 年 4 月 1 日において特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金、特別障害給付金も支給されない方は、引き続き支給要件に該当する間に限って従来通り福祉手当が支給されます。

月額 14,650 円 （平成 30 年 4 月 1 日現在） 支払月：2, 5, 8, 11 月

窓 □ 福祉事務所 83 ページ参照

## 9 年金・手当等

### ■8 児童扶養手当①

**内 容** 父母の離婚等により、父母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、ただし、その児童が重度もしくは中度の身体障がい又は精神障がい、知的障がい等がある場合には20歳未満の児童）を監護している父母又は養育者に支給されます。ただし、所得が一定の額を超える場合（次表参照）は手当の一部又は全部が支給されません。

（該当する障がい程度）概ね次のとおりですが、認定は診断書で行うことを原則としています。

（手当）平成30年4月～

	児童の数	次表①③の場合の手当月額	次表②の場合の手当月額
月額	1人	42,500円	42,490円～ 10,030円
	2人	52,540円	52,520円～ 15,050円
	3人	58,560円	58,530円～ 18,060円
備考	以下、児童数が1人増すごとに6,020～3,010円を加算		

障がい	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚		■					
聴覚			■				
平衡				■			
音声・言語				■			
そしゃく				■			
上肢		■	■				
下肢		■	■	■			
体幹		■	■	■			
内部		■	■	■			
知的障がい	精神能力の全般的発達に遅滞があるもの						

平成20年4月から児童扶養手当制度が改正されました。

- 児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当する方には、事前に「重要なお知らせ」を通知しますので、必要な手続を行って下さい。
- 上記要件に該当する方で、次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、定められた期限までに必要な書類の提出をしていただければ、今までと同様に児童扶養手当を受給することができます。

- ① 就業している。
- ② 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上又は精神上の障がいがある。
- ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ あなたが監護する児童又は親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態等にあり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である。

（注）脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

- 平成22年8月1日から父子家庭にも拡大されました。
- 平成24年8月から父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童を監護している方も対象となりました。
- 平成26年12月から公的年金との併給が可能となり、年金額が手当額を下回るときは、その差額分の手当が支給されるようになりました。

（所得制限）

	前年分所得			
	本人（請求者）			配偶者及び扶養義務者
	①手当の全額を受給できる方	②手当の一部を受給できる方	③孤児等の養育者で手当の全額を受給できる方	
0人	490,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満	2,360,000円未満
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円	3,500,000円
備考	以下、1人増すごとに380,000円加算（本人、配偶者等）			

**窓** □ 市児童福祉担当課・福祉事務所、町村児童福祉・障害福祉担当課

### ■9 児童扶養手当②

**内 容** 父母が重度の障がい者であって、父母又は養育者が児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童もしくは20歳未満の障がい児）を監護している場合、その母又は養育者に支給されます。ただし、所得が一定の額を超える場合（前項①の所得制限の表参照）は、手当の一部又は全部が支給されません。

（父の障がい程度）概ね次のとおりですが、認定は診断書で行うことを原則としています。

障がい	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚	■					
聴覚		■				
上肢	■	■				
下肢	■	■	■			
体幹	■	■				
内部	■					

● 平成22年8月から、父子家庭にも拡大されました。

（注）脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

**窓** □ 市児童福祉担当課・福祉事務所、町村児童福祉・障害福祉担当課

### ■10 特別児童扶養手当

**内 容** 父又は母（父母が監護しない場合は、児童と同居している養育者）が、重度もしくは中度の身体障がい又は精神障がい、知的障がい等の20歳未満の児童を監護している場合、その父又は母に対し支給されます。ただし、児童が障がいを事由とする公的年金を受給している場合は支給されません。また、所得が一定額を超える場合（次表参照）は支給されません。

（手当）平成30年4月～

（所得制限）

月額	1級	2級
	障がい児1人につき51,700円	障がい児1人につき34,430円

扶養親族等の数	前年分所得	
	本人（請求者）	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
備考	以下、1人増すごとに 本人の場合380,000円 配偶者等の場合213,000円を加算	

（該当する障がい程度）概ね次のとおりですが、認定は診断書で行うことを原則としています。

手帳障がい	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚	■					
聴覚		■				
上肢	■	■				
下肢	■	■	■			
体幹	■	■				
内部	■					
知的障がい	高度の遅滞があるもの（療育手帳A1又はA2程度）					

手帳障がい	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚			■			
聴覚			■			
平衡機能			■			
そしゃく			■			
言語・音声			■			
上肢			■			
下肢				■		
体幹			■			
内部	■		■			
知的障がい	精神能力の全般的発達に遅滞があるもの					

（注）脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

**窓** □ 市児童福祉担当課・福祉事務所、町村児童福祉・障害福祉担当課

## 9 年金・手当等

### ■11 心身障害者扶養共済制度(しょうがい共済)



**内 容** 障がい者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡し、又は重度障がいになったとき、その方が扶養していた障がい者に終身一定額の年金を支給するものです。1人の障がい者につき2口まで加入できます。

**加 入 資 格** 将来独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者（1級～3級）、その他精神又は身体に永続的な障がいのある方を扶養している方で、次のすべての要件を満たしている方

- 1 住所が県内（政令指定都市を除く）にあること。
- 2 65歳未満であること。（年齢は毎年4月1日における年齢）
- 3 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

**掛 金** 加入時の年齢により段階があります。（1口月額9,300円～23,300円）

**年金等の給付** 加入者が死亡し、又は重度障がいになった時は、加入者の扶養していた障がい者に1口加入の場合は毎月2万円、2口加入の場合は毎月4万円の年金を支給します。

加入者の生存中に障がい者が死亡した時は、加入者に対して加入期間に応じ1口当たり5～25万円の弔慰金を支給します。

加入者が脱退の申し出をした時、又は掛金の口数の減少の申し出をした時は、加入期間に応じて1口当たり7万5千～25万円の脱退一時金を支給します。

以上の給付について、一定の事由に該当する場合に、年金等が支給されない場合があります。

**窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 83ページ参照

### ■12 ニュー福祉定期貯金制度

**内 容** ゆうちょ銀行・郵便局では、障害基礎年金などを受け取っておられる方々を対象としたニュー福祉定期貯金の取扱いを行っています。

対象預金	預入期間が1年の定期貯金
貯金の利率	定期貯金（1年）の店頭表示金利+0.10%（税引後0.079685%）
預入限度額	お一人さま300万円

**利用できる方** 障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給されている方（詳しくは、窓口にお問い合わせください）

**窓 口** 最寄りのゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口

**手 続** 通常貯金の通帳、印章、年金証書等をお持ちになって、窓口にお申し出ください。（詳しくは、窓口にお問い合わせください。）

### ■13 生活福祉資金



**内 容** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、各手帳の交付を受けている方と同程度と認められる方（身体障害者手帳除く））が属する世帯で、他からの借入が困難な場合で、かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯に

貸付を行っています。

- 窓**  対象となる経費、貸付の条件や世帯収入の基準などについては、お住まいの市区町村社会福祉協議会（89 ページ参照）にお問い合わせ下さい。

## ■14 視覚障害者技能習得援助資金の貸付

身		

- 内 容** 中途失明等により、離職を余儀なくされた視覚障がい者（障がいの程度が6級以上）が、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の技能を習得し、転職するため盲学校等に入校した場合に貸付を受けることができます。

貸付金額：月額46,000円
----------------

貸付利子：無利子
----------

貸付期間：在学期間（ただし36か月を限度）
-----------------------

- 窓**  (公財)神奈川県労働福祉協会  
TEL (045)633-5410  
FAX (045)633-5412

# 10 税金

## ■1 国税:控除・非課税

### 障害者控除



**内 容** 納税者又は納税者の控除対象配偶者若しくは扶養親族が障がい者である場合には、所得金額の計算の基礎となる所得から一定額が控除されます。

区分	障がい						知的障がい		精神障がい			障害者控除額
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	その他	1級	2級	3級	
納税義務者	■	■					■		■			40万円
			■	■	■	■		■		■	■	
納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族	■	■					■		■			40万円
			■	■	■	■		■		■	■	
同居の控除対象配偶者又は扶養親族	■	■					■		■			75万円

**窓**  税務署 87 ページ参照（給与所得者の場合は勤務先の給与担当）

### 医療費控除



**内 容** 納税者が、本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合、その年中に実際に支払った医療費の金額（保険金などで補填される金額を除く。）の合計額から10万円（その年の所得金額の合計額が200万円未満の人はその5%の金額）を差し引いた額（当該金額が200万円を超える場合には、200万円が限度）が所得金額から控除されます。

例えば、人工肛門又は尿路変向（更）のストマを有しているため、医師が治療上ストマケアが必要であると認め、証明書を発行する場合のストマ用装具代などが医療費控除の対象となります。

また、平成29年1月以降に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行い、特定一般用医薬品等購入費を支払った際には、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を上記医療費控除に代えて適用できる場合があります。詳細については、国税庁ホームページをご覧ください（<http://www.nta.go.jp>）

**窓**  税務署 87 ページ参照

### 少額預金等・少額公債の利子非課税(障害者等マル優・特別マル優)制度



**内 容** 身体障害者手帳の交付を受けている者等が一定の手続により預け入れた少額預金等（預貯金・合同運用信託・特定の有価証券・特定公募公債等運用投資信託）の非課税制度（マル優）及び一定の手続により購入した少額公債（国債及び地方債）の非課税制度（特別マル優）については、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。

- 利用できる方（主な例）**
- 身体障害者手帳の交付を受けている方
  - 療育手帳の交付を受けている方
  - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等
  - 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を給付事由とする年金を受けている方

○ 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受けている方

- 窓  金融機関・証券会社等  
 確認書類 手帳・証書、個人番号カード等

※ 手帳・証書等に住所・氏名・生年月日の記載がない場合には、住民票の写などが必要となります。

**相続税に関する障害者控除(税額控除)**



内 容 相続又は遺贈により財産を取得した相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人をいいます。）が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。

障がい 区分	身体障がい						知的障がい		精神障がい			障害者控除額※1
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	その他	1級	2級	3級	
相続人	■						■		■			20万円※2 × (85歳に達するまでの年数)
			■					■		■		10万円※3 × (85歳に達するまでの年数)

※1 障害者控除額が、その障害者の相続税額を超える場合は、その超える部分の金額を、その障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができる

※2 平成26年12月31日以前に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税については12万円

※3 平成26年12月31日以前に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税については6万円

- 窓  税務署 87 ページ参照

**贈与税の非課税**



内 容 特定障がい者（特別障がい者及び一定の障がい者）が、特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合には、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社及び信託業務を営む金融機関の営業所を經由して特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託受益権の価額（信託財産の価額）のうち6,000万円（特定障がい者のうち特別障がい者以外の者は3,000万円）までの部分の金額については、贈与税が課税されません。

障がい 区分	身体障がい						知的障がい		精神障がい			非課税 限度額
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	その他	1級	2級	3級	
特定障がい者 特別障がい者	■						■		■			6,000万円
特定障がい者 特定障がい者のうち特別障がい者以外の者								■		■		3,000万円

- 窓  税務署 87 ページ参照

## 10 税金

### ■2 地方税:県税・市町村税に関する控除・非課税等

#### 住民税(県民税・市町村民税)における障害者控除



**内 容** 県民税及び市町村民税の計算の基礎となる所得から一定額が控除されます。

障がい	身体障がい						知的障がい		精神障がい			控除額
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	その他	1級	2級	3級	
納税義務者、納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族												26万円
同居の控除対象者												53万円

**窓**  市町村税務担当課 (給与所得者の場合は勤務先の給与担当)

#### 個人事業税の非課税



**内 容** 両眼の視力を喪失した方又は両眼の視力(屈折異常のある方については矯正視力)が0.06以下である方が、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、個人事業税が非課税になります。

**窓**  県税事務所 88 ページ参照

#### 個人事業税の減免



**内 容** 身体障害者手帳(1級から4級まで)の交付を受けた方が事業を行う場合、個人事業税が減免されます。

**減 免 額** 5,000 円

**窓**  県税事務所 88 ページ参照

## 自動車取得税・自動車税の減免



主な減免制度は、次のとおりです。（軽自動車税の減免については、市町村の税務担当課におたずねください。）

## 1 障がい者の方が使用する自動車の減免

一定の級別（程度）の身体障害者手帳等をお持ちの方のために使用する自動車についての減免です。

減免の対象となる自動車		自動車取得税	自動車税	備考
障がい者の方が取得（所有）する自動車	障がい者の方が専ら運転する自動車	課税標準額（自動車の取得価額）で300万円（税率が3%の場合税額で9万円）を限度として減免します。（※）	年税額で45,400円を限度として減免します。（※）	減免が適用される自動車は、障がい者1人につき、1台に限ります。
	障がい者の方と生計を一にする方が、障がい者の方のために専ら運転する自動車			
障がい者の方と生計を一にする方が取得（所有）する自動車	障がい者の方のみで構成される世帯の障害者の方を常時介護する方が、障がい者の方のために専ら運転する自動車			
	障がい者の方が専ら運転する自動車			
<b>減免申請に必要な書類等</b>				
①減免申請書 ②減免申請内容確認書 ③身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ④運転免許証 ⑤自動車検査証 ⑥印かん（所有者の方のもの） ⑦障がい者の方と生計を一にすることが確認できる書類（所得税確定申告書の控えなど）				
障がい者本人が取得（所有）し運転する場合又は所有者の方が障がい者の方と同居している場合は、⑦の書類は必要ありません。また、所有者の方が障がい者の方の住所地からおおむね半径2キロメートル以内の場所に居住している親族の場合は、親族であることが確認できる書面（戸籍謄本など）をもって⑦の書類に代えることができます。 なお、上記の書類の他に別途書類の提出をお願いすることがあります。				

※ 8ナンバーの「車いす移動車」等は、減免限度額にかかわらず全額免除となります。

## 2 施設入所者の方の一時帰宅用自動車の減免

障害福祉施設に入所している障害者の方の一時帰宅の際に使用する自動車についての減免です。

障がい者の方を養護する方が所有する自動車	年税額の2分の1に相当する額を減免します。 ただし、年税額で22,700円を限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 減免が適用される自動車は、障がい者1人につき、1台に限ります。</li> <li>○ 個別支援計画に基づく年間24日以上以上の帰宅に限ります。</li> <li>○ 一時帰宅を含めて、継続的に週1日以上、障がい者の方の帰宅や通院などのために使用する自動車は、「障がい者の方が使用する自動車の減免」に該当します。</li> </ul>
養護する方と生計を一にする方が所有する自動車		
<b>減免申請に必要な書類等</b>		
①減免申請書 ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ③自動車検査証 ④印かん ⑤一時帰宅日数等を証する書類（施設長の証明があるもの） ⑥身体障害者手帳等で養護者であることが確認できない場合は、養護者であることが確認できる（入所決定通知書等） ⑦養護者と生計を一にする方が申請する場合は、養護者と生計を一にすることが確認できる書類（「障害者の方が使用する自動車の減免」に同じ）		

【1及び2の減免となる障がいの級別・程度】

障がい	等級	1	2	3	4	5	6	7
	級	級	級	級	級	級	級	級
下肢								
体幹								
脳病変による運動機能	上肢							
	移動							
上肢								
視覚								
聴覚								
音声・言語								
平衡								
心臓								
じん臓								
呼吸器								
膀胱又は直腸								
小腸								
免疫								
肝臓								

障がい	等級	1	2	3	4	5	6
	級	級	級	級	級	級	級
戦傷病者手帳	視覚	特別項症から第4項症まで					
	聴覚	特別項症から第3項症まで					
	上肢	特別項症から第6項症まで、第1款症(旧7項症)から第3款症(旧2款症)まで					
	下肢	特別項症から第6項症まで、第1款症(旧7項症)から第3款症(旧2款症)まで					
	体幹	特別項症から第6項症まで、第1款症(旧7項症)から第3款症(旧2款症)まで					
その他	特別項症から第4項症まで						
療育手帳	知的障がい	療育手帳の交付を受けている方で、療育手帳に記載されている障がいの程度がA1、A2である方					
保健福祉手帳	精神障がい						

3 福祉的構造を有する自動車の減免

障がい者の方の利用に供するものと認められる福祉的構造を有する自動車についての減免です。

減免の対象となる自動車		自動車取得税	自動車税
構造が身体障がい者等の利用に供するものと認められる自動車	自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」又は「入浴車」等と表示されている自動車（8ナンバーのもの）	全額免除	全額免除
	上記以外の自動車	一部減免 課税された自動車取得税額のうち「構造変更に要した金額×自動車取得税の税率」の額が減免されます。	
専ら身体障がい者が運転するために構造変更が行われた営業用自動車			
減免申請に必要な書類等			
①減免申請書 ②自動車検査証 ③自動車の取得価額を証する書類(売買契約書等) ④自動車の写真(自動車登録番号が確認できるもの)、構造変更を証する書類等 ⑤印かん			

4 窓口

自動車税管理事務所又は県税事務所（88、89 ページ参照）

5 申請期限

新たに取得する自動車について減免を受けられる方は、自動車取得税及び自動車税の申告から1か月以内に申請してください。

すでに所有している自動車について自動車税の減免を受けられる方は、自動車税の納期限(平成30年度は5月31日)までに申請してください。

なお、上記の申請期限後に申請のあった場合、1及び2の減免については、申請の日の翌月分以降の自動車税が月割で減免されます。また、3の減免については翌年度分から減免されます。

## 11 公共料金の割引

### ■1 NHK 放送受信料の免除



**内 容** 次に該当する場合、受信料が全額または半額免除になります。

	対象	免除要件
全額免除	身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所されている場合
半額免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主でかつ、受信契約者である場合
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主でかつ受信契約者である場合
	重度の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する特別障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主でかつ受信契約者である場合
	重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級)の方が、世帯主でかつ受信契約者である場合

※NHK が免除申請書を受理した月から、免除の事由が消滅した月まで免除となります。

**窓 口** NHKの各放送局・営業センター（申請書の証明等は各市町村福祉担当課）  
**手 続** お住まいの市町村の障害福祉担当課の案内にしたがってください。

※住所や契約者氏名の変更が生じた際は、上記窓口ご連絡してください。

### ■2 水道料金



#### 水道料金の減免

**内 容** 県営水道を利用している次の世帯は、基本料金（1戸2ヶ月当たり1,420円）及び基本料金に係る消費税相当額が減免になります。  
 ※お住いの地域によって水道事業者は異なります。県営水道の給水区域については下記 URL をご参照ください。県営水道の給水区域外の方はお住いの水道事業者へお問合せください。  
 （水道営業所一覧）  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/keneisuidousyokai/eigyousyo.html>

減免対象世帯	手続きに必要な書類
① 児童扶養手当を受給している方がいる世帯	上下水道料金領収書
① 特別児童扶養手当を受給している方がいる世帯	手当証書
② 重度の知的障がい（療育手帳のA1又はA2程度）と判定されている方がいる世帯	上下水道料金領収書 療育手帳
③ 身体障害者手帳をお持ちで障害等級が1級又は2級の方がいる世帯	上下水道料金領収書 身体障害者手帳
⑤ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が1級の方がいる世帯	上下水道料金領収書 精神障害者保健福祉手帳

## 11 公共料金の割引

<p>⑥ 次の2つ以上に該当する方がいる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者手帳の等級が3級の方</li> <li>○ 中程度の知的障がい（療育手帳のB1又はB2程度）と判定された方</li> <li>○ 精神障害者保健福祉手帳の等級が2級の方</li> </ul>	<p>上下水道料金領収書 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳</p>
--	---

※減免対象の方、または減免対象の方と同居している世帯が対象となります。

**窓** **口** 県水道営業所  
**手** **続** 詳しくは、県水道営業所へお問い合わせください。

### 点字版での「上下水道使用量のお知らせ」

**内** **容** 県営水道では、視覚障がいのある方でご希望の方に点字版の「上下水道使用量のお知らせ」をお届けしています。  
※お住いの地域によって水道事業者は異なります。県営水道の給水区域については下記 URL をご参照ください。県営水道の給水区域外の方はお住いの水道事業者へお問合せください。  
(水道営業所一覧)  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/keneisuidousyokai/eigyousyo.html>

**窓** **口** 県水道営業所  
**手** **続** 点字版によるお知らせを希望される方は、所管の水道営業所までお申し込みください。

## ■3 ふれあい案内

**内** **容** 視覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいを有している方で、次の方については、申請により無料で番号案内を利用できます。  
〔対象者〕

- ①身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいがある方
  - ・視覚障がい 1～6級
  - ・肢体不自由 上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1、2級
- ②戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいがある方
  - ・視力の障がい 特別項症～第6項症
  - ・上肢の障がい 特別項症～第2項症
- ③療育手帳をお持ちの方(愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合があります)
- ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〔ご利用方法〕  
NTT104番の番号案内を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

**お申し込み・お問合せ先** NTT 東日本ふれあい案内担当フリーダイヤル  
0120-104-174 (9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く)

## ■4 福祉電話

内 容 対象の方は次のとおり福祉用料金で利用できます。

福祉用電話機器の名称	機能の概要	料金(月額)		福祉用料金 対象者
		福祉用	一般用	
シルバーホン(あんしんSVI)	緊急ボタンの操作により、特定の加入電話の契約者回線等を自動的に呼び出し、あらかじめ録音しているメッセージを送出する機能を有する機器です。	180円 (税抜)	480円 (税抜)	1 65歳以上の老人で次に該当する方 (1)ひとり暮らしの方 (2)心身障害者、寝たきりの配偶者または未成年者のみと生計を共にする方
付加装置	リモートスイッチ無線方式によるもの	200円 (税抜)	400円 (税抜)	
	リモートスイッチ有線方式によるもの	50円 (税抜)	100円 (税抜)	2 身体障害者手帳の交付を受けている方
シルバーホン(ふれあいSⅡ)	重度の肢体不自由者がダイヤル操作等を容易に行うことができる機能を有する電話機です。	550円 (非課税)	1100円 (非課税)	
付加装置	リモートスイッチ	100円 (非課税)	250円 (非課税)	
	呼気スイッチ	200円 (非課税)	400円 (非課税)	
シルバーホン(ひびきSⅢ)	骨伝導による受話及びその音量、音質を調節する機能を有する電話機です。	680円 (非課税)	—	
送受話器(めいりょう)	通常の電話機の送受話器の受話音量を約18倍の受話音量まで調節ができる機能を有する機器です。	100円 (税抜)	170円 (税抜)	

※ふれあい、ひびきは非課税対象機器

窓 □ 問い合わせは局番なしの116へご連絡ください。

## ■5 点字郵便物(第四種郵便物)

内 容 点字のみを掲げたものを内容とする郵便物は、無料で送ることができます。ただし、速達や書留等の特殊取扱とする場合は、その特殊取扱料のみ有料となります。

大きさ：最大長さ60cm、かつ、長さ、幅及び厚さの合計が90cm（最小）長さ14cm、幅9cm、ただし円筒形の場合は長さ14cm、直径又は筒径3cm

重さ：3kg以下

表示：表面左上部（横に長い場合は右上部）に「点字用郵便」の文字

料金：無料、ただし、特殊取扱とする場合は、その特殊取扱料のみを収納

注意事項又は条件：点字郵便物は、開封して差し出す必要があります。

窓 □ 各郵便局

## 12 交通

### ■1 交通料金の割引

#### JR鉄道運賃の割引



内 容 次のとおり割引されます。

	乗車形態	本人の年齢	割引対象	割引率
第1種障がい者	本人が、単独で片道営業キロ100kmを超える区間を乗車する場合	制限なし	普通乗車券	5割引
	本人が、介護者とともに乗車する場合（距離の制限なし）	12歳未満	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券（特別急行券を除く） 定期乗車券 <sup>※1</sup>	本人、介護者とも5割引 介護者のみ5割引 <sup>※2</sup>
		12歳以上	普通乗車券、回数乗車券、急行券（特別急行券を除く）、定期乗車券 <sup>※</sup>	本人、介護者とも5割引 <sup>※2</sup>
第2種障がい者	本人が、単独で片道営業キロ100kmを超える区間を乗車する場合	制限なし	普通乗車券	5割引 <sup>※2</sup>
	本人が、介護者とともに乗車する場合（距離の制限なし）	12歳未満	定期乗車券 <sup>※1</sup>	介護者のみ5割引 <sup>※2</sup>

※1 介護者に対しては通勤定期乗車券を発売

※2 小児定期旅客運賃については、割引を適用しません。

**利用できる方** 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載がある身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

**窓口** 詳しくは、JRの駅窓口へお問い合わせください

**利用方法** (切符の場合)

発売窓口到手帳を提示して切符を購入してください。なお、12歳以上の第1種手帳所持者が大人の介護者とともに片道の営業キロ100kmまでの区間に乗車する場合には、自動券売機で小児乗車券を購入し、改札係員に手帳と併せて提示してご利用することも可能です。

※本人と介護者が利用する場合には、同一区間の切符を購入してください。

(SuicaなどのICカードの場合)

障がい者割引の適用条件を満たしてICカードで乗車される場合、1円単位のIC運賃が適用されます。ICカードで入場し、出場駅の改札窓口にて手帳を提示してください。

※出場駅で自動改札機を利用すると無割引の運賃となりますのでご注意ください。

※本人と介護者両者が各々のICカードをご利用してください。

※JR東日本管轄区間内のみでの取扱となります。

※列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご提示ください。

#### その他鉄道運賃の割引



内 容 JR運賃にほぼ準じた取扱いがなされています。

- 利用できる方** 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方
- 窓 口** 各駅の乗車券販売窓口
- 手 続 き 等** 会社により内容や取扱いが若干異なりますので、詳しくは各窓口でお問い合わせください。

### 航空運賃の割引



**内 容** 運賃が割引になります。割引運賃額は事業者又は路線等によって異なりますので、各航空会社の営業所及び代理店等にお問い合わせください。

- 利用できる方**
- 満 12 歳以上の第 1 種身体障がい者、知的障がい者及び介護者（1 名）
  - 満 12 歳以上の第 2 種身体障がい者、知的障がい者
  - 満 12 歳以上の精神障がい者及び介護者（1 名）
- ※ 精神障がい者については、平成 31 年 1 月末時点で下記の航空運送事業者において実施されています。
- ・日本航空
  - ・日本トランスオーシャン航空
  - ・日本エアコミューター
  - ・琉球エアコミューター
  - ・ジェイエア
  - ・北海道エアシステム
  - ・全日本空輸
  - ・ANAウイングス
  - ・スカイマーク
  - ・ソラシドエア
  - ・スターフライヤー
  - ・アイベックスエアラインズ
  - ・オリエンタルエアブリッジ
  - ・天草エアライン

**手 続 き 等** 航空券販売窓口にて、身体障がい児者であれば「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に第 1 種もしくは第 2 種と記入されている手帳を、精神障がい児者であれば精神保健福祉手帳を提示してください。（知的障がい児者については、事前に各福祉事務所、各町村障害福祉担当課及び各保健福祉事務所で証明を受ける必要があります）

### バス運賃の割引



**内 容** 次のとおり割引されます。

割引乗車券種類		割引率	
		本人	介護者
普通乗車券	単独用	5 割	/
	介護付用	5 割	5 割
定期乗車券	単独用	3 割	/
	介護付用	3 割	3 割

- 利用できる方** 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方
- 窓 口** 定期については各交通機関窓口
- 手 続 き 等**
- 運賃割引証の提示（運賃割引証は、市福祉事務所、町村障害福祉担当課で交付します。）
  - 手帳の提示

## 12 交通

### タクシー運賃の割引



- 内 容** 障がい者が乗車した区間について、タクシー運賃が1割引になります。ただし、割引を重複して適用する場合については、事業者により内容や取扱いが異なりますので、詳しくは各事業者にお問い合わせください。
- 利用できる方** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方ほか
- 手 続** 手帳の提示（上記手帳に貼付されている写真により本人確認を実施します）

### フェリー等運賃の割引



- 内 容** 障がい者及び介護者の運賃が概ね5割引になります。ただし、フェリー会社により割引範囲等が異なりますので、詳しくは各フェリー会社にお問い合わせください。

### ■2 有料道路通行料金の割引



- 内 容** 有料道路の通常料金が約5割引になります。
- 対象となる方** ① 障がい者ご本人が運転される場合：身体障害者手帳の交付を受けている全ての方  
② 障がい者ご本人以外の方が運転し、障がい者ご本人が同乗される場合：第1種の身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方
- 対象となる自動車** 障がい者1人につき1台、自家用車で個人名義のもの。要件の詳細については市福祉事務所又は町村障害福祉担当課にお問い合わせください。
- 手 続** ○ 市福祉事務所又は町村障害福祉担当課で事前の手続きが必要です。  
○ ETCを利用する場合にはETCカードとETC車載器の登録が必要です。  
○ ETC無線通行以外でご利用の場合は、必ず料金所係員に手帳を呈示して下さい。  
○ 割引有効期間は最長2年間です。（更新可）

### ■3 自動車運転免許取得のための適性相談



- 内 容** 身体障がい者の方が自動車運転免許を取得するにあたり、様々な相談に応じています。自動車教習所で運転訓練を受ける場合、事前に運転免許センターでの適性検査が必要な場合があります。（費用は無料、身体障害者手帳をお持ちください。）
- 日 時** ○ 月～金（祝日除く） 9:30～11:00、14:00～16:00  
○ 毎月第3日曜日 8:30～11:30、13:00～16:00
- 窓 口** 神奈川県警察運転免許センター適性相談室
- 所 在 地** 〒241-0815  
横浜市旭区中尾1-1-1  
電話 (045) 365-3111 (代)

(参考) 身体障がい者の方に自動車教習に配慮のある教習所 (指定自動車教習所)

教習所名	電話番号	住所	※1 肢体不自由					※2 聴覚障害		備考			
			旋回	左A	手動	持込み	持込み相談	手話教習	教習可能	トイレ	スロープ	エレベーター	
新鶴見ドライビングスクール	045-576-1455	横浜市鶴見区上末吉 2-7-1					○		○				
神奈川ドライビングスクール	045-261-1141	横浜市南区中村町 5-312	○						○				
久里浜中央自動車学校	046-835-3111	横須賀市久里浜5-13-1	○	○		○	○		○	○			○
都南自動車教習所	046-253-5151	座間市緑ヶ丘 4-20-1	○				○		○	○	○		
京急茅ヶ崎自動車学校	0467-52-7106	茅ヶ崎市本村 3-8-54					○		○	○			
菊名ドライビングスクール	045-402-1111	横浜市港北区菊名 7-6-27	○				○		○				○
小田原ドライビングスクール	0465-36-1215	小田原市蓮正寺 540-2	○						○	○	○		
南横浜自動車学校	045-785-0001	横浜市金沢区福浦 3-11-1	○						○	○			
湘南鴨宮自動車学校	0465-47-2147	小田原市南鴨宮 2-32-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
海老名ドライバーズスクール	046-231-1627	海老名市大谷南 1-9-1	○				○		○	○	○		○
KANTOモータースクール溝ノ口校	044-866-1909	川崎市高津区末長 3-5-3	○						○				
飛鳥ドライビングカレッジ川崎	044-244-5266	川崎市川崎区下並木 97							○	○			
松田自動車学校	0465-83-5511	足柄上郡開成町吉田島 4, 295	○						○				
鎌倉自動車学校	045-851-5177	横浜市栄区笠間 1-11-20					○		○				
相模中央自動車学校	042-752-3441	相模原市中央区東淵野辺 1-7-1							○	○	○	○	
橋本自動車学校	042-772-4295	相模原市緑区橋本台1-14-25	○	○					○				
横須賀ドライビングスクール	046-836-8000	横須賀市舟倉 1-16-1	○			○			○	○	○		
日吉自動車学校	045-563-3331	横浜市港北区日吉 6-13-3	○						○	○	○	○	
横浜自動車学校	045-881-8021	横浜市戸塚区上倉田町 230	○				○		○				
伊勢原自動車学校	0463-95-2130	伊勢原市西富岡 540	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
京急上大岡自動車学校	045-842-8241	横浜市港南区港南 2-12-1	○	○	○	○	○		○	○			
青葉自動車学校	045-973-3114	横浜市青葉区藤が丘 1-23-14	○	○			○		○				○
荒井自動車学校花水校	0463-31-1461	平塚市長持 310	○						○	○	○		
湘南平塚モータースクール	0463-21-0852	平塚市代官町 36-40	○	○					○	○			
鴨居自動車学校	045-931-5388	横浜市緑区鴨居 1-5-1	○			○	○		○	○	○	○	○
コヤマドライビングスクール横浜	045-531-6461	横浜市港北区大曾根 2-48-13	○	○				○	○	○	○	○	○
湘南センチュリーモータースクール	0466-29-2030	藤沢市小塚16-1							○				
相模湖自動車教習所	0426-87-2321	相模原市緑区日連 1, 608							○				
KANTOモータースクール横浜西口校	045-311-3041	横浜市西区南軽井沢 62-1				○	○		○	○	○		
KANTOモータースクール川崎校	044-222-2611	川崎市川崎区駅前本町 25-4	○				○		○	○	○		
鶴ヶ峰自動車学校	045-953-2003	横浜市旭区上白根 1-6-1	○	○					○				
藤沢高等自動車学校	0466-45-7171	藤沢市土棚 800	○	○					○				
向ヶ丘自動車学校	044-977-6591	川崎市宮前区菅生 4-6-1							○	○			
大和自動車学校	046-262-1212	大和市深見西 4-3-29	○	○					○				
湘南台自動車学校	0466-87-5011	藤沢市石川 6-18-1	○						○				
三共自動車学校	0466-81-3710	藤沢市本藤沢 1-11-23	○						○	○	○	○	
厚木中央自動車学校	046-241-8310	厚木市及川 1, 280	○				○		○	○	○	○	○
セパルライディングスクール橋本	042-771-8560	相模原市緑区西橋本 3-11-24							○				
秦野自動車教習所	0463-85-3090	秦野市曾屋 1021-2	○						○				

※1 肢体不自由	旋回	旋回装置付きの教習車
	左A	アクセルペダルが左足で操作できる教習車
	手動	アクセル、ブレーキが手動式の教習車
	持込み	改造車の持込み教習可
	持込み相談	改造車の持込み教習の相談に応じられる
※2 聴覚障がい	手話教習	手話による教習可
	教習可能	筆談、身振りなどによる教習可

## 12 交通

### ■4 自動車運転免許の無料教習



**内 容** 18歳以上の身体障がい者の方が自動車運転免許を取得する場合、次の①②③のすべてにあてはまる方は、厚生労働省から委託された「身体障害者運転能力開発訓練センター」で所定の教習料金が無料となります。

(検定料など自己負担・約3万5千円)

- ① 公共職業安定所に求職登録をしてある方
- ② 県の運転免許試験場での運転適性検査に合格した方
- ③ 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

なお、入所日は1・4・7・10月の月初めで、教習期間は3か月です。

**窓 口** 身体障害者運転能力開発訓練センター（通称：東園） 月曜定休

**所 在 地** 〒352-0023  
 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46  
 電話 (048) 481-2711  
 FAX (048) 481-6578  
 URL <http://www.azumaen.or.jp>

### ■5 駐車禁止の規制対象からの除外



**内 容** 駐車禁止除外標章の交付を受けた障がい者の方が乗車している場合など現に使用中の車両について、駐車禁止の規制の対象から除外されます。

**交付を受けられる方** ○ 身体障害者手帳の交付を受けており、次表に該当する障がい者を有する方。

障がい		区分					
		該当する障がい程度					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい		■	■	■	■		
聴覚障がい			■	■	■		
平衡機能障がい				■	■		
上肢不自由		■	■	■	■		
下肢不自由		■	■	■	■		
体幹不自由		■	■	■	■		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	■	■	■	■		
	移動機能	■	■	■	■		
心臓機能障がい				■	■		
じん臓機能障がい				■	■		
呼吸器機能障がい				■	■		
ぼうこう又は直腸の機能障がい				■	■		
小腸機能障がい				■	■		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		■	■	■	■		
肝臓機能障がい		■	■	■	■		

- 児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定により知的障がい者とされた方で、県又は市から療育手帳等の交付を受けているもののうち、重度の障がいを有する方。
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、1級の障がいを有し、精神通院医療に係る自立支援医療の給付を受けている方。
- 色素性乾皮症の方。

**窓 口 ・ 手 続** 駐車禁止除外標章の交付を受けるには、住所地を管轄する警察署で手続きをします。手続方法などについては、事前にお問い合わせ下さい。

**そ の 他** 詳細については、神奈川県警察ホームページ「駐車禁止除外・駐車許可申請手

続きについて」を参照下さい。

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf4051.htm>

## ■6 自動車事故により重度後遺障がい者となられた方への介護料支給

**内 容** 介護料は、自動車事故を原因として、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時または随時の介護が必要な状態の方に支給されています。

**申請できる方** 支給対象となる方が次に該当する場合に申請できます。なお、「常時または随時の介護が必要な状態」は、自賠責保険等による「後遺障害等級認定通知書」または所定の書式による診断書にて審査されます。

(対象となる後遺障がい等級)

種 別	平成 14 年 4 月 1 日以降の事故	平成 14 年 3 月 31 日以前の事故
常時介護	自賠法施行令別表第 1 の等級が「第 1 級 1 号」または「第 1 級 2 号」	旧自賠法施行令別表の等級が「第 1 級 3 号」または「第 1 級 4 号」
随時介護	自賠法施行令別表第 1 の等級が「第 2 級 1 号」または「第 2 級 2 号」	旧自賠法施行令別表の等級が「第 2 級 3 号」または「第 2 級 4 号」

※ 「自賠法」とは「自動車損害賠償保障法」のこと。

【支給の制限】

### 1. 施設

次の施設に入所している場合、介護料は支給できません。

- ① 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく療養介護又は生活介護を受けて入所している障害者支援施設
- ② 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく医療型障害児入所施設及び指定医療機関
- ③ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく特別養護老人ホーム
- ④ 労働者災害補償保険法に基づく労災特別介護施設
- ⑤ 後遺障がいがあるため治療及び常時の介護を必要とする者を収容する施設であって、家族等による介護を要しない施設

### 2. 介護料に相当する給付

次の介護料に相当する給付を受けている場合、介護料は支給できません。

- ① 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 89 号）の規定による介護補償給付又は介護給付
- ② 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による介護給付又は予防給付
- ③ 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）の規定による介護補償
- ④ 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定による介護補償
- ⑤ 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 35 号）附則第 8 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 7 条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号）第 8 条の規定による介護料
- ⑥ 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）
- ⑦ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定による損害の補償（非常勤消防

## 12 交通

- 団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る)
- ⑧ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）
  - ⑨ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る）
  - ⑩ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）の規定による介護補償
  - ⑪ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和 27 年法律第 245 号）の規定による介護給付
  - ⑫ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和 28 年法律第 33 号）の規定による介護給付
  - ⑬ 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和 33 年法律第 109 号）の規定による介護給付

- 支給金額** ○ 介護料：月額（その月の介護に要した費用の負担額が、上限額の範囲内で支給額となります。当該額が下限額に満たない場合は、一律定額として下限額が支給されます。

支給対象	支給額
①常時の介護が必要な方のうち、「重度後遺障害診断書」で症状が、「最重度」であると認められた方	68,440 円～136,880 円
②①以外で常時の介護が必要な方	58,570 円～108,000 円
③随時の介護が必要な方	29,290 円～ 54,000 円

- 短期入院（入所）費用の助成  
入院（入所）の期間が 2 日以上 14 日以内の場合に限り、下記の①②費用について、年間 45 日かつ 45 万円以内の範囲内で介護料とは別に援助します。
- ① 入退院（所）時における患者移送費、ヘルパー等費用として自己負担した額
  - ② 室料差額及び食事負担金として自己負担した額  
（上記②については、1 日 1 万円を上限）

- 支給期間** 申請受付のあった日の属する月から、支給すべき事由がなくなった日の属する月まで

- 支払期月** 毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月の 4 回（前 3 ヶ月分をまとめて支給）

- 問合せ及び申請先** 独立行政法人自動車事故対策機構 神奈川支所  
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-11-1 神奈川県トラック総合会館  
TEL (045) 471-7401  
FAX (045) 471-7405

## 生活資金貸付け

- 利用できる方** 自動車事故が原因で重度の後遺障がいが残った方の義務教育終了前までの子で、本人またはその保護者の生活状況が次のいずれか 1 つにあてはまる方
- 生活保護を受けている。
  - 生活保護を必要とする状態である。
  - 所得税を納めることを要しない。
  - 市区町村民税を納めることを要しない。
  - 市区町村民税の均等割だけを納めている。
  - 国民年金の保険料を免除されている。
  - 児童扶養手当の支給を受けている。
  - 生活福祉資金の貸付けを受けている。
  - 市区町村教育委員会から就学援助を受けている。

(注) 同一家庭の児童は、何人でも利用できます。  
自動車事故は、発生の時期や責任の有無に関係ありません。

**内 容** 貸付期間： 貸付が決定された月から中学校卒業の月まで  
貸付金額： はじめに一時金として 155,000 円、貸付期間中に毎月 20,000 円、希望により小学校及び中学校入学時に入学支度金として 44,000 円  
利 子： 無利子  
返還期間： 貸付期間終了後から 6 ヶ月または 1 年の据置期間経過後 20 年以内  
返還方法： 月賦又は月賦・半年賦併用による均等払い  
返還猶予： 中学校卒業後に高等学校、大学などに進学したときは、その卒業までの期間について返還が猶予されます。

**問合先及び申請先** 独立行政法人自動車事故対策機構 神奈川支所  
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-11-1 神奈川県トラック総合会館  
TEL (045) 471-7401  
FAX (045) 471-7405

# 13 選挙

## ■1 投票

身		

内容 ① 郵便等による不在者投票

ある一定の障がいのある方は、市区町村選挙管理委員会からあらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けることにより、郵便等による不在者投票ができます。

手帳 障がい	1級	2級	3級	4級	5級	6級
両下肢						
体幹						
移動機能						
心臓						
じん臓						
呼吸器						
ぼうこう						
直腸						
小腸						
免疫						
肝臓						

② 代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる方のうち、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている方は、あらかじめ市区町村選挙管理委員会に届け出た者（代理記載人）に投票に関する記載をしてもらうことができます。

窓口 市区町村選挙管理委員会

手続 手続を開始するに当たっては、必ず市区町村選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

なお、手続の概要は、それぞれ以下のとおりです。

- ① 身体障害者手帳等を添付の上、市区町村選挙管理委員会に交付申請して、郵便等投票証明書の交付を受けてください。
- ② 市区町村選挙管理委員会で郵便等投票証明書に代理記載制度による投票ができる選挙人である旨の記載を受けるとともに、代理記載人となるべき人を1人届け出てください。

## 14 就労

### ■1 職業相談(一般就労相談)

#### 公共職業安定所(ハローワーク)



- 内 容** 障がい者への仕事の紹介については、公共職業安定所の専門の担当官や職業相談員が行います。就職の支援からアフターケアまで、一貫したサービスを行います。
- 利用できる方** 就職を希望する、身体障がい者・知的障がい者・症状が安定し就労が可能な状態にある精神障がい者及び手帳等のない障がい者の方
- 相談の内容** ○職業の紹介、職業相談、職業指導  
○失業給付や雇用支援制度の取扱い  
○雇用に関する関係機関との連携・情報提供
- 窓 口** 公共職業安定所 87 ページ参照

#### 地域就労援助センター等



- 内 容** 働くことを希望する障がいのある方に対して、就労に関する相談、就労へ向けた指導・訓練等を行っています。  
なお、政令市の設置するセンターにおいては、支援内容が異なる場合があります。
- 利用できる方** 県内に居住する障がい者等
- 窓 口** 下記各センターにご相談下さい。

横浜東部就労支援センター	〒221-0822 横浜市神奈川区西神奈川 1-1-3 アートビル 4 階 TEL(045)312-5123 FAX(045)312-5152
横浜南部就労支援センター	〒235-0032 横浜市磯子区新杉田町 8-8 ハマシップモール 4 階 TEL(045)775-1566 FAX(045)349-3740
横浜北部就労支援センター	〒226-0011 横浜市緑区中山 1-6-1 ミヨシズ・シードビル 405 TEL(045)937-3384 FAX(045)937-2778
横浜西部就労支援センター	〒241-0835 横浜市旭区柏町 36-15 柏ハーモニビル 202 TEL(045)390-3119 FAX(045)390-3129
横浜戸塚就労支援センター「スタート」	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 4111 吉原ビル 2 階 TEL(045)869-2323 FAX(045)865-3172
横浜中部就労支援センター	〒220-0023 横浜市西区平沼 1-38-3 横浜エムエスビル 4F TEL(045)350-2044 FAX(045)350-2644
横浜市精神障害者就労支援センター「ばーとなー」	〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター 1 階 TEL(045)475-0142 FAX(045)475-0106
横浜上大岡就労支援センター	〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 2-2-13 MK 第一ビル 601 TEL(045)844-4402 FAX(045)844-4403
横浜日吉就労支援センター	〒223-0051 横浜市港北区箕輪町 2-2-2 ケイケイビル 2F TEL(045)560-1801 FAX(045)-560-1808
川崎南部就労援助センター	〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-5 タカシゲビル 6 階 TEL(044)201-8663 FAX(044)201-8668

## 14 就労

中部就労援助センター	〒211-0063 川崎市中原区小杉町 3-264-3 富士通エオンビル3階 TEL(044)739-1294 FAX(044)739-1295
百合丘就労援助センター	〒215-0011 川崎市麻生区百合丘 2-8-2 川崎市北部リハビリテーションセンター3階 TEL(044)281-3985 FAX(044)281-3987
相模原就労援助センター	〒252-0223 相模原市中央区松が丘 1-23-1 TEL(042)758-2121 FAX(042)758-7070
障がい者就業・生活支援センターサンシティ	〒254-0041 平塚市浅間町 2-20 TEL(0463)37-1622 FAX(0463)37-1633
湘南地域就労援助センター	〒251-0041 藤沢市辻堂神台 1-3-39 タカギビル4階 TEL(0466)30-1077 FAX(0466)34-5411
よこすか就労援助センター	〒238-0041 横須賀市本町 2-1 横須賀市立総合福祉会館4階 TEL(046)820-1933 FAX(046)820-1934
県央地域就労援助センター ぼむ	〒243-0401 海老名市東柏ヶ谷 3-5-1 ウェルストーン相模野 103 TEL(046)232-2444 FAX(046)232-2445
障害者支援センター ぼけっと	〒250-0851 小田原市曾比 1786-1 オークプラザ2 TEL(0465)39-2007 FAX(0465)36-0030

### 障害者就業・生活支援センター



**内 容** 企業等での就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

**利用できる方** 就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方

**所在地** 横浜市障害者就業・生活支援センター スタート  
〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 4111 吉原ビル2階  
TEL(045)869-2323 FAX(045)865-3172

川崎障害者就業・生活支援センター  
〒211-0063 川崎市中原区小杉町 3-264-3 富士通エオンビル3階  
TEL(044)739-1294 FAX(044)739-1295

相模原障害者就業・生活支援センター  
〒252-0223 相模原市中央区松が丘 1-23-1  
TEL(042)758-2121 FAX(042)758-7070

障がい者就業・生活支援センター サンシティ  
〒254-0041 平塚市浅間町 2-20  
TEL(0463)37-1622 FAX(0463)37-1633

湘南障害者就業・生活支援センター  
〒251-0041 藤沢市辻堂神台 1-3-39 タカギビル4階  
TEL(0466)30-1077 FAX(0466)34-5411

よこすか障害者就業・生活支援センター  
〒238-0041 横須賀市本町 2-1 横須賀市立総合福祉会館4階  
TEL(046)820-1933 FAX(046)820-1934

障害者就業・生活支援センター ぼむ  
〒243-0401 海老名市東柏ヶ谷 3-5-1 ウェルストーン相模野 103  
TEL(046)232-2444 FAX(046)232-2445

障害者支援センター ぼけっと  
〒250-0851 小田原市曾比 1786-1 オークプラザ2  
TEL(0465)39-2007 FAX(0465)36-0030

## ■2 職業訓練

### 神奈川障害者職業能力開発校

身	知	精

**内 容** 身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある方が、就職に必要な知識・技術を習得するための職業訓練を行っています。

**募集の対象** 【身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方 共通】

- ・ 職業に必要な知識、技術・技能を習得し、職業に就こうという意思のある方
  - ・ 集団での訓練に適応できる方
  - ・ 症状が安定し、訓練が可能な状態にある方
  - 身体障がいのある方
    - ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方
  - 知的障がいのある方
    - ・ 療育手帳(公的機関で判定を受けた方も含む)の交付を受けている方
  - 精神障がいのある方
    - ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、並びに統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)又はてんかんの診断を受けている方
- (注) 上記以外で、発達障がい、膠原病等のいわゆる難病、高次脳機能障がい等の障がい又は重複障がいのある方は当校へご相談ください。

- 訓練コース**
- 身体障がいのある方 期間：1年間 (\*印のコースは2年間)  
CAD技術\*、ITチャレンジ、グラフィックデザイン、ビジネスサポート(視覚障がいのある方対象)、ビジネスキャリア
  - 知的障がいのある方 期間：1年間  
総合実務、ビジネスキャリア
  - 精神障がいのある方 期間：6か月  
ビジネス実務、サービス実務

- 相談窓口**
- 神奈川障害者職業能力開発校  
〒252-0315 相模原市南区桜台13-1  
TEL (042) 744-1243  
FAX (042) 740-1497  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f3e/kanakou/>
  - 公共職業安定所 87 ページ参照

- 入校申し込み**
- 入校選考があります。住所地を管轄するハローワーク(公共職業安定所)を通じて入校の相談・申し込みをしてください。

**費用** 入校検定料・入校料・授業料は無料です。ただし、教科書代・昼食代等をご本人の負担となります。

### 神奈川能力開発センター

	知	

**内 容** 新しく職業に就こうとする知的障がい者の方に、基礎的な技能を習得してもらうとともに、労働習慣や生活習慣を体得してもらい雇用労働者として就労できるよう訓練します。

- 応募資格** 次のすべての条件を満たす方
- ・ 神奈川県在住の方
  - ・ 知的障がい者と判定された方
  - ・ 義務教育修了(修了見込み)以上、25歳未満の方  
(働いたことがない又は経験が少ない方)
  - ・ 能力開発訓練を受け、雇用労働者として自立することを強く希望される方
  - ・ 集団生活に著しい障がいのない方

## 14 就労

- ・伝染性疾患のない方
- ・一日体験教室に参加された方

**訓練の種類** 職業能力開発促進法に基づく普通職業訓練の短期課程  
訓練定員：60名（1年次生＝30名、2年次生＝30名）  
訓練期間：2年  
訓練の内容：実務作業系のカリキュラム  
訓練科目：1年次 職業基礎科  
2年次 総合加工技術コース・施設管理技術コース・物流販売技術コース

**相談窓口** ○ 神奈川能力開発センター  
〒259-1101 伊勢原市日向 496  
TEL 0463-96-4555  
FAX 0463-96-4593  
<http://www.noukai.ac.jp>  
○ 居住地を管轄する公共職業安定所（87 ページ参照）及び市町村障害福祉担当課（83 ページ参照）

**入所申し込み** 居住地を管轄する公共職業安定所の専門援助部門へ申し込みをしてください。

**訓練費** 授業料、訓練用教材は無料です。作業服等費用は自己負担となります。

**その他費用** 訓練期間中は寮生活となります。寮生活費、交通費等は自己負担となります。

### ■3 就労移行支援



**内容** 就労を希望する方で、一般企業等での就労が見込まれる方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

**利用できる方** 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方

**窓口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（83 ページ参照）、相談支援事業所

**費用** 利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。

**一 覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」  
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/> 参照

### ■4 就労継続支援



**内容** 一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練等の支援を行います。

**利用できる方** 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方

**窓口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（83 ページ参照）、相談支援事業所

**費用** 利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。

**一 覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」  
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/> 参照

## ■5 就労定着支援

<b>内 容</b>	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
<b>利用できる方</b>	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方
<b>窓 口</b>	市福祉事務所、町村障害福祉担当課（83 ページ参照）、相談支援事業所
<b>費 用</b>	利用者負担があります。
<b>一 覧</b>	「障害福祉情報サービスかながわ」 <a href="http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/">http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/</a> 参照

## 15 日中活動

### ■1 地域活動支援センター

身	知	精

- 内 容** 障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動や、社会との交流の促進を図る活動を行うとともに、日常生活に必要なサービスの提供を行います。
- 利用できる方** 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他市町村長が認めた方
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 (83 ページ参照)
- 費 用** 利用者負担の有無や額は、市町村によって異なります。

### ■2 自立訓練(機能訓練、生活訓練)

身	知	精	難

- 内 容** 自立した日常生活や社会生活が営めるよう、一定期間身体機能、生活能力の維持・向上のため、必要な訓練やその他必要な支援を行います。
- 利用できる方** 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 (83 ページ参照)、相談支援事業所
- 費 用** 利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。
- 一 覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」  
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/> 参照

### ■3 生活介護

身	知	精	難

- 内 容** 常に介護を必要とする方に、昼間の日常生活上の支援と、創作的活動や生産的活動の機会の提供等の支援を行います。
- 利用できる方** 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 (83 ページ参照)、相談支援事業所
- 費 用** 利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。
- 一 覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」  
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/> 参照

## ■4 療養介護

身	知	精	難

- 内 容** 医療と常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
- 利用できる方** 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（83 ページ参照）、相談支援事業所
- 費 用** 利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。
- 一 覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」  
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/> 参照

## 16 社会参加

### ■1 神奈川県障害者スポーツ大会



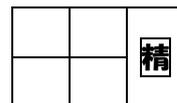
- 内容** 県内（横浜市、川崎市を除く）にお住まいの方、もしくは施設や学校等に入所・通所・通学している方で、13歳以上の方を対象としたスポーツ大会です。
- 種目** ボウリング  
アーチェリー  
陸上競技  
卓球・サウンドテーブルテニス  
フライングディスク  
水泳
- 窓口** 各市町村障害福祉担当課 83 ページ参照  
**問い合わせ** (公財) 神奈川県身体障害者連合会  
TEL (045) 311-8744  
FAX (045) 316-6860  
神奈川県スポーツ局スポーツ課障害者スポーツグループ  
TEL (045) 285-0798  
FAX (045) 663-0113

### ■2 神奈川県ゆうあいピック大会



- 内容** 県内にお住まい、お勤め又は通学されている12歳以上の知的障がい児者を対象としたスポーツ大会です。
- 種目** バスケットボール、バレーボール、サッカー、ソフトボール
- 窓口** 神奈川県障害者スポーツ振興協議会（(公財)神奈川県身体障害者連合会内）  
TEL (045) 311-8744  
FAX (045) 316-6860

### ■3 神奈川県精神障害者スポーツ大会



- 内容** 県内にお住まい、お勤め又は通学されている13歳以上の精神障がい者の方を対象としたスポーツ大会です。  
ただし、ボウリング、卓球については横浜市、川崎市、相模原市にお住まいの方は除きます。
- 種目** バレーボール、ボウリング、卓球
- 窓口** (公財) 神奈川県身体障害者連合会  
TEL (045) 311-8744  
FAX (045) 316-6860

## ■4 障害者更生センター

**内 容** 障がい者やその家族が気軽に宿泊、休養できるよう次の所に宿泊施設があります。

名称	所在地	TEL FAX
那珂川苑	〒324-0618 栃木県那須郡那珂川町小口 1728	(0287)92-5511 (0287)92-5513
横浜あゆみ荘	〒224-0062 神奈川県横浜市都筑区葛が谷 2-3	(045)941-8383 (045)941-3045
伊豆潮風館	〒413-0231 静岡県伊東市富戸字先原 1317-89	(0557)51-1504 (0557)51-3436
浜坂温泉保養荘	〒669-6702 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 775	(0796)82-3645 (0796)82-3647
しあわせの村	〒651-1106 兵庫県神戸市北区しあわせの村 1-1	(078)743-8000 (078)743-8180
道後友輪荘	〒790-0843 愛媛県松山市道後町 2-12-11	(089)925-2013 (089)925-2086

※宿泊費用等については各施設にお問い合わせください。

## ■5 神奈川県福祉バス



**内 容** 障がい者の方が、文化・レクリエーション等の団体活動に出かける時に利用できる車いす昇降リフト付大型バスを運行します。(1団体あたり各年度2日まで利用できます。)

**利用できる方** 利用者のうち、障がい児者が3分の1以上で20名～50名(増便バスは53名)までのグループ(政令市を除く)

**窓 口** 神奈中観光株式会社 福祉バス係  
〒194-0004 東京都町田市鶴間7-6-22  
<お申し込み専用>  
月～金曜日 10:00～12:00  
(申込初日が休日等の場合は直後の平日)  
TEL (042) 706-4990  
FAX (042) 788-2651

既に利用が確定している方で、コースの変更・中止等緊急の場合は下記にご連絡をお願いします。  
緊急連絡先(24時間対応)  
TEL (0463)51-6901 FAX (0463)51-6902  
※申込みはお受けできません。

**申 込 方 法** 利用日の3か月前の同日から受付を開始しますので、電話かファックスにて申込みを行ってください。利用希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。なお、利用希望がなかった場合は、抽選日の翌日から利用希望日の10日前まで、先着順により利用申込を受け付けます。

## 16 社会参加

### ■6 神奈川県障害者社会参加推進センター



**内 容** 障がい者の地域における自立生活と社会参加を推進するため、情報提供事業、社会参加推進事業、文化芸術祭等を実施しています。

**利用できる方** 各事業によって異なります。内容等を含め、詳細は下記所在地までお問い合わせください。

**所 在 地** 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館  
(公財)神奈川県身体障害者連合会内  
電話 (045) 311-8744  
ファクシミリ (045) 316-6860  
U R L <http://kanagawa-kenshinren.or.jp/>

### ■7 神奈川県初級障がい者スポーツ指導者養成講習会



**内 容** 障がい者の適性に応じたスポーツの指導法及び障がいについての基本的な知識を学び、地域において障がい者のスポーツ活動の指導等に携わる障がい者スポーツ指導者(初級)を養成する講習会です。県内にお住まい等の18歳以上(高校生不可)の方を対象としています。

講習会修了者は、(公財)日本障害者スポーツ協会の資格認定制度における「初級障がい者スポーツ指導員」資格の申請が可能となります。

**開催時期・場所等** 下記窓口までお問い合わせください。

- 窓 口**
- ① 横浜市・川崎市を除く県内に在住または通勤通学されている方  
(公財)神奈川県身体障害者連合会  
電 話 (045) 311-8744  
ファクシミリ (045) 316-6860
  - ② 横浜市に在住または通勤通学されている方  
横浜ラポール  
電 話 (045) 475-2050  
ファクシミリ (045) 475-2053
  - ③ 川崎市に在住または通勤通学されている方  
川崎市障害者スポーツ協会  
電 話 (044) 245-8041  
ファクシミリ (044) 246-6943

### ■8 神奈川県障害者スポーツサポーター養成講習会



**内 容** 神奈川県内で行われる障がい者スポーツの大会・イベント等にボランティアとして活動する「障害者スポーツサポーター」を養成する講習会です。県内にお住まい、お勤め又は通学されている中学生以上の方を対象としています。

講習会修了者は「神奈川県障害者スポーツサポーター」として登録します。

**開催時期・場所等** 下記窓口までお問い合わせください。

- 窓 口** (公財)神奈川県身体障害者連合会  
電 話 (045) 311-8744  
ファクシミリ (045) 316-6860

## ■9 障がい者スポーツを支える人材



**内 容** 日常的なスポーツ・レクリエーション活動や大会などのイベント等で、県で障がい者スポーツを支える人材として養成している「神奈川県障害者スポーツサポーター」、「初級障がい者スポーツ指導員」及び「かながわパラスポーツコーディネーター」等を、活用することができます。

**利用方法等** 下記窓口までお問い合わせください。

**窓 口** (公財) 神奈川県身体障害者連合会  
 住 所 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2  
 電 話 (045) 311-8744  
 ファクシミリ (045) 316-6860  
 メール kanashin.jimukyoku@kanagawa-kenshinren.or.jp  
 URL <http://kanagawa-kenshinren.or.jp/>

## 17 情報提供

### ■1 手話通訳者等の派遣



**内 容** 聴覚障がい児者が病院、学校、福祉事務所等に出向く場合、コミュニケーションを円滑にするために手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

**利用できる方** 聴覚障がい児者の方

**窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 83 ページ参照

**そ の 他** 市町村により内容が異なりますので、詳細は窓口でご確認ください。

### ■2 盲ろう者通訳・介助員派遣事業



**内 容** 盲ろう児者（視覚障がいと聴覚障がいを併せもつ重複障がいの方）のうち、重度障がい児者を対象に、その方が外出する際の情報保障及び移動等の介助をする通訳・介助員を派遣します。

**利用できる方** 盲ろう児者で重複による障がいの程度が1級または2級の身体障がい程度に該当する方

**窓 口** (福) 神奈川聴覚障害者総合福祉協会  
〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2 県聴覚障害者福祉センター  
TEL 0466 (27) 1911 FAX 0466 (27) 1225

### ■3 かながわ障害者IT支援ネットワーク



**内 容** 障がい特性に応じたパソコン補助端末等機器に関する情報及びIT環境の整備と基本操作に関する情報の提供を専用ホームページで行います。また、障がい者等からの相談に応じるとともに、登録されたパソコンボランティアの紹介をしています。

**専用サイト** <http://shien-network.kanafuku.jp/>  
(公益社団法人かながわ福祉サービス振興会)

**相談窓口** 電話：046-247-7503  
ファクシミリ：046-247-7508  
(NPO 法人神奈川県障害者自立生活支援センター)

### ■4 情報提供施設

#### 視覚障害者情報提供施設(点字図書館) (視覚障がい者)



**内 容** 視覚障がい者の更生・教養の向上に役立てるため、点字図書・録音図書等の閲覧、貸出し、その他関連事業を行います。

**一 覧** 94 ページ参照

#### 聴覚障害者情報提供施設 (聴覚障がい者)



**内 容** 聴覚障がい者のコミュニケーションの支援や文化・学習レクリエーション活動の援助、相談事業等を行う施設です。

**一 覧** 94 ページ参照

## ■5 電話リレーサービス



**内 容** 聴覚障がい者と聴者を電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターが“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスです。

公益財団法人 日本財団が、制度化を目指してモデルプロジェクトを実施しています。

**申込・お問合せ** 日本財団「電話リレーサービス・モデルプロジェクト」のホームページをご覧ください

URL <https://trs-nippon.jp/>

## 18 居住・施設サービス

### ■1 グループホーム(共同生活援助)

身	知	精	難

- 内 容** グループホームは、障がい者が、地域において安定した日常生活を送り社会的自立を促進するため、地域社会にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、世話人や生活支援員等により日常生活上の援助や食事等の介護などを受けて共同生活をする場所です。
- 利用できる方** 15歳以上の障がい者で、グループホームの入居を必要としている方
- 支援の種類** 食事の提供・健康管理・金銭管理などの日常生活上の支援、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活場面における相談援助等
- 窓口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（83ページ参照）、相談支援事業所
- 手続** 障がい者又は障がい児の保護者が、市町村に支給申請書を提出してください。
- 費用** 利用者負担と食材料費・家賃・光熱水費・日用品費等の実費負担があります。
- 一覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」 <http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/> 参照
- その他** 平成26年4月からグループホームとケアホームは一元化されました。

### ■2 福祉ホーム

身	知	精

- 内 容** 現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。
- 利用できる方** 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者（常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）
- 支援の種類** 利用者の日常生活に関する相談  
利用者の健康管理  
福祉事務所等関係機関との連絡、調整等
- 窓口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 83ページ参照
- 手続** 利用者と経営主体との契約によります。
- 費用** 利用者は、利用料及び共益費の負担があります。
- 一覧** 94ページ（知的障がい者、精神障がい者）

### ■3 施設入所支援

身	知	精	難

- 内 容** 施設に入所している方に、休日や夜間、入浴、排せつ、食事等の介護等、生活全般にわたる支援を行います。
- 利用できる方** 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方
- 窓口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（83ページ参照）、相談支援事業所
- 費用** 利用者負担と食費・水光熱費・被服費・日用品費等の実費負担があります。
- 一覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」 <http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/> 参照

## ■4 自立生活援助

<b>内 容</b>	居宅において単身等で生活する障がい者に、定期的な訪問、随時通報を受けて行う訪問、相談対応等を行います。
<b>利用できる方</b>	障害者支援施設若しくは共同生活援助を利用していた障がい者、居宅において単身又は同居家族による支援が見込めない障がい者、精神科病院に入院していた障がい者
<b>支援の種類</b>	定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、日常生活場面における相談援助等
<b>窓口</b>	市福祉事務所、町村障害福祉担当課（83 ページ参照）、相談支援事業所
<b>費用</b>	利用者負担があります。
<b>一 覧</b>	「障害福祉情報サービスかながわ」 <a href="http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/">http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/</a> 参照

## 19 住宅

## ■1 入居優遇

## 県営住宅の入居優遇

障がい	該当する障害程度					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障がい者						
知的障がい者	A1・A2・B1の判定を受けた知的障がいのある方					
精神障がい者	手帳に記載されている障がいの等級が1級、2級、3級の方					

**内 容** 一般世帯向住宅に入居申込の際、当選率が一般よりもあき家の場合3倍相当(新築の場合は5倍相当)になります。また、身体障がい者については、身体障がい者世帯向住宅(車いす利用者用、その他障がい者用)に申込みできます。

**窓 口** (一般社) かながわ土地建物保全協会  
TEL (045)201-3673  
FAX (045)201-8405

## UR 賃貸住宅の申込特例

**内 容** 申込をされる方が、次の①又は②に該当する障がい者の方の場合は、平均月収額が機構の定める基準月収額の1/2に満たなくても先着順受付対象物件の入居申込みができます。

ただし、この場合、扶養等親族の収入等について、一定の要件を満たす必要があります。詳しくは下記窓口へお問い合わせください。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の障がいがある方
- ② 療育手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護を必要とする方、又は児童相談所、知的障害者更生相談所又は精神科医等から、重度の知的障がい又はこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方。ただし、介護者として親族の同居が必要となります。

**窓 口** 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 空室状況のお問い合わせ窓口  
TEL 0120-411-363 又は 03-3347-4375  
URL <http://www.ur-net.go.jp/akiya/kanagawa/>

<神奈川県内のUR営業センター>

○UR横浜営業センター  
所在地 : 横浜市神奈川区金港町1-4  
横浜イーストスクエア2階  
営業時間 : 9:30~18:00 (定休日:水)  
TEL : 045-461-4177

○UR藤沢営業センター  
所在地 : 藤沢市南藤沢22-1  
神中第2ビル6階  
営業時間 : 9:30~18:00 (定休日:水)  
TEL : 0466-50-0061

## ■2 県営住宅家賃の減免

### 内 容

	該当する障害程度	減免割合
入居者	1 級～2 級の身体障害者手帳所持者、重度の知的障がい者（療育手帳 A1 又は A2 程度）又は 1 級の精神障害者保健福祉手帳所持者	世帯の収入が一定額以下の場合、基本家賃額の 5 割又は 3 割が減免になります。
	3～4 級の身体障害者手帳所持者、中度の知的障がい者（療育手帳 B1 程度）又は 2 級の精神障害者保健福祉手帳所持者	世帯の収入が一定額以下の場合、基本家賃額の 3 割から 1 割が減免になります。

### 窓 口

○横浜等地域 [横浜市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、二宮町、山北町]

(株) 東急コミュニティー横浜統括サービスセンター  
TEL (045)324-6556  
FAX (045)324-6557

○川崎地域 [川崎市]  
○相模原等地域 [相模原市、座間市、愛川町]  
○横須賀三浦地域 [横須賀市、横浜市金沢区（室の木ハイムのみ）、逗子市、三浦市、葉山町]

(一社) かながわ土地建物保全協会  
TEL (045)201-3932  
FAX (045)201-8405

## 19 住宅

### ■3 住宅設備改良費の補助

- 内 容**
- ① 住宅設備改良  
下記のいずれかの要件を満たすものが、既存住宅の玄関、台所、浴室、便所、廊下等を障がい者に適するように改造する場合、福祉事務所長等が必要と認めたものについて補助します。(補助限度額については、市町村により異なります。)
- ・ 身体障害者手帳 1 級または 2 級の交付を受けている者。
  - ・ 総合療育相談センター又は児童相談所（以下「相談所等」という）において知能指数が 35 以下と判定された者。
  - ・ 身体障害者手帳 3 級の交付を受けている者で、かつ相談所等で知能指数が 50 以下と判定された者。
- ② 天井走行式移動リフトの設置  
下肢又は体幹に 2 級以上の障がいのある移動が困難な 18 歳以上 65 歳未満の方が、既存住宅に天井走行式移動リフトを設置する場合、福祉事務所長等が必要と認めたものについて、最高 100 万円まで補助します。
- ③ 環境制御装置の設置  
四肢に 2 級以上の障がいがある 18 歳以上の方が、既存住宅に環境制御装置を設置する場合、福祉事務所長等が必要と認めたものについて、最高 60 万円まで補助します。
- ※ ①～③の補助は、県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）に在住の方が対象となります。  
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市に在住の方は各市にお問い合わせ下さい。
- 窓**
- 口** 市福祉事務所、町村福祉担当課 83 ページ参照
- 費 用** 所得制限があります。また、所得に応じて一部自己負担があります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

## 20 資料編

## ■1 市福祉事務所・町村障害福祉担当課

## 政令市(区に設置)

	保健センター名	〒	住所	担当	電話番号	FAX
横浜市(※)	鶴見福祉保健センター	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	障がい者	045(510)1847	045(510)1897
				障がい児	045(510)1839	045(510)1887
	神奈川福祉保健センター	221-0824	横浜市神奈川区広台太田町3-8	障がい児者	045(411)7114	045(324)3702
	西福祉保健センター	220-0051	横浜市西区中央1-5-10	障がい児者	045(320)8417	045(290)3422
	中福祉保健センター	231-0021	横浜市中区日本大通35	障がい児者	045(224)8165	045(224)8159
	南福祉保健センター	232-0024	横浜市南区浦舟町2-33	障がい者	045(341)1141	045(341)1144
				障がい児	045(341)1152	045(341)1145
	港南福祉保健センター	233-0004	横浜市港南区港南中央通10-1	障がい者	045(847)8459	045(845)9809
				障がい児	045(847)8457	
	保土ヶ谷福祉保健センター	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	障がい児者	045(334)6383	045(331)6550
	旭福祉保健センター	241-0022	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	障がい者	045(954)6128	045(955)2675
				障がい児	045(954)6173	045(951)4683
	磯子福祉保健センター	235-0016	横浜市磯子区磯子3-5-1	障がい者	045(750)2416	045(750)2540
				障がい児	045(750)2439	
	金沢福祉保健センター	236-0021	横浜市金沢区泥亀2-9-1	障がい者	045(788)7849	045(786)8872
				障がい児	045(788)7772	045(788)7794
	港北福祉保健センター	222-0032	横浜市港北区大豆戸町26-1	障がい者	045(540)2237	045(540)2396
				障がい児	045(540)2320	045(540)2426
	緑福祉保健センター	226-0013	横浜市緑区寺山町118	障がい者	045(930)2433	045(930)2435
				障がい児	045(930)2432	
青葉福祉保健センター	225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	障がい者	045(978)2453	045(978)2427	
			障がい児	045(978)2457	045(978)2422	
都筑福祉保健センター	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	障がい児者	045(948)2316	045(948)2490	
戸塚福祉保健センター	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町16-17	障がい者	045(866)8463	045(881)1755	
			障がい児	045(866)8468	045(866)8473	
栄福祉保健センター	247-0005	横浜市栄区桂町303-19	障がい者	045(894)8068	045(893)3083	
			障がい児	045(894)8959	045(894)8406	
泉福祉保健センター	245-0024	横浜市泉区和泉中央北5-1-1	障がい者	045(800)2485	045(800)2513	
			障がい児	045(800)2448		
瀬谷福祉保健センター	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町190	障がい者	045(367)5715	045(364)2346	
			障がい児	045(367)5703		

※ 横浜市の各区福祉保健センターでは平成21年4月より、障がい児・者の担当窓口が別になった区があります。

	保健センター名	〒	住所	電話番号	FAX
川崎市	川崎区保健福祉センター	210-8570	川崎市川崎区東田町8	044(201)3206	044(201)3293
	大師地区健康福祉ステーション	210-0812	川崎市川崎区東門前2-1-1	044(271)0145	044(271)0128
	田島地区健康福祉ステーション	210-0852	川崎市川崎区鋼管通2-3-7	044(322)1978	044(322)1994
	幸区保健福祉センター	212-8570	川崎市幸区戸手本町1-11-1	044(556)6693	044(555)1336
	中原区保健福祉センター	211-8570	川崎市中原区小杉町3-245	044(744)3293	044(744)3196
	高津区保健福祉センター	213-8570	川崎市高津区下作延2-8-1	044(861)3259	044(861)3307
	宮前区保健福祉センター	216-8570	川崎市宮前区宮前平2-20-5	044(856)3308	044(856)3237
	多摩区保健福祉センター	214-8570	川崎市多摩区登戸1775-1	044(935)3101	044(935)3276
	麻生区保健福祉センター	215-8570	川崎市麻生区万福寺1-5-1	044(965)5160	044(965)5169

## 20 資料編

	保健センター名	〒	住所	担当	電話番号	FAX
相模原市	緑障害福祉相談課	252-5177	相模原市緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階	身体・知的 精神	042(775)8810 042(775)8811	042(775)1750
	城山保健福祉課	252-0105	相模原市緑区久保沢2-26-1 城山保健福祉センター1階		042(783)8136	042(783)1720
	津久井保健福祉課	252-5172	相模原市緑区中野613-2 津久井保健センター1階		042(780)1412	042(784)1222
	相模湖保健福祉課	252-5162	相模原市緑区与瀬896 相模湖総合事務所2階		042(684)3216	042(684)3618
	藤野保健福祉課	252-5152	相模原市緑区小淵2000 藤野総合事務所2階		042(687)5511	042(687)4347
	中央障害福祉相談課	252-5277	相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館1階	身体・知的 精神	042(769)9266 042(769)9806	042(755)4888
	南障害福祉相談課	252-0303	相模原市南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階	身体・知的 精神	042(701)7722 042(701)7715	042(701)7705

## 市福祉事務所

自治体名	〒	住所	電話番号	FAX
横須賀市	238-8550	横須賀市小川町11	(046)822-8249	(046)825-6040
平塚市	254-8686	平塚市浅間町9-1	(0463)21-8774	(0463)21-1213
鎌倉市	248-8686	鎌倉市御成町18-10	(0467)23-3000	(0467)25-1443
藤沢市	251-8601	藤沢市朝日町1-1	(0466)25-1111	(0466)50-8414
小田原市	250-8555	小田原市荻窪300	(0465)33-1467	(0465)33-1317
茅ヶ崎市	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	(0467)82-1111	(0467)82-5157
逗子市	249-8686	逗子市逗子5-2-16	(046)873-1111	(046)873-4520
三浦市	238-0298	三浦市城山町1-1	(046)882-1111	(046)881-0148
秦野市	257-8501	秦野市桜町1-3-2	(0463)82-5111	(0463)82-8020
厚木市	243-8511	厚木市中町3-17-17	(046)225-2221	(046)224-0229
大和市	242-0004	大和市鶴間1-31-7市保健福祉センター5F	(046)260-5665	(046)262-0999
伊勢原市	259-1188	伊勢原市田中348	(0463)94-4711	(0463)95-7612
海老名市	243-0492	海老名市勝瀬175-1	(046)231-2111	(046)233-5731
座間市	252-8566	座間市緑ヶ丘1-1-1	(046)255-1111	(046)252-7043
南足柄市	250-0192	南足柄市関本440	(0465)73-8047	(0465)74-0545
綾瀬市	252-1192	綾瀬市早川550	(0467)70-5623	(0467)70-5702

## 町村障害福祉担当課

自治体名	〒	住所	電話番号	FAX
葉山町福祉課	240-0192	三浦郡葉山町堀内2135	(046)876-1111	(046)876-1717
寒川町福祉課	253-0196	高座郡寒川町宮山165	(0467)74-1111	(0467)74-5613
大磯町福祉課	259-0111	中郡大磯町国府本郷1196	(0463)73-4530	(0463)73-1285
二宮町福祉保険課	259-0196	中郡二宮町二宮961	(0463)71-3311	(0463)73-0134
中井町福祉課	259-0197	足柄上郡中井町比奈窪56 町保健福祉センター内	(0465)81-5548	(0465)81-5657
大井町介護福祉課	258-0019	足柄上郡大井町金子1964-1 町保健福祉センター内	(0465)83-8024	(0465)83-8016
松田町福祉課	258-8585	足柄上郡松田町松田惣領2037	(0465)83-1226	(0465)83-1229
山北町福祉課	258-0195	足柄上郡山北町山北1301-4	(0465)75-3644	(0465)79-2171
開成町福祉課	258-8502	足柄上郡開成町延沢773町保健センター内	(0465)84-0316	(0465)85-3433
箱根町福祉課	250-0398	足柄下郡箱根町湯本256	(0460)85-7790	(0460)85-8124
真鶴町健康福祉課	259-0202	足柄下郡真鶴町岩244-1	(0465)68-1131	(0465)68-5119
湯河原町社会福祉課	259-0392	足柄下郡湯河原町中央2-2-1	(0465)63-2111	(0465)63-2940
愛川町福祉支援課	243-0392	愛川町角田251-1	(046)285-2111	(046)285-6010
清川村保健福祉課	243-0195	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 村保健福祉センターやまびこ館	(046)288-3861	(046)288-2025

## 政令市障害福祉担当課

自治体名	〒	住所	電話番号	FAX
横浜市	231-0021	横浜市中区日本大通18 KRCビル6階	(045)671-3603	(045)671-3566
川崎市	210-8577	川崎市川崎区宮本町1	(044)200-2653	(045)200-3932
相模原市	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15本館4階	(042)707-7055	(042)759-4395

## ■2 児童相談所

## 県

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX	テレホン相談
中央児童相談所	藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、寒川町	252-0813	藤沢市亀井野 3119	(0466)84-1600	(0466)84-2970	(0466)84-7000
平塚児童相談所	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町	254-0075	平塚市中原 3-1-6	(0463)73-6888	(0463)73-6799	
鎌倉三浦地域児童相談所	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	238-0006	横須賀市日の出町 1-4-7	(046)828-7050	(046)825-7071	
小田原児童相談所	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	250-0042	小田原市荻窪 350-1 小田原合同庁舎内	(0465)32-8000	(0465)32-8137	
厚木児童相談所	厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	243-0004	厚木市水引 2-3-1 厚木合同庁舎内	(046)224-1111	(046)225-1735	

## 政令・中核市

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX	テレホン相談
横浜市中央児童相談所	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区	232-0024	横浜市南区浦舟町 3-44-2	(045)260-6510	(045)262-4155	(045)260-4152
横浜市西部児童相談所	保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町 5-10	(045)331-5471	(045)333-6082	
横浜市南部児童相談所	港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区	235-0045	横浜市磯子区洋光台 3-18-29	(045)831-4735	(045)833-9828	
横浜市北部児童相談所	港北区、緑区、青葉区、都筑区	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1	(045)948-2441	(045)948-2452	
川崎市こども家庭センター(中央児童相談所)	川崎区、幸区、中原区	212-0058	川崎市幸区鹿島田 1-21-9	(044)542-1234	(044)542-1505	0120-874-124
川崎市中部児童相談所	高津区、宮前区	213-0013	川崎市高津区末長 1-3-9	(044)877-8111	(044)877-8733	
川崎市北部児童相談所	多摩区、麻生区	214-0038	川崎市多摩区生田 7-16-2	(044)931-4300	(044)931-4505	
相模原市児童相談所	相模原市	252-0206	相模原市中央区淵野辺 2-7-2	(042)730-3500	(042)730-3900	(042)730-3511
横須賀市児童相談所	横須賀市	238-8525	横須賀市小川町 16	(046)820-2323	(046)826-4301	(046)822-8511

## 20 資料編

### ■3 障害者更生相談所

#### 県

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX
県立総合療育相談センター	政令市を除く 県所管地域	252-0813	藤沢市亀井野 3119	(0466)84-5700	(0466)84-2970

#### 政令市

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX
横浜市障害者更生相談所	横浜市	222-0035	横浜市港北区鳥山町 1770 横浜市総合リハビリテーションセンター内	(045)473-0666	(045)473-0809
川崎市障害者更生相談所	川崎市	213-0002	川崎市高津区二子6-14-10 Y T T ビル 2 階	(044)811-0003	(044)811-0172
相模原市障害者更生相談所	相模原市	252-5277	相模原市中央区富士見6-1-1 ウエルネスさがみはら A 館 6 階	(042)769-9807	(042)750-6150

### ■4 精神保健福祉センター

#### 県

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX
神奈川県 精神保健福祉センター	政令市を除く 全県域	233-0006	横浜市港南区芹が谷 2-5-2	(045)821-8822	(045)821-1711

#### 政令市

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX
横浜市こころの健康相談センター	横浜市	231-0021	横浜市中区日本大通 18 KRCビル 6 階	(045)671-4455	(045)662-3525
川崎市精神保健福祉センター	川崎市	210-0005	川崎市川崎区東田町8 パールビル 12 階	(044)200-3195	(044)200-3974
相模原市精神保健福祉センター	相模原市	252-5277	相模原市中央区富士見6-1-1 ウエルネスさがみはら A 館 7 階	(042)769-9818	(042)768-0260

### ■5 保健福祉事務所・保健所

#### 県

名称	業務を所管する 区域	〒	所在地	電話番号	FAX
平塚保健福祉事務所	平塚市、大磯町、二宮町	254-0051	平塚市豊原町 6-21	(0463)32-0130	(0463)35-4025
秦野センター	秦野市、伊勢原市	257-0031	秦野市曾屋 2-9-9	(0463)82-1428	(0463)83-5872
茅ヶ崎支所	寒川町	253-0041	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7	(0467)85-1173	(0467)85-1175
鎌倉保健福祉事務所	鎌倉市、逗子市、葉山町	248-0014	鎌倉市由比ガ浜 2-16-13	(0467)24-3900	(0467)24-4379
三崎センター	三浦市	238-0221	三浦市三崎町六合 32	(046)882-6811	(046)881-7199
小田原保健福祉事務所	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	250-0042	小田原市荻窪 350-1	(0465)32-8000	(0465)32-8138
足柄上センター	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	258-0021	足柄上郡開成町吉田島 2489-2	(0465)83-5111	(0465)82-8408
厚木保健福祉事務所	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清	243-0004	厚木市水引 2-3-1	(046)224-1111	(046)225-4146

	川村				
大和センター	大和市、綾瀬市	242-0021	大和市中心 1-5-26	(046)261-2948	(046)261-7129

## 中核市等

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX
横須賀市保健所	横須賀市全域	238-0046	横須賀市西逸見町 1-38-11 ウェルシティ市 民プラザ	(046)822-4300	(046)822-4375
藤沢市保健所	藤沢市全域	251-0022	藤沢市鶴沼 2131-1	(0466)50-3592	(0466)28-2020
茅ヶ崎市保健所	茅ヶ崎市、寒 川町	253-8660	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7	(0467)85-1171	(0467)82-0501

## ■6 公共職業安定所(ハローワーク)

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX
横浜	神奈川区、西区、中区、南 区、港南区、保土ヶ谷区、 旭区、磯子区	231-0023	横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル	(045)663-8609	(045)201-6284
横浜南	※1	236-8609	横浜市金沢区寺前 1-9-6	(045)788-8609	(045)782-9087
港北	港北区、緑区、青葉区、都 筑区	222-0033	横浜市港北区新横浜 3-24-6 (横浜港北地方合同庁舎)	(045)474-1221	(045)474-0878
戸塚	戸塚区、泉区、瀬谷区、栄 区	244-8560	横浜市戸塚区戸塚町 3722	(045)864-8609	(045)864-7291
川崎	川崎区、幸区、横浜市鶴 見区	210-0015	川崎市川崎区南町 17-2	(044)244-8609	(044)233-4343
川崎北	中原区、高津区、多摩区、 宮前区、麻生区	213-0011	川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノ口ビル4階	(044)777-8609	(044)833-5311
相模原	相模原市	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10(相模原地方合同庁舎)	(042)776-8609	(042)759-1871
横須賀	※2	238-0013	横須賀市平成町 2-14-19	(046)824-8609	(046)827-1325
平塚	平塚市、伊勢原市、中郡	254-0041	平塚市浅間町 10-22	(0463)24-8609	(0463)23-7924
小田原	小田原市、足柄下郡	250-0012	小田原市本町 1-2-17	(0465)23-8609	(0465)22-7529
藤沢	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎 市、高座郡	251-0054	藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎	(0466)23-8609	(0466)25-4714
厚木	厚木市、海老名市、座間 市、愛甲郡	243-0003	厚木市寿町 3-7-10	(046)296-8609	(046)223-2016
大和	大和市、綾瀬市	242-0018	大和市深見西 3-3-2 1	(046)260-8609	(046)264-0966
松田	秦野市、南足柄市、足柄 上郡	258-0003	足柄上郡松田町松田惣領 2037	(0465)82-8609	(0465)83-0749

※ 1 横浜市のうち金沢区、横須賀市のうち船越町、港が丘、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取町、湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、追浜南町、逗子市、三浦郡

※ 2 横須賀市(ハローワーク横浜南の管轄区域を除く)、三浦市

## ■7 税務署(国税)

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号
鶴見税務署	鶴見区	230-8550	横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32	045(521)7141
横浜中税務署	中区、西区	231-8550	横浜市中区山下町 37-9 横浜地方合 同庁舎	045(651)1321
保土ヶ谷税務署	保土ヶ谷区、旭区、 瀬谷区	240-8550	横浜市保土ヶ谷区帷子町 2-64	045(331)1281

## 20 資料編

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号
横浜南税務署	南区、磯子区、金沢区、港南区	236-8550	横浜市金沢区並木 3-2-9	045(789)3731
神奈川税務署	神奈川区、港北区	222-8550	横浜市港北区大豆戸町 528-5	045(544)0141
戸塚税務署	戸塚区、栄区、泉区	244-8550	横浜市戸塚区吉田町 2001	045(863)0011
緑税務署	緑区、青葉区、都筑区	225-8550	横浜市青葉区市ケ尾町 22-3	045(972)7771
川崎南税務署	川崎区、幸区	210-8531	川崎市川崎区榎町 3-18	044(222)7531
川崎北税務署	中原区、高津区、宮前区	213-8503	川崎市高津区久本 2-4-3	044(852)3221
川崎西税務署	多摩区、麻生区	215-8585	川崎市麻生区上麻生 1-3-14 川崎西合同庁舎	044(965)4911
横須賀税務署	横須賀市、三浦市	238-8565	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎3階・4階	046(824)5500
平塚税務署	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡	254-8533	平塚市浅間町 9-1 平塚市役所・平塚税務署	0463(22)1400
鎌倉税務署	鎌倉市、逗子市、三浦郡	248-8501	鎌倉市佐助 1-9-30	0467(22)5591
藤沢税務署	藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	251-8566	藤沢市朝日町 1-11	0466(22)2141
小田原税務署	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	250-8511	小田原市荻窪 440	0465(35)4511
相模原税務署	相模原市	252-5211	相模原市中央区富士見 6-4-14	042(756)8211
厚木税務署	厚木市、愛甲郡	243-8577	厚木市水引 1-10-7	046(221)3261
大和税務署	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	242-8567	大和市中心 5-14-22	046(262)9411

## ■8 県税事務所(個人事業税・自動車取得税・自動車税)

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号
横浜県税事務所	横浜市西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	231-8555	横浜市中区山下町 75 神奈川自治会館6階、7階	045(651)1471
神奈川県税事務所	横浜市鶴見区、神奈川区、港北区	221-0124	横浜市神奈川区広台太田町 3-8 神奈川区総合庁舎 本館4階	045(321)5741
緑県税事務所	横浜市緑区、青葉区、都筑区	225-8513	横浜市青葉区市ケ尾町 27-5	045(973)1911
戸塚県税事務所	横浜市南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区	244-0816	横浜市戸塚区上倉田町 449	045(881)3911
川崎県税事務所	川崎市川崎区、幸区	210-8562	川崎市川崎区富士見 1-1-2	044(233)7351
高津県税事務所	川崎市中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区	213-8515	川崎市高津区坂戸 3-2-1 KSP イノベーションセンタービル西棟2階、4階	044(833)1231
相模原県税事務所	相模原市	252-0381	相模原市南区相模大野 6-3-1	042(745)1111
相模原県税事務所 津久井支所	相模原市	252-0157	相模原市緑区中野 937-2	042(784)1111
横須賀県税事務所	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡(葉山町)	238-0006	横須賀市日の出町 2-9-19	046(823)0210

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号
平塚県税事務所	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡(大磯町、二宮町)	254-0073	平塚市西八幡 1-3-1	0463(22)2711
藤沢県税事務所	藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡(寒川町)	251-8534	藤沢市鶴沼石上 2-7-1	0466(26)2111
小田原県税事務所	小田原市、南足柄市、足柄上郡(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)、足柄下郡(箱根町、真鶴町、湯河原町)	250-0042	小田原市荻窪 350-1	0465(32)8000
厚木県税事務所	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡(愛川町、清川村)	243-8522	厚木市水引 2-3-1	046(224)1111

## ■9 自動車税管理事務所(自動車取得税・自動車税)

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号
自動車税管理事務所	県内全域	232-8602	横浜市南区弘明寺町 31	045(716)2111
〃 横浜駐在事務所	横浜ナンバー該当区域	224-0053	横浜市都筑区池辺町 3562-1	045(932)3641
〃 川崎駐在事務所	川崎ナンバー該当区域	210-0826	川崎市川崎区塩浜 3-24-2	044(276)0331
〃 相模駐在事務所	相模ナンバー該当区域	243-0303	愛甲郡愛川町中津 4075	046(285)0198
〃 湘南駐在事務所	湘南ナンバー該当区域	254-0082	平塚市東豊田 369-12	0463(54)2011

## ■10 社会福祉協議会

名称	〒	住所	電 話	F	A	X
(福)神奈川県社会福祉協議会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡 4-2 県社会福祉会館内	045(311)1422	045(312)	6302	
(福)横浜市社会福祉協議会	231-8482	横浜市中区桜木町 1-1 健康福祉総合センター内	045(201)2096	045(201)	8385	
(福)横浜市鶴見区社会福祉協議会	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオベルデ鶴声2階	045(504)5619	045(504)	5616	
(福)横浜市神奈川区社会福祉協議会	221-0825	横浜市神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川内	045(311)2014	045(313)	2420	
(福)横浜市西区社会福祉協議会	220-0011	横浜市西区高島 2-7-1 ファーストプレイス横浜 3階	045(450)5005	045(451)	3131	
(福)横浜市中区社会福祉協議会	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル 4階	045(681)6664	045(641)	6078	
(福)横浜市南区社会福祉協議会	232-0024	横浜市南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8階	045(260)2510	045(251)	3264	
(福)横浜市港南区社会福祉協議会	233-0003	横浜市港南区港南 4-2-8 港南区福祉保健活動拠点内	045(841)0256	045(846)	4117	
(福)横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるがも 3F	045(341)9876	045(334)	5805	
(福)横浜市旭区社会福祉協議会	241-0022	横浜市旭区鶴ヶ峰 1-6-35 ぱれっと旭内	045(392)1123	045(392)	0222	
(福)横浜市磯子区社会福祉協議会	235-0016	横浜市磯子区磯子 3-1-41 磯子センター5階	045(751)0739	045(751)	8608	

## 20 資料編

名称	〒	住所	電 話	F	A	X
(福)横浜市金沢区社会福祉協議会	236-0021	横浜市金沢区泥亀 1-21-5 いきいきセンター金沢内	045(788)6080	045(784)	9011	
(福)横浜市港北区社会福祉協議会	222-0032	横浜市港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206 号	045(547)2324	045(531)	9561	
(福)横浜市緑区社会福祉協議会	226-0011	横浜市緑区中山町 413-4 ハーモニーみどり内	045(931)2478	045(934)	4355	
(福)横浜市青葉区社会福祉協議会	225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町 1169-22 青葉区福祉保健活動拠点内	045(972)8836	045(972)	7519	
(福)横浜市都筑区社会福祉協議会	224-0006	横浜市都筑区荏田東 4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内	045(943)4058	045(943)	1863	
(福)横浜市戸塚区社会福祉協議会	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町 167-25 戸塚区福祉保健活動拠点1階	045(866)8434	045(862)	5890	
(福)横浜市栄区社会福祉協議会	247-0005	横浜市栄区桂町 279-29 栄区福祉保健活動拠点内	045(894)8521	045(892)	8974	
(福)横浜市泉区社会福祉協議会	245-0023	横浜市泉区和泉中央南 5-4-13 泉ふれあいホーム内	045(802)2150	045(804)	6042	
(福)横浜市瀬谷区社会福祉協議会	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館	045(361)2117	045(361)	2328	
(福)川崎市社会福祉協議会	211-0053	川崎市中原区上小田中 6-22-5 市総合福祉センター内	044(739)8710	044(739)	8737	
(福)川崎市川崎区社会福祉協議会	210-0024	川崎市川崎区日進町 1-11 川崎ルフロン8階福祉パル かわさき内	044(246)5501	044(211)	8741	
(福)川崎市幸区社会福祉協議会	212-0023	川崎市幸区戸手本町 1-11-5 川崎市さいわい健康福祉プラ ザ福祉パルさいわい内	044(556)5525	044(556)	5577	
(福)川崎市中原区社会福祉協議会	211-0067	川崎市中原区今井上町 34 和田ビル1階福祉パルなかほら内	044(722)8471	044(711)	1260	
(福)川崎市高津区社会福祉協議会	213-0001	川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき3階福祉パルたかつ 内	044(812)1879	044(812)	3549	
(福)川崎市宮前区社会福祉協議会	216-0033	川崎市宮前区宮崎 2-6-10 宮崎台ガーデンオフィス4階 福祉パルみやまえ内	044(856)6579	044(852)	4955	
(福)川崎市多摩区社会福祉協議会	214-0014	川崎市多摩区登戸 1763 ライフガーデン向ヶ丘 2 階 福祉パルたま内	044(935)5912	044(911)	8119	
(福)川崎市麻生区社会福祉協議会	215-0004	川崎市麻生区万福寺 1-2-2 新百合 21 ビル1階 福祉パルあさお内	044(952)5501	044(952)	1424	
(福)相模原市社会福祉協議会	252-0236	相模原市中央区富士見 6-1-20 あじさい会館内	042(756)5098	042(759)	4382	
(福)相模原市社会福祉協議会緑区事務所	252-0131	相模原市緑区西橋本 5-3-21 市緑区合同庁舎内	042(775)8601	042(774)	7160	
(福)相模原市社会福祉協議会城山地域事務所	252-0105	相模原市緑区久保沢 2-26-1 城山保健福祉センター内	042(783)1212	042(782)	4050	
(福)相模原市社会福祉協議会津久井地域事務所	252-5172	相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所	042(784)3393	042(784)	6142	
(福)相模原市社会福祉協議会相模湖地域事務所	252-5162	相模原市緑区与瀬 896 相模湖総合事務所内	042(649)0202	042(649)	0200	
(福)相模原市社会福祉協議会藤野地域事務所	252-5152	相模原市緑区小淵 2000 藤野総合事務所内	042(687)3361	042(687)	4049	
(福)相模原市社会福祉協議会南区事務所	252-0303	相模原市南区相模大野 6-22-1 市南保健福祉センター内	042(765)7065	042(748)	4419	
(福)横須賀市社会福祉協議会	238-0041	横須賀市本町 2-1 市立総合福祉会館2階	046(824)3435	046(827)	0264	

名称	〒	住所	電 話	F A X
(福) 平塚市社会福祉協議会	254-0047	平塚市追分 1-43 市福社会館内	0463(33)2333	0463(33) 6588
(福) 鎌倉市社会福祉協議会	248-0012	鎌倉市御成町 20-21 市福祉センター内	0467(23)1075	0467(22) 2213
(福) 藤沢市社会福祉協議会	251-8691	藤沢市鶴沼東 1-1 玉半ビル3階	0466(50)3525	0466(26) 6978
(福) 小田原市社会福祉協議会	250-0055	小田原市久野 115-2 おだわら総合医療福社会館 1階	0465(35)4009	0465(35) 6902
(福) 茅ヶ崎市社会福祉協議会	253-0044	茅ヶ崎市新栄町 13-44 さがみ農協ビル2階	0467(85)9650	0467(85) 9651
(福) 逗子市社会福祉協議会	249-0005	逗子市桜山 5-32-1 市福社会館内	046(873)8011	046(872) 2519
(福) 三浦市社会福祉協議会	238-0102	三浦市南下浦町菊名 1258-3 市総合福祉センター内	046(888)7347	046(889) 1561
(福) 秦野市社会福祉協議会	257-0054	秦野市緑町 16-3 市保健福祉センター内	0463(84)7711	0463(85) 1302
(福) 厚木市社会福祉協議会	243-0018	厚木市中町 1-4-1 厚木市保健福祉センター内	046(225)2947	046(225) 3036
(福) 大和市社会福祉協議会	242-0004	大和市鶴間 1-25-15 大和市役所第2分庁舎内	046(260)5633	046(263) 2446
(福) 伊勢原市社会福祉協議会	259-1131	伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ1F	0463(94)9600	0463(94) 5990
(福) 海老名市社会福祉協議会	243-0492	海老名市勝瀬 175-1 海老名市役所内	046(235)0220	046(235) 0191
(福) 座間市社会福祉協議会	252-0021	座間市緑ヶ丘 1-2-1 市総合福祉センター内	046(266)1294	046(266) 2009
(福) 南足柄市社会福祉協議会	250-0105	南足柄市関本 403-2 りんどう会館内	0465(73)1575	0465(74) 3276
(福) 綾瀬市社会福祉協議会	252-1107	綾瀬市深谷中4-7-10 綾瀬市保健福祉プラザ内	0467(77)8166	0467(79) 1812
(福) 葉山町社会福祉協議会	240-0112	三浦郡葉山町堀内 2220 町福祉文化会館内	046(875)9889	046(876) 1873
(福) 寒川町社会福祉協議会	253-0106	高座郡寒川町宮山 401 町健康管理センター内	0467(74)7621	0467(74) 5716
(福) 大磯町社会福祉協議会	255-0003	中郡大磯町大磯 1352-1 町立福祉センターさざれ石内	0463(61)9390	0463(61) 7614
(福) 二宮町社会福祉協議会	259-0124	中郡二宮町山西 5-1	0463(73)0294	0463(73) 0295
(福) 中井町社会福祉協議会	259-0153	足柄上郡中井町比奈窪 104-1 町保健福祉センターしらさぎ 内	0465(81)2261	0465(81) 2658
(福) 大井町社会福祉協議会	258-0016	足柄上郡大井町上大井68-2	0465(84)3294	0465(85) 3123
(福) 松田町社会福祉協議会	258-0003	足柄上郡松田町松田惣領 17-2 町健康福祉センター内	0465(82)0294	0465(82) 9241
(福) 山北町社会福祉協議会	258-0111	足柄上郡山北町向原 1379-1	0465(75)1294	0465(76) 4079
(福) 開成町社会福祉協議会	258-0021	足柄上郡開成町吉田島 1043-1 町福社会館1階	0465(82)5222	0465(82) 5928
(福) 箱根町社会福祉協議会	250-0311	足柄下郡箱根町湯本 855	0460(85)9000	0460(85) 6888
(福) 真鶴町社会福祉協議会	259-0201	足柄下郡真鶴町真鶴 475-1	0465(68)3313	0465(68) 4179
(福) 湯河原町社会福祉協議会	259-0301	足柄下郡湯河原町中央 4-12-5	0465(62)3700	0465(62) 5150
(福) 愛川町社会福祉協議会	243-0301	愛甲郡愛川町角田 257-1 町福祉センター内	046(285)2111	046(286) 5424
(福) 清川村社会福祉協議会	243-0195	愛甲郡清川村煤ヶ谷 2220-1 清川村保健福祉センターひま わり館内1階	046(287)1118	046(287) 2013

## 20 資料編

### ■11 障害者団体等

名 称	(対象となる障がい等)	〒	住 所	電 話	F A X
(公財) 神奈川県身体障害者連合会	身体障がい	221-0844	横浜市神奈川区沢渡 4-2 社会福祉会館内	(045)311-8736	(045)316-6860
(公社) 横浜市身体障害者団体連合会	身体障がい	222-0035	横浜市港北区鳥山町1752 横浜ラポール 3階	(045)475-2060	(045)475-2064
(公財) 川崎市身体障害者協会	身体障がい	210-0834	川崎市川崎区大島 1-8-6	(044)244-3975	(044)246-6943
NPO 法人 神奈川県視覚障害者福祉協会	視覚障がい	252-8540	座間市入谷東 3-55-1-C-102号 神奈川ライトハウス 内	(046)205-6040	(046)205-6971
N P O 法 人 View-Net神奈川	視覚障がい	231-0028	横浜市中区翁町 2-8-5 第一東里ビル 302	090(6940)2823	—
(公社) 神奈川県聴覚障害者協会	聴覚障がい	251-0052	藤沢市藤沢 933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内	(0466)26-5467	(0466)26-5454
NPO法人川崎市ろう者協会	聴覚障がい	211-0037	川崎市中原区井田三舞町 14-16 川崎市聴覚障害者情報文化センター内	—	(044)752-5559
特定非営利活動法人 川崎市中途失聴・難聴者協会	聴覚障がい	211-0037	川崎市中原区井田三舞町 14-16 川崎市聴覚障害者情報文化センター内	—	(044)753-0596
神奈川県中途失聴・難聴者協会	聴覚障がい	259-0131	中郡二宮町中里 2-23-18 森 友彦様方	(0463)72-7540	(0463)72-7540
NPO法人神奈川県障害者 地域作業所連絡協議会	障がい者	221-0844	横浜市神奈川区沢渡 4-2 社会福祉会館内	(045)290-0501	(045)290-0201
神奈川県身体障害施設協会	身体障がい	259-1302	秦野市菩提 1711-2	(0463)75-3300	(0463)75-3377
横浜知的障害関連施設協議会	知的障がい	231-0821	横浜市中区本牧原 16-1 オリブ工房内	(045)621-2391	(045)621-4156
NPO 法人川崎市障害福祉施設事業協会	身体障がい 知的障がい 精神障がい	213-0011	川崎市高津区久本 3-6-22 ちどり 3F	(044)829-6610	(044)829-6620
相模原市知的障害福祉協会	知的障がい	252-0244	相模原市中央区田名 7236-3 やまびこ工房内	(042)760-1033	(042)760-7115
神奈川県知的障害福祉協会	知的障がい	221-0844	横浜市神奈川区沢渡 4-2 社会福祉会館内	(045)316-5610	(045)324-0426
神奈川県 知的障害施設団体連合会	上記4団体で構成 (知的障がい)	221-0844	横浜市神奈川区沢渡 4-2 社会福祉会館内	(045)316-5610	(045)324-0426
神奈川県 障害児者団体連絡協議会	上記1、下記1団体 等の統合事務局	221-0844	横浜市神奈川区沢渡 4-2 社会福祉会館内	(045)323-1106	(045)324-0426
神奈川県手をつなぐ育成会	知的障がい	221-0844	横浜市神奈川区沢渡 4-2 社会福祉会館内	(045)323-1106	(045)324-0426
神奈川県 心身障害児者父母の会連盟	上記1、下記9等の 計12団体で構成	221-0844	横浜市神奈川区沢渡 4-2 社会福祉会館内	(045)311-8742	(045)324-8985
神奈川県肢体不自由児者 父母の会連合会	肢体不自由	221-0844	横浜市神奈川区沢渡 4-2 社会福祉会館内	(044)900-2786	—
全国心臓病の子どもを守る会 神奈川総支部	心臓機能障がい	257-0006	秦野市北矢名 290-1-A1 山口 方	(0463)77-6286	(0463)77-6286
神奈川県 自閉症児・者親の会連合会	自閉症	243-0426	海老名市門沢橋 6-11-29	(046)238-8490	(046)238-8490
神奈川県 重症心身障害児(者)を守る会	重症心身障がい	252-0131	相模原市緑区西橋本 4-4-7	(042)771-9091	(042)771-9091
全国脊髄損傷者連合会 神奈川県支部	脊髄損傷	252-0207	相模原市中央区矢部新町 1-9-101 赤城 方	(042)852-3525	(042)852-3525
神奈川もみじ会	呼吸器機能障がい	225-0002	横浜市青葉区美しが丘 3-8-16 杉本 方	(045)901-7446	(045)901-7446

名 称	(対象となる障がい等)	〒	住 所	電 話	F A X
(公社)日本オストミー協会 神 奈 川 支 部	ぼうこう・直腸機能障がい	243-0213	厚木市飯山 1620-1-506	(080)5027-5780	(046)291-0239
NPO 法人 脳外傷友の会 ナナ	高次脳機能障がい	243-0037	厚木市毛利台 3-18-7 外崎 方	(046)250-3073	(046)250-6622
NPO 法人フュージョンコムかながわ ・県肢体不自由児協会	肢体不自由	221-0844	横浜市神奈川区沢渡 4-2 社会福祉会館内	(045)311-8742	(045)324-8985
NPO 法人じんかれん	精神障がい	233-0006	横浜市港南区芹が谷 2-5-2 県精神保健福祉センター3 階	(045)821-8796	(045)821-8469
NPO 法人 横浜市 精神障害者家族連合会	精神障がい	222-0035	横浜市港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3 階	(045)548-4816	(045)548-4836
NPO 法人横浜市精神障害者 地域生活支援連合会	精神障がい	232-0022	横浜市南区高根町 3-17-2 KSビル4階C号	(045)263-8100	(045)263-8101
川崎市精神障害者 地域生活推進連合会	精神障がい	213-0033	川崎市高津区下作延 4-3-12 上中村ビル1階	(044)455-4774	(044)455-4992
(一社) 神奈川県断酒連合会	アルコール依存症	253-0106	高座郡寒川町宮山 1163-1 B-203	(0467)75-5806	(0467)75-5806
日本ALS協会神奈川県支部	筋萎縮性 側索硬化症	233-0015	横浜市港南区日限山 1-19-10 窪田 方	(045)843-6690	(045)330-6999
きょうされん神奈川支部	—	240-0043	横浜市保土ヶ谷区坂本町 128 FKPビル 102	(045)334-0491	(045)331-4653
障害児者の生活と権利を守る 神奈川県連絡協議会	—	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町 2-42-2 県民センターレターケース No136	—	—
神奈川県知的障害者施設 保護者会連合会	知的障がい	240-0032	横浜市保土ヶ谷区法泉 1-18-4-3	—	—
(公社)日本リウマチ友の会 神 奈 川 支 部	関節リウマチ	257-0031	秦野市曾屋 3731-12 吉松 方	(0463)51-6080	(0463)51-6080
小田原バリアフリーを考える会	身体障がい	256-0816	小田原市酒匂 4-11-27 三辻 方	(0465)48-3512	(0465)48-0706
全国遷延性意識障害者・家族の会 神 奈 川 支 部	遷延性意識障がい	154-0016	世田谷区弦巻 1-31-7 横山 方	090(9966)7206	(03)3426-1081
脳損傷による遷延性意識障 がい者と家族の会「わかば」	遷延性意識障がい	154-0016	世田谷区弦巻 1-31-7 横山 方	090(9966)7206	(03)3426-1081
日本てんかん協会神奈川県支部	神経障がい	222-0035	横浜市港北区鳥山 1752 横浜ラポール 3F	(045)475-2360	(045)548-4836
NPO 法人神奈川セルフセンター	障 が い 者	252-0804	藤沢市湘南台 1-7-8 エスポワール 304 号室	(0466)53-7802	(0466)53-7803
NPO 法人 神奈川県障害者自立生活支援センター	障 が い 者	243-0035	厚木市愛甲 1-7-6	(046)247-7503	(046)247-7508

## 20 資料編

### ■12 各種施設

指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設等の一覧は、インターネットで御覧下さい。

「障害福祉情報サービスかながわ」 <http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

#### 福祉ホーム(知的障がい)

施設名	所在地	電話番号	定員	設置主体 運営主体
松風学園福祉ホーム	〒245-0018 横浜市泉区上飯田町1987	(045) 802-0441 (045) 803-4963	入所 10	横浜市
三田福祉ホーム	〒214-0034 川崎市多摩区三田2-3256	(044) 933-0866 (044) 933-0866	入所 10	川崎市 (福)ともかわさき

#### 福祉ホーム(精神障がい)

施設名	所在地	電話番号	定員	設置主体 運営主体
福祉ホーム「くすのき」	〒243-0005 厚木市松枝2-7-1	(046) 221-8252	入所 10	(医)弘徳会

#### 視覚障害者情報提供施設(点字図書館)

施設名	所在地	電話番号	設置主体 運営主体
神奈川県ライトセンター	〒241-8585 横浜市旭区二俣川1-80-2	(045) 364-0023 (045) 364-0027	神奈川県 日本赤十字社
川崎市視覚障害者情報文化センター	〒210-0026 川崎市川崎区堤根34-15 ふれあいプラザかわさき3F	(044) 222-1611 (044) 222-8105	川崎市
相模原市視覚障害者情報センター	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館2階	(042) 769-8275 (042) 786-7665	相模原市
横須賀市点字図書館	〒238-0041 横須賀市本町2-1 総合福祉会館4階	(046) 822-6712 (046) 822-6712	横須賀市
藤沢市点字図書館	〒252-0804 藤沢市湘南台7-18-2 総合市民図書館内	(0466) 44-2662 (0466) 44-2388	藤沢市

#### 聴覚障害者情報提供施設

施設名	所在地	電話番号	設置主体 運営主体
神奈川県聴覚障害者福祉センター	〒251-8533 藤沢市藤沢933-2	(0466) 27-1911 (0466) 27-1225	神奈川県 (福)神奈川県聴覚障害者総合福祉協会
障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール	〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752	(045) 475-2057 (045) 475-2059	横浜市
川崎市聴覚障害者 情報文化センター	〒211-0037 川崎市中原区井田三舞町14-16	(044) 798-8800 (044) 798-8803	川崎市

## 地域活動支援センター

(平成30年4月1日現在)

施設名	所在地	電話/FAX	定員	運営法人名
ソーレ平塚生活支援センター	〒254-0075 平塚市中原 2-11-35 平山ビル1階	(0463)37-1776 (0463)36-1414	10人	(社福)至泉会
サンシティひらつか	〒254-0041 平塚市浅間町 2-20 藤和平塚コープ1階	(0463)37-1622 (0463)37-1633	10人	(社福)進和学園
ほっとステーション平塚	〒254-0033 平塚市老松町 2-19 読売高野ビル 501・502	(0463)25-2728 (0463)25-2758	15人	(特非)平塚市精神障害者地域生活支援連絡会
フレンズ湘南	〒254-0807 平塚市代官町 21-4 SEA 平塚ビル 3F	(0463)24-0420 (0463)24-0420	30人	(特非)あたたか会
シグナルひらつか	〒254-0044 平塚市錦町 16-2	(0463)24-0640 (0463)24-0643	25人	(特非)あたたか会
ありんこの会	〒254-0913 平塚市万田 409	(0463)34-0592 (0463)34-0592	25人	(特非)ありんこ
平塚二葉会	〒259-1212 平塚市岡崎 4251-4	(0463)58-2024 (0463)58-2024	15人	(特非)たてば
第二なでしこ	〒254-0002 平塚市横内 4348	(0463)54-7286 (0463)54-7286	22人	(特非)未美
ワーキングプレイス	〒254-0012 平塚市大神 3341-13	(0463)53-1088 (0463)53-1022	22人	(特非)撫子
スマイル	〒254-0014 平塚市四之宮 2-19-44-2	(0463)23-8503	26人	(特非)ひびき
ユーミン	〒254-0014 平塚市四之宮 2-19-44-1	(0463)23-5130	23人	(特非)ひびき
なでしこ作業所	〒254-0061 平塚市御殿 3-6-5	(0463)32-8943 (0463)32-8943	22人	(特非)葵
ひのき	〒254-0052 平塚市平塚 4-18-25	(0463)36-2866 (0463)36-2868	15人	(特非)ひのき会
パステルカラー	〒254-0047 平塚市追分 8-2 佐川ビル2階	(0463)34-7899 (0463)34-7899	15人	(特非)平塚 4H の会
麦の家	〒254-0913 平塚市万田 841	(0463)32-7537 (0463)32-7538	10人	(特非)麦の家
ひこうき雲	〒259-1217 平塚市長持 302-1	(0463)74-6636 (0463)74-6337	15人	(特非)平塚あおぞら会
太陽の光	〒254-0061 平塚市御殿 3-16-24-102 飯島ハイツ	(0463)36-5110 (0463)36-5110	20人	(特非)太陽の光
こぶし	〒254-0077 平塚市東中原 2-14-19	(0463)34-2259	20人	(特非)神奈川県障害者自立生活支援センター
サチラス	〒254-0003 平塚市下島 524	(0463)53-4798 (0463)63-2133	16人	(特非)寿福会
ロータス作業所	〒254-0915 平塚市出縄 412-5	(0463)31-9552 (0463)35-4136	14人	(一社)日辰
NSA	〒254-0082 平塚市東豊田 480-29	(0463)51-1212 (0463)53-3539	20人	(特非)梯
サポート湘南	〒254-0061 平塚市御殿 1-3-26	(0463)36-2801	20人	(特非)サポート湘南
地域生活サポートセンターとらいむ	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜 2-2-40KFビル4F	(0467)61-3205 (0467)61-3207	50人	(特非)地域生活サポートまいんど
キャロットサポートセンター	〒248-0006 鎌倉市小町 1-3-5 東昭ビル3階	(0467)23-2374 (0467)23-5253	20人	(特非)e-ライフサポート
地域活動支援センター 麦の穂	〒248-0011 鎌倉市扇ガ谷 1-7-7 201	(0467)25-2567 (0467)25-2567	10人	(社福)麦の穂
地域活動支援センターⅢ 型サンタハウス	〒248-0012 鎌倉市御成町 3-10	(0467)23-6525 (0467)23-6525	10人	(特非)e-ライフサポート

## 20 資料編

施設名	所在地	電話/FAX	定員	運営法人名
特定非営利活動法人 よあけ	〒248-0022 鎌倉市常盤 98-1	(0467)33-3030	15 人	(特非)よあけ
NPO法人スローライフ 障害者地域活動支援セ ンター	〒248-0033 鎌倉市腰越 4-9-8	(0467)32-0737	12 人	(特非)障害者地域作業 所スローライフ
地域活動支援センター ひかり	〒247-0061 鎌倉市台 3-7-2	(0467)81-4802	10 人	(特非)ひかり
特定非営利活動法人ひ がし鎌倉市障害者地域 活動支援センター	〒248-0033 鎌倉市腰越 2-11-3	(0467)32-8577	12 人	(特非)ひがし
虹の子作業所	〒248-0022 鎌倉市常盤 10-10	(0467)43-5600	20 人	(特非)R・WORKSHOP
特定非営利活動法人 ぶどうの木	〒247-0027 鎌倉市笛田 3-1-7	(0467)39-5508	13 人	(特非)ぶどうの木
倶楽部「道」	〒248-0006 鎌倉市小町 2-12-37 小町ティアイビル II 3B	(0467)23-8772	10 人	(特非)道
藤沢市地域生活支援セ ンターおあしす	〒251-0053 藤沢市本町 1-12-17 (2019 年4月から)	(0466)55-1399 (0466)55-1399	20 人	(社福)藤沢ひまわり
善行ひばりの家	〒251-0876 藤沢市善行坂 1-13-26	(0466)82-7233	15 人	(特非)善行ひばりの家
朝日ねんどの会	〒251-0041 藤沢市辻堂神台 2-2-51	(0466)33-4310	15 人	(特非)あさひ
ピープルファクトリー	〒251-0024 藤沢市鶴沼橋 1-9-8	(0466)23-5110	15 人	(特非)地域作業所「ピー プルファクトリー」
フリークラブ湘南	〒252-0826 藤沢市宮原 1442	(0466)48-6600	22 人	(特非)フリークラブ湘南
第4木曜クラブ	〒251-0056 藤沢市羽鳥 4-1-19	(0466)34-9955	15 人	(特非)木曜クラブ
フリースペース ステラ・ ポラーレ	〒251-0002 藤沢市大鋸 1-7-14	(0466)23-5780	50 人	(特非)ポトピの会
ジョブサポートひまわり	〒252-0812 藤沢市西俣野 1925-3	(0466) 82-4384	45 人	(社福)藤沢ひまわり
ひつじの家	〒250-0045 小田原市城山 1-6-18	(0465)32-1408 (0465)32-1408	10 人	(特非)一粒の麦
小田原なぎさ作業所	〒250-0875 小田原市南鴨宮 3-16-20	(0465)47-4513 (0465)47-4513	27 人	(特非)小田原なぎさ会
第三かもめの家事業所	〒250-0853 小田原市堀ノ内 144-3	(0465)37-2727	10 人	(特非)地域活動ホームか もめの家
第3ありんこホーム	〒250-0874 小田原市鴨宮328	(0465)48-8269	20 人	(特非)おだわら虹の会
ゆう	〒250-0003 小田原市東町 1-32-29	(0465)46-8082	20 人	(特非)障害者地域作業 所 ゆう
わかば会	〒250-0813 小田原市前川 183-13	(0465)48-5352	10 人	(特非)わかば会
小田原スプリングス	〒250-0003 小田原市東町 3-12-42	(0465)30-1033	20 人	(社福)小田原支援センタ ー
地域生活支援センター元 町の家	〒253-0043 茅ヶ崎市元町 16-3 アイプラザ元町ビル 2階	(0467)82-1685	20 人	(特非)茅ヶ崎・寒川精神 保健福祉連絡会
光の風	〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂 1-4-12 MIURA HOUSE 1階A	(0467)58-9134	15 人	(財)光之村
楽庵	〒253-0021 茅ヶ崎市浜竹 3-4-64 石黒ビル 201	(0467)86-5898	20 人	(特非)茅ヶ崎ユニバーサ ルデザインスクエア
パイン・ナッツ	〒253-0001 茅ヶ崎市赤羽根 100	(0467)50-0191	20 人	(特非)松の実会

施設名	所在地	電話/FAX	定員	運営法人名
みらまーる	〒253-0053 茅ヶ崎市東海岸北 2-9-50	(0467)57-3509	25 人	(特非)松の実会
サザンベア	〒253-0085 茅ヶ崎市矢畑 995-34	(0467)85-9776 -	19 人	(特非)サザンベア
工房朱第一	〒253-0052 茅ヶ崎市幸町 19-22	(0467)87-4507	15 人	(特非)工房朱
なかまの家「鶴嶺」	〒253-0072 茅ヶ崎市今宿 774-2	(0467)86-0553	12 人	(特非)なかまの家
なかまの家「南湖」	〒253-0061 茅ヶ崎市南湖 6-16-20	(0467)82-8819	12 人	(特非)なかまの家
支援センター凧	〒249-0005 逗子市桜山9-3-53	(046)870-5280 (046)873-5370	10 人	(社福)湘南の凧
オリーブ	〒249-0006 逗子市逗子 4-3-5	(046)872-4551 (046)872-4550	20 人	(特非)ゆうほ
ワークショップ・リプル	〒249-0006 逗子市逗子 1-7-8	(046)872-2524 (046)872-2524	10 人	(特非)リプル
三浦市地域福祉センター	〒238-0236 三浦市栄町 23-13	(046)881-7770 (046)881-7772	17 人	(社福)三浦市社会福祉協議会
ハーベスト・きくな	〒238-0102 三浦市南下浦町菊名 21	(046)888-1357	17 人	(特非)ハーベスト・きくな
ライフサポート三浦	〒238-0101 三浦市南下浦町上宮田 3335	(046)888-7227	30 人	(特非)精神障害者のあすの福祉をよくする三浦市民の会びあ三浦
三浦はまゆう	〒238-0102 三浦市南下浦町菊名字高山 1255-7	(046)876-7072	15 人	(特非)三浦はまゆう
秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」	〒257-0035 秦野市本町 2-7-25	(0463)71-5701 (0463)73-5039	20 人	(一社)秦野市障害者地域生活支援推進機構
秦野精華園秦野市障害者日中サービスセンター	〒257-0035 秦野市本町 3-13-49	(0463)73-7744 (0463)82-5781	10 人	(社福)かながわ共同会
レザミ工芸	〒243-0012 厚木市幸町 1-10	(046)229-0448 -	14 人	(特非)ゆうかり
白根工房	〒243-0812 厚木市妻田北 4-5-56	(046)296-8711 (046)296-7111	14 人	(特非)しらね
ハートラインあゆみ	〒243-0018 厚木市中町 4-6-11 山口ビル 201	(046)259-5712 (046)259-5714	20 人	(特非)ハートラインあゆみ
アジュール	〒243-0014 厚木市旭町 1-15-8	(046)280-5338 (046)280-5372	15 人	(特非)アジュールの会
七沢森の家	〒243-0121 厚木市七沢 2601	(046)249-6328 (046)249-6328	15 人	(特非)かみつれ
コンパス	〒242-0017 大和市大和東 3-5-2 KDビル 1F	(046)260-1031	20 人	(社福)県央福祉会
伊勢原市障害福祉センターすこやか園	〒259-1132 伊勢原市桜台 4-5-20	(0463)93-6914 (0463)94-3846	20 人	(社福)至泉会
ねくすと	〒259-1131 伊勢原市伊勢原 4-10-5	(0463)95-1075 0463-95-1075	20 人	(特非)いせはらネクスト
コレクティブおおやまみち	〒259-1141 伊勢原市上粕屋 11	(0463)97-6921 0463-97-6922	15 人	(特非)コレクティブおおやまみち
結夢	〒243-0422 海老名市中新田 383-1 海老名市立わかば会館内	(046)235-2704 (046)235-2515	20 人	(社福)星谷会
ウインディーザマ	〒252-0021 座間市緑ヶ丘 5-4-25	(046)252-5117 (046)252-5488	20 人	(特非)ワーカーズ・コレクティブこかげ
神奈川ライトハウス	〒252-0024 座間市入谷東 3-55-1- C-102	(046)205-6040 (046)205-6971	12 人	(特非)神奈川県視覚障害者福祉協会
かざぐるま	〒252-0021 座間市緑ヶ丘 1-11-19	(046)255-6160 (046)255-6160	14 人	(特非)座間市障害者入所施設建設促進会

## 20 資料編

施設名	所在地	電話/FAX	定員	運営法人名
えのきの里	〒252-0001 座間市相模が丘 4-16-28	(046)257-6210 (046)257-6210	14 人	(特非)座間市手をつなぐ 育成会
地域活動支援センター tisse	〒252-0021 座間市緑ヶ丘 4-8-5 グリーンヒル1階	(046)283-5681 (046)283-5682	20 人	(特非)roots
地域支援センターひまわり	〒258-0026 足柄上郡開成町延沢 823-1	(0465)20-7120 (0465)20-7475	10 人	(社福)風祭の森
ファミール	〒252-1108 綾瀬市深谷上1-13-5	(0467)70-7282 (0467)70-7282	23 人	(特非)綾瀬あがむの会
トライアングル	〒252-1134 綾瀬市寺尾南 3-26-16 橋ビル2F	(0467)39-5987 (0467)39-5997	20 人	(医)正史会
ポート	〒240-0112 葉山町一色 925-3 ビックハレアプラス 1 階	(046)876-5515 (046)876-5515	20 人	(特非)青い麦の会
F(エフ)	〒253-0106 寒川町宮山 34-3	(0467)84-9532 (0467)84-9532	15 人	(特非)ともだち
ジョブコーチ大磯	〒255-0003 大磯町大磯 1713 ロイヤルテラス201	(0463)61-3030	10 人	(特非)湘南いこいの里
箱根町 地域活動支援センター レインボー	〒250-0401 箱根町宮城野 881-1 箱根町総合保健 福祉センター内	(0460)82-2252 (0460)82-2252	10 人	(社福)箱根町 社会福祉協議会
ひまわりの家	〒259-0201 真鶴町真鶴 428	(0465)68-6733	10 人	(特非)真鶴ひまわりの家
たんぼぼ	〒259-0301 湯河原町中央 2-21-5	(0465)64-0038 (0465)20-9031	20 人	(特非)湯河原町地域作 業所たんぼぼ
フリースペースグリーン	〒243-0301 愛川町角田 120-1	(046)286-2774	20 人	(特非)愛川町精神保健 福祉研究会

## <別添>

### 1. 神奈川県障害者歯科一次医療担当医療機関名簿

この資料は、神奈川県歯科医師会がまとめた名簿を、許可を得て掲載しています。ご厚意に感謝申し上げます。

### 2. 障害者総合支援法による支援の対象となる疾患（難病等）一覧（厚生労働省公表資料を基に作成）



神奈川県障害者歯科一次医療担当医療機関名簿

546医療機関

平成31年1月9日現在

横須賀市 53医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
五十嵐歯科医院	239-0833	横須賀市ハイランド1-55-3	046-848-3409
西田歯科医院	239-0845	横須賀市粟田2-31-8	046-848-7275
齋藤歯科医院	238-0012	横須賀市安浦町2-1-4	046-823-4650
石渡歯科医院	238-0012	横須賀市安浦町2-19	046-827-1551
瀧澤歯科医院	238-0031	横須賀市衣笠栄町1-2-0	046-851-0256
佐野歯科医院	238-0031	横須賀市衣笠栄町1-4-4	046-851-0369
浦賀通りみやた歯科	239-0822	横須賀市浦賀町3-1-11	046-844-4182
小西歯科医院	239-0822	横須賀市浦賀町3-9-1 甲斐ビル1F	046-841-8276
千葉歯科医院	237-0062	横須賀市浦郷町3-21	046-865-0242
湘南山手歯科医院	239-0804	横須賀市吉井3-10-8	046-837-8041
アリワ歯科医院	239-0831	横須賀市久里浜2-13-6 第1杉田ビル1F	046-837-4980
久里浜中央歯科医院	239-0831	横須賀市久里浜4-12-12	046-836-3650
久里浜ファミリー歯科	239-0831	横須賀市久里浜4-5-11	046-836-1533
のなか歯科医院	239-0831	横須賀市久里浜6-4-1 シーフロント久里浜B号	046-833-8117
平嶺歯科医院	238-0034	横須賀市金谷2-2-5	046-852-0118
池宮城歯科医院	238-0022	横須賀市公郷町2-2	046-853-6133
白川歯科医院	239-0807	横須賀市根岸町2-2-24	046-835-8655
ひとし歯科医院	239-0807	横須賀市根岸町3-14-6 斉田ビル2F	046-833-1237
原歯科医院	239-0807	横須賀市根岸町3-1-5	046-836-3818
平石歯科クリニック	239-0835	横須賀市佐原1-1-0-5 山良ビル1F	046-834-6930
福本歯科医院	238-0052	横須賀市佐野町6-1-1	046-853-6030
川畑歯科医院	238-0014	横須賀市三春町1-17	046-823-0403
井上歯科医院	238-0014	横須賀市三春町3-16	046-822-1851
西村歯科医院	238-0014	横須賀市三春町3-30-1 MSビル1F	046-824-0035
佐久間歯科医院	238-0042	横須賀市汐入町2-37	046-823-2545
谷歯科医院	238-0042	横須賀市汐入町2-45	046-822-1248
中村歯科医院	238-0017	横須賀市上町2-1-16	046-823-1365
ペンギン歯科	238-0017	横須賀市上町3-40	046-827-1547
ウェルシティ横須賀歯科診療所	238-0046	横須賀市西逸見町1-38-11 天空の街1F	046-828-6688
浜田歯科医院	238-0008	横須賀市大滝町2-23	046-822-3370
小野歯科医院	239-0808	横須賀市大津町3-32-2	046-836-3705
松本歯科医院	239-0808	横須賀市大津町3-33-15	046-836-2341
はら歯科医院	238-0035	横須賀市池上1-6-6	046-852-8141
相原歯科医院	237-0072	横須賀市長浦町2-18	046-824-1947
大橋歯科医院	239-0842	横須賀市長沢1-3-26	046-848-0148
藤原歯科クリニック	239-0842	横須賀市長沢1-34-10 パートナービル2F	046-849-4113
皇陵歯科医院	239-0842	横須賀市長沢1-37-3	046-848-8488
野村歯科医院	237-0064	横須賀市追浜町2-6	046-866-4180
福島デンタルクリニック	237-0064	横須賀市追浜町3-2 ナスカクリニックビル5F	046-869-4382
新井歯科医院	237-0064	横須賀市追浜町3-9 紅屋3F	046-865-5027
鶴が丘歯科	238-0056	横須賀市鶴が丘1-2-15	046-827-2277
りんご歯科クリニック	239-0821	横須賀市東浦賀1-1-1 ワタナベONE'S 3F	046-841-8354
相原歯科医院	238-0006	横須賀市日の出町1-2	046-822-6480
ますだ歯科医院	239-0802	横須賀市馬堀町3-1-16 鈴木ビル1F	046-844-0648
あらかわファミリーデンタル	239-0802	横須賀市馬堀町4-6-5	046-842-1123
佐々木歯科医院	238-0051	横須賀市不入斗町4-1	046-822-5350
ふるた歯科クリニック	238-0032	横須賀市平作8-2-9	046-853-8211
関口歯科医院	238-0055	横須賀市平和台1-1	046-824-0519
横須賀共済病院	238-0011	横須賀市米が浜通1-16	046-822-2710(代)
プラザデンタルクリニック	238-0041	横須賀市本町2-1-12	046-821-2501
高橋歯科医院	238-0041	横須賀市本町2-16-5	046-822-2182
汐入駅前歯科	238-0041	横須賀市本町3-27 ベイスクエアよこすか一番館横須賀アプト2F	046-820-0811
野比歯科医院	239-0841	横須賀市野比3-2-6	046-848-8582

三浦市 9医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
今村歯科医院	238-0236	三浦市栄町5-2	046-882-0682
三上歯科医院	238-0224	三浦市三崎町諸磯5-0	046-882-1801
大石歯科医院	238-0111	三浦市初声町下宮田466-1	046-888-1529
初声歯科クリニック	238-0111	三浦市初声町下宮田489 長嶋ビル2F	046-888-6308
まさ歯科クリニック	238-0113	三浦市初声町入江2-7-3	046-889-2588
西崎歯科医院	238-0101	三浦市南下浦町上宮田1098	046-888-4618
三浦歯科医院	238-0101	三浦市南下浦町上宮田1486-1	046-888-6481

石橋歯科医院	238-0101	三浦市南下浦町上宮田3258	046-888-4323
鈴木歯科医院	238-0222	三浦市岬陽町2-30	046-881-7874

逗子市 11医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
松岡歯科医院	249-0001	逗子市久木3-10-17	046-873-4618
武藤歯科医院	249-0005	逗子市桜山4-7-23	046-873-8409
マリーン歯科医院	249-0008	逗子市小坪6-7-18	046-725-6480
うみべ歯科室	249-0007	逗子市新宿2-2-16	046-870-3373
白沢歯科医院	249-0006	逗子市逗子1-2-22 オークマンション309	046-871-3129
逗子メディスタイルクリニック	249-0006	逗子市逗子1-5-4 128ビル4F	046-871-8333
土井歯科医院	249-0006	逗子市逗子1-9-23	046-871-2901
飯田歯科医院	249-0006	逗子市逗子3-1-25-26 飯田・近藤ビル2F	046-873-8115
新逗子くすもと歯科医院	249-0006	逗子市逗子5-1-6	046-873-6200
浅羽歯科医院	249-0003	逗子市池子2-11-4	046-873-2722
金子歯科クリニック	249-0003	逗子市池子2-3-33	046-872-9511

葉山町 2医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
沼田歯科医院	240-0111	三浦郡葉山町一色370 稲子ビル2F	046-875-3030
堀内歯科医院	240-0113	三浦郡葉山町長柄1461-383	046-876-1212

鎌倉市 25医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
木村歯科医院	247-0072	鎌倉市岡本1-7-14	0467-45-1321
モモイ歯科医院	247-0072	鎌倉市岡本2-12-5	0467-45-6149
シマダ歯科	247-0072	鎌倉市岡本2-21-26 山一ビル2F	0467-46-2133
にしむら歯科クリニック	247-0063	鎌倉市梶原1-5-12 ビュア湘南201	0467-42-6840
ミキプラザ歯科医院	247-0063	鎌倉市梶原4-1-6 助川ビル203	0467-47-5818
うえだ歯科	247-0051	鎌倉市岩瀬1-11-25	0467-47-1331
島村歯科	248-0033	鎌倉市腰越3-23-10	0467-31-0555
いがらし歯科医院	247-0066	鎌倉市山崎1222-23 かまくらテラス1F	0467-41-4182
又吉歯科医院	247-0055	鎌倉市小袋谷553-5	0467-43-2598
田中歯科鎌倉	248-0006	鎌倉市小町1-2-7 東急ストア鎌倉店別館4F	0467-38-8902
肥後歯科医院	248-0022	鎌倉市常盤89-2	0467-31-1760
だんじょう歯科医院	248-0035	鎌倉市西鎌倉1-19-9 福田ビル101	0467-31-0999
西鎌倉歯科	248-0035	鎌倉市西鎌倉2-2-2	0467-32-8681
目黒歯科医院	248-0035	鎌倉市西鎌倉2-4-6	0467-32-6535
氏家歯科医院	248-0035	鎌倉市西鎌倉4-3-29	0467-31-6491
岡戸歯科医院	248-0005	鎌倉市雪ノ下3-10-37	0467-24-8811
R歯科医院	247-0061	鎌倉市台3-3-13 富士大船ビル	0467-46-3131
Aiデンタルクリニック	247-0056	鎌倉市大船1-11-22 アイビル3F	0467-42-6788
井内歯科医院	247-0056	鎌倉市大船1-24-19 鶴ヶ岡会館センタービル2F	0467-45-5819
福村歯科	247-0056	鎌倉市大船1-26-33 片岡ビル2F	0467-47-0232
坂村歯科医院	247-0056	鎌倉市大船1-6-5 第45東京ビルディング4F	0467-44-0788
エゾエ歯科クリニック	247-0056	鎌倉市大船1756 ブラウンハイツ大船1F	0467-45-5670
脇田歯科医院	247-0056	鎌倉市大船2-17-26	0467-46-8114
木村歯科医院	248-0007	鎌倉市大町1-8-23	0467-25-3980
鎌倉わかお歯科クリニック	248-0007	鎌倉市大町2-7-4 小沢ビル1F	0467-61-3061

藤沢市 58医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
工藤歯科医院	251-0056	藤沢市羽鳥2-11-5	0466-33-4188
つるしげ歯科医院	251-0056	藤沢市羽鳥3-1-8 アエラス辻堂W-105	0466-35-6707
千葉歯科医院	252-0816	藤沢市遠藤3590-16	0466-48-5187
風間歯科医院	252-0816	藤沢市遠藤880-2	0466-87-6665
おおた歯科医院	252-0807	藤沢市下土棚467-9 山口ビル4F	0466-44-5559
山本歯科医院	252-0807	藤沢市下土棚510-1 シコービル4F	0466-43-9018
渡辺歯科医院	252-0813	藤沢市亀井野4-5-11	0466-80-1361
ペンギンデンタルクリニック	252-0813	藤沢市亀井野632-1	0466-84-4618
みやもり歯科医院	252-0802	藤沢市高倉2306	0466-42-5888
くぼ歯科医院	252-0802	藤沢市高倉872(三河屋ビル2F)	0466-43-8880
遠見歯科医院	251-0037	藤沢市鶴沼海岸2-2-13	0466-36-1181
Ken歯科	251-0037	藤沢市鶴沼海岸2-5-5	0466-37-4618
コモダ歯科医院	251-0037	藤沢市鶴沼海岸3-3-1	0466-33-3982
高橋歯科クリニック	251-0037	藤沢市鶴沼海岸3-6-8	0466-34-7733
小池歯科医院	251-0024	藤沢市鶴沼橋1-3-19-101 第一浅井ビル	0466-26-7650
穴山歯科医院	251-0038	藤沢市鶴沼松が岡4-18-12	0466-22-3997
瓜生歯科医院	251-0025	藤沢市鶴沼石上2-2-5	0466-24-6133

ヒロ歯科	252-0804	藤沢市湘南台1-20-1	0466-43-6466
トミタ歯科医院	252-0804	藤沢市湘南台2-4-1 63田中ビル2F	0466-45-8296
三丁目歯科医院	252-0804	藤沢市湘南台3-21-2	0466-45-0051
わだ歯科クリニック	252-0804	藤沢市湘南台4-5-1 プレジャ湘南台2F	0466-45-0648
首藤歯科クリニック	252-0804	藤沢市湘南台5-13-13	0466-43-3226
つのだ歯科クリニック	252-0804	藤沢市湘南台7-3-10	0466-41-0418
伊藤歯科医院	251-0001	藤沢市西富1-2-3	0466-26-0709
ヨシダ歯科クリニック	252-0815	藤沢市石川3-30-8 コスモヒルズ巻番館A号	0466-54-8214
こしば歯科医院	252-0815	藤沢市石川894	0466-88-8241
ユーセニアデンタルオフィス	251-0871	藤沢市善行1-15-8	0466-81-8064
小野歯科医院	251-0871	藤沢市善行1-25-12	0466-81-0116
南歯科医院	251-0871	藤沢市善行1-25-2 斉藤ビル2F	0466-82-4404
片山歯科クリニック	251-0871	藤沢市善行1-28-2 小田急マルシェ2F	0466-83-1182
のむら歯科医院	251-0871	藤沢市善行1-4-5 KUパレス善行1F	0466-84-2333
秋本歯科医院	251-0871	藤沢市善行2-13-13	0466-81-7766
鈴木歯科医院	252-0824	藤沢市打戻1795-5	0466-48-3349
東出歯科医院	252-0824	藤沢市打戻字上ノ原1859-6	0466-48-5996
青木歯科医院	251-0054	藤沢市朝日町10-6 嶋田ビル1F	0466-27-2762
杉山歯科医院	251-0047	藤沢市辻堂2-4-29-201	0466-34-7567
さがら歯科医院	251-0047	藤沢市辻堂2-9-6 国信ビル2F	0466-33-7101
高橋歯科医院	251-0047	藤沢市辻堂5-10-1	0466-33-2227
関根歯科医院	251-0043	藤沢市辻堂元町1-2-12	0466-36-6444
岩屋歯科医院	251-0043	藤沢市辻堂元町1-6-21	0466-34-6638
辻堂手塚歯科クリニック	251-0042	藤沢市辻堂新町1-1-15	0466-36-3338
辻堂デンタルクリニック	251-0042	藤沢市辻堂新町1-17-24 豊信ビル1F	0466-33-8477
木村歯科医院	251-0042	藤沢市辻堂新町2-5-15	0466-34-6663
浜見山歯科医院	251-0045	藤沢市辻堂東海岸1-11-27	0466-33-8048
さくら歯科医院	251-0011	藤沢市渡内4-5-18-101	0466-27-0118
藤が岡デンタルクリニック	251-0004	藤沢市藤が岡2-13-13	0466-25-6192
柄沢橋歯科	251-0004	藤沢市藤が岡3-9-1	0466-24-0777
堀田歯科医院	251-0052	藤沢市藤沢1025	0466-22-2980
平野歯科医院	251-0052	藤沢市藤沢222 エクセルシオール藤沢1F	0466-22-8418
三橋歯科医院	251-0052	藤沢市藤沢3-3-3 小間ビル2F	0466-23-4018
鈴木デンタルクリニック	251-0052	藤沢市藤沢4 鈴木ビル1・2F	0466-24-4560
高橋歯科医院	251-0055	藤沢市南藤沢8-3 プレジデント藤沢112号	0466-26-1398
片瀬歯科医院	251-0035	藤沢市片瀬海岸1-13-15 ライオンズマンション湘南江ノ島204	0466-27-4182
茂木信道歯科医院	251-0033	藤沢市片瀬山3-7-3	0466-28-1374
きくち歯科クリニック	251-0028	藤沢市本鶴4-6-14	0466-33-9297
竹下歯科医院	251-0053	藤沢市本町2-9-20	0466-55-1320
みやた歯科クリニック	251-0053	藤沢市本町4-8-38 サンハイツ湘南1F	0466-55-1809
永村歯科クリニック	251-0016	藤沢市弥勒寺1-2-10	0466-24-5776

大和市 18医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
つきみ野歯科医院	242-0002	大和市つきみ野4-12-6	046-273-0003
田尻下歯科医院	242-0002	大和市つきみ野5-14-15	046-275-2141
エイトナイン歯科クリニック	242-0023	大和市渋谷6-16-3 小田急マルシェ2F	046-268-0069
シマムラ歯科	242-0014	大和市上和田979-1 シルバーコーポ桜ヶ丘2F	046-267-2256
松尾歯科医院	242-0005	大和市西鶴間1-9-14	046-274-0903
三国歯科医院	242-0017	大和市大和東1-5-12	046-264-0061
斉木歯科医院	242-0017	大和市大和東3-1-16	046-263-0118
本郷歯科医院	242-0016	大和市大和南1-3-10 本郷ビル3F	046-261-0648
ちひろ歯科医院	242-0016	大和市大和南2-10-4 山善ビル2F	046-262-7337
ひらの歯科医院	242-0021	大和市中央4-1-2 近藤ビル2F	046-262-3663
はたの歯科医院	242-0007	大和市中央林間3-19-20 グリーンウッド中央林間111	046-277-7680
セントルカ眼科・歯科クリニック	242-0004	大和市鶴間1-31-1 大和クリニックモール1F	046-262-6480
瀬沼歯科医院	242-0004	大和市鶴間2-1-22-1F	046-273-1500
八木歯科医院	242-0004	大和市鶴間2-2-3	046-274-2525
小俣歯科医院	242-0006	大和市南林間1-3-9	046-274-0462
高山歯科医院	242-0006	大和市南林間4-11-9	046-271-2211
伊藤歯科医院	242-0006	大和市南林間5-9-12	046-275-6530
林歯科医院	242-0003	大和市林間1-6-11	046-276-4618

綾瀬市 4医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
柴垣歯科医院	252-1124	綾瀬市吉岡2366-1	0467-76-1889
近藤歯科医院	252-1132	綾瀬市寺尾中4-13-1	0467-77-0300
響歯科医院	252-1114	綾瀬市上土棚南1-8-19 ベルフラワー	0467-78-3851
綾瀬中央歯科医院	252-1108	綾瀬市深谷上6-49-19	0467-77-4491

## 茅ヶ崎市 17医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
ざくろ歯科	253-0088	茅ヶ崎市みずき3-1-10 サンミズキビル3F	0467-54-3963
藤村歯科医院	253-0026	茅ヶ崎市旭が丘4-2	0467-83-5988
遠藤歯科医院	253-0056	茅ヶ崎市共恵1-1-5 B.L.D NAGASHIMA 4F	0467-86-2777
マリン歯科クリニック	253-0052	茅ヶ崎市幸町2-18	0467-86-2334
笹田歯科医院	253-0052	茅ヶ崎市幸町6-1 湘南医療ビル3F	0467-57-1020
山田歯科クリニック	253-0045	茅ヶ崎市十間坂2-1-46	0467-82-1180
松井歯科医院	253-0022	茅ヶ崎市松浪2-3-41	0467-82-7754
宮瀬歯科医院	253-0003	茅ヶ崎市鶴が台10-7-104	0467-52-3992
宮歯科医院	253-0054	茅ヶ崎市東海岸南2-6-28	0467-85-8129
鈴木歯科クリニック	253-0053	茅ヶ崎市東海岸北5-16-20	0467-85-3357
棚橋歯科医院	253-0061	茅ヶ崎市南湖2-14-40	0467-85-1893
荒井歯科医院	253-0071	茅ヶ崎市萩園2336-3	0467-58-3633
村田歯科医院	253-0036	茅ヶ崎市白浜町2-8	0467-87-2086
美原歯科医院	253-0035	茅ヶ崎市浜須賀2-16	0467-82-6521
浜竹歯科クリニック	253-0021	茅ヶ崎市浜竹2-2-9	0467-86-6304
稲川歯科医院	253-0086	茅ヶ崎市浜之郷613-1	0467-88-3133
きむら歯科医院	253-0086	茅ヶ崎市浜之郷841-5	0467-86-6315

## 寒川町 4医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
後藤歯科医院	253-0105	高座郡寒川町岡田5-14-15	0467-74-4618
西村歯科医院	253-0105	高座郡寒川町岡田7-4-3	0467-74-1512
藤沢歯科医院	253-0101	高座郡寒川町倉見490-3	0467-74-1811
寒川歯科医院	253-0113	高座郡寒川町大曲3-1-16	0467-74-4121

## 平塚市 36医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
岡本歯科医院	254-0035	平塚市宮の前3-7 リブレ平塚宮の前2F	0463-23-8108
石津歯科	254-0044	平塚市錦町21-10	0463-23-5285
市岡歯科医院	254-0045	平塚市見附町5-14	0463-31-0472
中原歯科医院	254-0061	平塚市御殿1-24-33	0463-33-3050
小林歯科クリニック	254-0043	平塚市紅谷町1-1 アルファビル5F	0463-23-3231
なかやま歯科クリニック	254-0043	平塚市紅谷町14-3	0463-21-4182
宮本歯科医院	254-0043	平塚市紅谷町14-30 平田ビル4F	0463-21-3183
坂本歯科医院	254-0043	平塚市紅谷町17-25	0463-21-0792
エンゼル歯科	254-0043	平塚市紅谷町9-12 小林ビル3F	0463-21-5073
水永歯科医院	254-0912	平塚市高根1-3	0463-35-4618
今村歯科医院	254-0821	平塚市黒部丘7-47	0463-35-3710
杉山デンタルクリニック	259-1215	平塚市寺田縄1029-1	0463-58-4781
橋本歯科医院	254-0004	平塚市小鍋島620-2	0463-54-0809
松井歯科医院	254-0005	平塚市城所1121-5	0463-55-1222
松本歯科医院	254-0063	平塚市諏訪町12-1	0463-33-6440
あらい歯科医院	254-0803	平塚市千石河岸25-3 長谷川ビル2F	0463-23-7041
こばやし歯科医院	254-0813	平塚市袖ヶ浜18-22	0463-23-4618
増井歯科医院	254-0012	平塚市大神1640-5	0463-54-7319
佐藤歯科クリニック	254-0054	平塚市中里18-27	0463-33-8330
二瓶歯科医院	254-0054	平塚市中里36-42	0463-33-6913
みね歯科	254-0054	平塚市中里47-39 湘南中里ビル1F	0463-36-7377
石黒歯科医院	254-0013	平塚市田村5-5-11	0463-54-5024
イトーデンタルクリニック	254-0018	平塚市東真土4-18-3	0463-55-6611
中野歯科医院	254-0016	平塚市東八幡2-1-2	0463-22-3999
出縄歯科医院	254-0815	平塚市桃浜町16-8	0463-35-6487
吉野歯科医院	254-0902	平塚市徳延753-3	0463-34-6464
露木歯科医院	259-1201	平塚市南金目1088	0463-58-0050
猪俣歯科医院	254-0065	平塚市南原1-26-32	0463-34-3723
日向岡歯科	254-0905	平塚市日向岡2-16-8	0463-59-3966
高山歯科医院	254-0811	平塚市八重咲町5-1 Nビル2F	0463-23-8288
すぎむら小児歯科クリニック	254-0052	平塚市平塚3-10-19	0463-33-8416
宝町デンタルクリニック	254-0034	平塚市宝町1-1 神奈中宝町ビル3F	0463-23-3953
吉田歯科医院	254-0051	平塚市豊原町7-13	0463-31-1996
中戸川歯科医院	254-0087	平塚市豊田本郷1743-2	0463-33-1818
秋山歯科クリニック	254-0042	平塚市明石町20-3	0463-23-8181
浅川歯科	254-0806	平塚市夕陽ヶ丘5-1-1	0463-24-0250

## 大磯町 4医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
加藤歯科診療所	259-0111	中郡大磯町国府本郷528-1	0463-61-3327
松本歯科医院	255-0005	中郡大磯町西小磯162	0463-61-7750
有近歯科医院	255-0003	中郡大磯町大磯1062	0463-61-6060
熊坂歯科医院	255-0002	中郡大磯町東町1-6-16	0463-61-1101

## 二宮町 5医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
二宮さくらんぼ歯科	259-0124	中郡二宮町山西284-1 グラード1 1F	0463-72-5808
西村歯科医院	259-0131	中郡二宮町中里2-11-30	0463-73-0897
スズキデンタルクリニック	259-0123	中郡二宮町二宮115	0463-73-1531
上杉歯科医院	259-0123	中郡二宮町二宮1931	0463-72-4168
倉田歯科医院	259-0133	中郡二宮町百合が丘2-4-4	0463-71-4182

## 小田原市 36医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
小林病院	250-0011	小田原市栄町1-14-18	0465-22-3161
高橋歯科医院	250-0011	小田原市栄町1-15-5	0465-22-4266
なつめ歯科医院	250-0011	小田原市栄町2-10-1	0465-24-2486
橋本歯科医院	250-0011	小田原市栄町2-5-22 木戸ビル2F	0465-23-3336
青柳歯科医院	250-0011	小田原市栄町2-8-20	0465-22-9823
DO歯科クリニック	250-0011	小田原市栄町2-9-4 3 1F	0465-44-4581
ドリーム歯科西山	250-0042	小田原市荻窪307 飯塚ビル3F	0465-35-8211
杉山歯科医院	250-0042	小田原市荻窪433	0465-35-5820
こうの歯科診療所	250-0874	小田原市鴨宮601-5	0465-48-5455
さとう歯科医院	250-0874	小田原市鴨宮643 鴨宮グランドコート1F	0465-48-8920
難波歯科	250-0852	小田原市栢山2340	0465-36-9639
おおき歯科医院	250-0852	小田原市栢山2636-1 城北ビル2F	0465-37-0015
杉崎歯科クリニック	250-0055	小田原市久野451	0465-34-7353
ワタナベ歯科医院	256-0812	小田原市国府津2780-1	0465-47-1811
安西歯科医院	250-0002	小田原市寿町3-10-18	0465-35-0221
まつした歯科医院	250-0862	小田原市成田168	0465-37-8119
あさだ歯科医院	250-0862	小田原市成田475-8	0465-37-9488
中山歯科医院	250-0215	小田原市千代208-12	0465-42-7866
洲脇歯科医院	250-0001	小田原市扇町2-23-1	0465-35-0303
片山歯科医院	250-0851	小田原市曾比1748	0465-36-0033
さくら歯科医院	250-0851	小田原市曾比2159-1 MYU 2F	0465-36-8866
森井歯科医院	250-0005	小田原市中町1-7-10	0465-22-5769
西湘歯科医院	250-0872	小田原市中里404-3	0465-41-4101
いちかわ歯科医院	250-0875	小田原市南鴨宮2-27-11	0465-47-0550
小田原市歯科二次診療所	250-0875	小田原市南鴨宮2-27-19	0465-48-6775
池田歯科医院	250-0875	小田原市南鴨宮2-40-14-106	0465-48-5600
瀧本歯科医院	250-0875	小田原市南鴨宮3-44-40 湘風ビル5階	0465-47-8551
加藤歯科医院	250-0013	小田原市南町3-1-42	0465-22-4049
慶歯科医院	250-0863	小田原市飯泉963-3	0465-47-1688
くわばら歯科医院	250-0004	小田原市浜町1-1-29	0465-22-5565
ナオキ歯科	250-0853	小田原市堀之内201-4	0465-39-3332
たかはし歯科医院	250-0853	小田原市堀之内244	0465-36-0339
柏木歯科医院	250-0012	小田原市本町1-1-12	0465-24-2352
曾根歯科医院	250-0012	小田原市本町2-13-28	0465-22-3251
普川歯科医院	250-0012	小田原市本町2-6-5	0465-22-2986
廣井歯科医院	250-0865	小田原市蓮正寺48-29	0465-37-6010

## 湯河原町 6医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
大橋歯科医院	259-0314	足柄下郡湯河原町宮上137	0465-62-0567
錦織歯科医院	259-0314	足柄下郡湯河原町宮上446-6	0465-62-4182
あしがら西湘歯科診療所	259-0313	足柄下郡湯河原町鍛冶屋3 9 3 1階	0465-63-1177
高木歯科医院	259-0301	足柄下郡湯河原町中央1-1617-22	0465-62-9389
金子歯科医院	259-0303	足柄下郡湯河原町土肥1-4-18	0465-62-3406
湯河原歯科医院	259-0303	足柄下郡湯河原町土肥2-16-6	0465-62-6969

## 真鶴町 1医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
こしみず歯科医院	259-0201	足柄下郡真鶴町真鶴1814-1	0465-46-7017

## 箱根町 2医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
つちや歯科医院	250-0401	足柄下郡箱根町宮城野107	0460-87-2003
らいおん歯科クリニック箱根湯本	250-0311	足柄下郡箱根町湯本226-1	0460-85-6480

## 厚木市 22医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
大澤歯科医院	243-0027	厚木市愛甲東1-1-34	046-228-1078
大山歯科医院	243-0027	厚木市愛甲東1-22-32	046-228-9153
太陽歯科医院	243-0021	厚木市岡田5-17-3 クィーンヒルズ101号	046-228-6581
小原歯科医院	243-0033	厚木市温水26-6	046-221-1248
すわ歯科医院	243-0203	厚木市下荻野580-1	046-291-0045
荻野歯科医院	243-0203	厚木市下荻野982	046-241-9966
キムラ歯科クリニック	243-0031	厚木市戸室4-1-30 SAT III ATSUGI 2F	046-224-5018
たぐち歯科医院	243-0201	厚木市上荻野1184	046-241-7755
森の里歯科医院	243-0122	厚木市森の里1-14-1	046-248-1116
歯科なかむら	243-0013	厚木市泉町13-6 光正ビル1F	046-228-6800
中島歯科医院	243-0805	厚木市中依知85-1-104	046-245-7445
中倉歯科医院	243-0018	厚木市中町1-8-8	046-221-0071
厚誠会歯科・本厚木	243-0018	厚木市中町2-2-1 小田原本厚木ミロード新館7F	046-223-6111
内田歯科医院	243-0018	厚木市中町2-2-8 厚木センタービル4F	046-225-3337
本厚木歯科クリニック	243-0018	厚木市中町3-12-4-3F	046-224-0557
仁厚会病院	243-0018	厚木市中町3-8-11	046-221-3330
榎本歯科医院	243-0018	厚木市中町3-9-1	046-221-0448
志賀歯科医院	243-0204	厚木市鳶尾1-24-14	046-291-2300
アピ歯科クリニック	243-0213	厚木市飯山2086-18	046-243-6480
田中歯科	243-0213	厚木市飯山596-1	046-242-8147
高熊歯科	243-0213	厚木市飯山883-7	046-241-8214
梅田歯科医院	243-0816	厚木市林2-28-51	046-221-1647

## 愛川町 1医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
茂樹歯科医院	243-0303	愛甲郡愛川町中津318	046-286-2218

## 清川村 1医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
植木歯科医院	243-0112	愛甲郡清川村煤ヶ谷1123-7	046-288-1117

## 海老名市 8医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
三宅歯科医院	243-0421	海老名市さつき町1-21-102	046-232-3810
海老名総合病院歯科・口腔外科	243-0433	海老名市河原口1320	046-233-1311
坂田歯科医院	243-0433	海老名市河原口1343	046-233-5411
ベル歯科医院	243-0432	海老名市中央1-20-43	046-234-0880
国分歯科クリニック	243-0432	海老名市中央1-8-4	046-233-9614
海老名歯科口腔外科クリニック	243-0432	海老名市中央3-3-18 中村第1ビル1F	046-204-8773
山名歯科医院	243-0401	海老名市東柏ヶ谷1-14-30 富士ビル1F	046-233-2616
もりた歯科医院	243-0402	海老名市柏ヶ谷1052-2 クリスタルプラザ3F	046-235-1153

## 座間市 8医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
永野歯科医院	252-0005	座間市さがみ野2-11-11 第6有山ビル202	046-251-8202
アベニューすずき歯科医院	252-0005	座間市さがみ野2-2-27 アベニュー23ビル2F	046-256-9911
山本歯科医院	252-0011	座間市相武台1-35-7 第26菊池ビル3F-1	046-256-5232
愛恵歯科医院	252-0011	座間市相武台1-36-5	046-254-5544
櫻田歯科医院	252-0024	座間市入谷1-413-1 スバル1F	046-257-2088
土屋歯科医院	252-0024	座間市入谷3-1650-2	046-251-1566
みどりの森デンタルクリニック	252-0024	座間市入谷5-1780	046-298-1118
グリーンヒルデンタルクリニック	252-0021	座間市緑ヶ丘2-1-31 エヌティビル2F	046-252-2730

## 秦野市 15医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
井上歯科医院	259-1321	秦野市曲松2-5-8 あづまビル1F	0463-87-7888
田中歯科医院	257-0045	秦野市桜町1-10-15	0463-81-0565
関歯科クリニック	257-0023	秦野市寺山520	0463-82-7525
宇山歯科医院	257-0042	秦野市寿町1-22	0463-81-0672
はら歯科医院	259-1322	秦野市渋沢1-13-31	0463-87-0282
大平歯科医院	259-1312	秦野市春日町4-22	0463-87-3312
たむら歯科医院	259-1324	秦野市千村2-6-6	0463-87-6342

山口歯科医院	257-0002	秦野市鶴巻南4-7-1 鶴巻ガーデンシティプラザ103号	0463-76-7010
菊池歯科医院	257-0001	秦野市鶴巻北2-5-37 コーポ鶴巻107	0463-78-0562
あおやま歯科医院	257-0003	秦野市南矢名4-6-1	0463-78-2288
くさやま矯正歯科&小児歯科	257-0015	秦野市平沢1 4 5 5	0463-81-7880
田代歯科医院	257-0015	秦野市平沢551-5	0463-82-8841
たに歯科医院	259-1302	秦野市菩提171-8	0463-75-3644
あめみや歯科医院	257-0006	秦野市北矢名49-1 プラザONE	0463-76-6480
山田歯科医院	257-0035	秦野市本町3-1-3	0463-81-0101

#### 伊勢原市 6医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
はぎわら歯科医院	259-1122	伊勢原市小稲葉100-12	0463-92-6449
歯科伊藤医院	259-1111	伊勢原市西富岡1110-1	0463-93-2705
久保田歯科医院	259-1142	伊勢原市田中66-1	0463-91-0648
北村歯科クリニック	259-1147	伊勢原市白根630-1 ダイエー1F	0463-91-6480
小田歯科医院	259-1145	伊勢原市板戸1 5 5 - 4	0463-92-4618
中島歯科医院	259-1145	伊勢原市板戸772-2	0463-96-0106

#### 南足柄市 3医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
たんぼぼ歯科医院	250-0117	南足柄市塚原1533	0465-72-1118
塚原歯科クリニック	250-0117	南足柄市塚原735-3	0465-43-6489
加藤歯科医院	250-0103	南足柄市壘下387	0465-74-2377

#### 松田町 1医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
西村歯科医院	258-0003	足柄上郡松田町松田惣領1375-1-2F	0465-84-1955

#### 大井町 1医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
小宮歯科医院	258-0017	足柄上郡大井町西大井26	0465-83-1181

#### 開成町 1医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
坪井歯科医院	258-0025	足柄上郡開成町円通寺7-1	0465-82-2728

#### 横浜市 75医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
永田歯科医院	241-0801	横浜市旭区若葉台2-22-104	045-921-0216
わかまつ歯科	235-0003	横浜市磯子区坂下町9-8 リバーハイツ坂下1F	045-751-7820
斉藤歯科医院	247-0006	横浜市栄区筈間5-29-5	045-894-1188
朝廣歯科クリニック	247-0026	横浜市栄区犬山町40-6	045-893-6480
杉山歯科医院	247-0014	横浜市栄区公田町1638-28	045-891-6023
長瀬歯科医院	247-0013	横浜市栄区上郷町1 3 6 9 - 3	045-896-2323
加藤歯科医院	236-0014	横浜市金沢区寺前2-2-25	045-701-9369
清水歯科医院	236-0028	横浜市金沢区洲崎町17-23	045-783-8388
松村歯科医院	236-0016	横浜市金沢区谷津町138 アークビル金沢文庫1F	045-783-3777
宮崎歯科医院	236-0052	横浜市金沢区富岡西1-48-13	045-774-1801
富岡歯科クリニック	236-0051	横浜市金沢区富岡東6-1-1 6 エヴァレジデンス1F	045-772-9551
並木歯科医院	236-0005	横浜市金沢区並木1-19-21	045-773-3606
石川歯科医院	244-0805	横浜市戸塚区川上町3 6 7 - 1	045-821-2441
前阪歯科医院	244-0812	横浜市戸塚区柏尾町8 2 5	045-823-4836
おかざき歯科クリニック	244-0801	横浜市戸塚区品濃町1835-29	045-828-6480
江口歯科医院	234-0054	横浜市港南区港南台7-41-10	045-832-1331
港南中央歯科	233-0004	横浜市港南区港南中央通8-1 桜道ビル301	045-845-2229
くわな歯科医院	233-0015	横浜市港南区日限山1-49-24	045-821-7481
たじま歯科クリニック	233-0015	横浜市港南区日限山1-57-40	045-825-3662
別部歯科医院	234-0055	横浜市港南区日野南4-30-8 ナカマチビル	045-846-3781
高田歯科医院	223-0064	横浜市港北区下田町2-16-29 パティオ日吉1F	045-562-3589
安藤歯科医院	223-0064	横浜市港北区下田町5-1-3	045-561-4118
関歯科医院	222-0011	横浜市港北区菊名2-4-26	045-431-0311
飯田歯科	223-0053	横浜市港北区綱島西2-13-3	045-543-6317
田代歯科クリニック	223-0053	横浜市港北区綱島西2-5-30 きくむらビル2F	045-531-8846
黒岩歯科医院	222-0026	横浜市港北区篠原町3014-2 加祥ビル3F	045-439-1345
山本歯科医院	223-0056	横浜市港北区新吉田町5 5 9 5	045-591-7393
朝日デンタルクリニック	222-0003	横浜市港北区大曾根1-6-9	045-542-5181
清水歯科医院	222-0037	横浜市港北区大倉山3-2-33 大倉屋ビル2F	045-542-6487
井上歯科医院	222-0037	横浜市港北区大倉山3-42-16 大倉山ガーデンシティ1F	045-543-2324
小嶋歯科医院	221-0852	横浜市神奈川区三ツ沢下町31-12	045-321-3363

池畑矯正小児歯科	221-0005	横浜市神奈川区松見町4-541	045-433-6585
神之木歯科医院	221-0015	横浜市神奈川区神之木町19-15	045-423-8730
西山歯科医院	221-0002	横浜市神奈川区大口通35	045-421-4103
松樹歯科医院	221-0825	横浜市神奈川区反町2-14-5 グリーンガーデン1F	045-321-6665
黄河歯科医院	246-0022	横浜市瀬谷区三ツ境20-18	045-364-1577
つなしま歯科医院	246-0014	横浜市瀬谷区中央1-10 カサデパティオ2F	045-301-3111
新谷歯科医院	246-0014	横浜市瀬谷区中央17-2	045-303-7771
とようら歯科クリニック	220-0006	横浜市西区宮ヶ谷1-2 藤ビル1F	045-290-7043
さくま歯科医院	220-0043	横浜市西区御所山町39	045-250-1180
田口歯科医院	220-0051	横浜市西区中央1-24-2	045-321-1582
坂下歯科クリニック	225-0012	横浜市青葉区あざみ野南2-1-26	045-913-6487
佐氏歯科医院	227-0045	横浜市青葉区若草台10-28	045-962-2323
しこね歯科医院	225-0003	横浜市青葉区新石川1-9-8 アイケービル2F	045-912-3699
山本歯科医院	227-0043	横浜市青葉区藤が丘2-19-1 ベルエール藤が丘	045-973-4618
青沼歯科	245-0004	横浜市泉区領家1-9-11	045-813-7099
Green Dental Clinic 緑園	245-0002	横浜市泉区緑園4-1-6 ジスタスビル2F	045-813-4618
松田歯科医院	245-0022	横浜市泉区和泉が丘1-31-37	045-804-1190
長谷川歯科医院	231-0045	横浜市中区伊勢佐木町7-148	045-241-3616
今村歯科医院	231-0065	横浜市中区宮川町2-56	045-231-4650
葉歯科本牧1丁目クリニック	231-0806	横浜市中区本牧町1-49	045-228-8168
田中歯科医院	231-0806	横浜市中区本牧町2-305 ウイング本牧1F	045-623-1007
井澤歯科医院	230-0012	横浜市鶴見区下末吉1-1-18	045-585-1288
長田歯科医院	230-0011	横浜市鶴見区上末吉1-16-22	045-581-7369
高橋歯科医院	230-0062	横浜市鶴見区豊岡町30-6 ヒルサイド鶴見1F	045-570-4555
プラザ歯科	224-0006	横浜市都筑区荏田東4-8-5-2F-2号	045-941-1178
武藤歯科医院	224-0043	横浜市都筑区折本町118-1	045-471-0118
川和歯科	224-0057	横浜市都筑区川和町958	045-932-8181
よしおか歯科医院	224-0061	横浜市都筑区大丸3-3	045-948-1105
ワタナベ歯科医院	224-0001	横浜市都筑区中川4-2-20	045-911-6666
堀元歯科医院	224-0003	横浜市都筑区中川中央1-29-2 グランドメゾンセンター北101	045-910-1881
中村歯科クリニック	224-0029	横浜市都筑区南山田2-11-16	045-591-8211
宇治歯科医院	232-0014	横浜市南区吉野町3-7 Yビル	045-261-8884
カズ・デンタルクリニック	232-0022	横浜市南区高根町3-17-28 マークス横浜阪東橋204号	045-252-1755
大岡歯科医院	232-0061	横浜市南区大岡5-17-11 エイポールビル1F	045-731-6479
鈴木歯科医院	232-0023	横浜市南区白妙町3-39	045-231-3694
ナガタ歯科	232-0066	横浜市南区六ッ川1-132-6 ヒルズ横浜南ガーデニア1-101	045-721-4422
保土ヶ谷駅ビル歯科	240-0023	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 アーバン2F	045-337-1512
あきデンタルクリニック	240-0004	横浜市保土ヶ谷区岩間町2-100-9 ウイングウダガワ102	045-340-0418
金子歯科医院	240-0053	横浜市保土ヶ谷区新井町601-9 カーサ新井101	045-383-3882
増田歯科医院	240-0006	横浜市保土ヶ谷区星川2-1-12	045-331-2321
わかば歯科医院	226-0003	横浜市緑区鴨居6-1-3	045-932-4618
横浜歯科医院	226-0025	横浜市緑区十日市場町820-3 第2サンワードビル2F	045-983-0418
磯部歯科医院	226-0025	横浜市緑区十日市場町855-12 永瀬ビル2F	045-983-5161
中村歯科クリニック	226-0027	横浜市緑区長津田5-2-67 鈴木ビル203	045-532-3747

川崎市 58医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
やまぐち歯科医院	216-0006	川崎市宮前区宮前平3-11-21 山口コーポ101	044-888-6480
阿部歯科医院	216-0031	川崎市宮前区神木本町2-1-32 メゾンシェヌブロン1F	044-856-4182
戸代原歯科医院	216-0012	川崎市宮前区水沢1-1-1 C-15 3F	044-975-2981
やすひろ歯科医院	216-0015	川崎市宮前区菅生6-16-9	044-977-6900
かたよせ歯科医院	216-0005	川崎市宮前区土橋1-21-14 コンフォート宮前平1F	044-865-3765
宮前平医院 歯科	216-0005	川崎市宮前区土橋2-1-30	044-888-8148
さぎぬまファミリー歯科	216-0005	川崎市宮前区土橋3-3-1 ドューエ・アコルデ101	044-871-1182
広瀬歯科クリニック	216-0002	川崎市宮前区東有馬3-5-28-105	044-866-7601
南平歯科医院	216-0024	川崎市宮前区南平台2-9 石原ビル2F	044-976-1566
うめだ歯科医院	216-0024	川崎市宮前区南平台3-17 近藤ビル2F	044-975-3458
岸本歯科医院	216-0022	川崎市宮前区平2-4-10 山田ビル3F	044-865-7873
浅野歯科医院	216-0003	川崎市宮前区有馬3-1-1 ダイヤモンドビル105	044-855-5553
ありま歯科クリニック	216-0003	川崎市宮前区有馬3-28-19	044-855-4178
松村歯科	212-0053	川崎市幸区下平間223	044-555-1661
吉永歯科医院	212-0012	川崎市幸区中幸町1-27-4	044-555-8020
名取歯科	212-0012	川崎市幸区中幸町4-35-4-101	044-522-4110
愛仁歯科医院	212-0012	川崎市幸区中幸町4-7 ルミナスビル101	044-555-0731
深瀬歯科診療所	212-0055	川崎市幸区南加瀬3-39-15	044-599-6958
ひげうち歯科医院	212-0057	川崎市幸区北加瀬1-17-2	044-599-5711
福嶋歯科医院	213-0015	川崎市高津区梶ヶ谷5-1-3	044-865-5204
遠藤歯科クリニック	213-0001	川崎市高津区溝口1-20-8 第2多田ビル1F	044-844-6301
ステーションビル歯科川崎	213-0001	川崎市高津区溝口2-1-1 東急溝の口駅ビル4F	044-850-2388

斉藤歯科医院	213-0002	川崎市高津区二子2-8-10	044-822-8391
リパーク歯科	210-0007	川崎市川崎区駅前本町1 2-1 川崎駅前タワーリパーク 2F	044-222-7067
ノグチ歯科医院	210-0025	川崎市川崎区下並木71	044-233-2525
小泉歯科医院	210-0831	川崎市川崎区観音1-2-9	044-288-1801
横島歯科医院	210-0848	川崎市川崎区京町1-9-5	044-366-1606
遠藤歯科医院	210-0848	川崎市川崎区京町3-6-4	044-366-2687
みなとまち歯科	210-0807	川崎市川崎区港町12-1 イトーヨーカドー川崎港町店2F	044-211-7077
金井歯科医院	210-0006	川崎市川崎区砂子1-2-12	044-244-6792
小川町歯科	210-0023	川崎市川崎区小川町15-7 月岡ビル504	044-222-4642
わたなべ歯科医院	210-0802	川崎市川崎区大師駅前1-6-7-201	044-277-7778
上原歯科医院	210-0834	川崎市川崎区大島5-13-20	044-222-5219
小林歯科医院	210-0836	川崎市川崎区大島上町19-8	044-333-7262
宮田デンタル・オフィス	210-0022	川崎市川崎区池田1-2-16-207	044-233-6473
関口歯科医院	210-0005	川崎市川崎区東田町8-311	044-211-4422
ひるまデンタルクリニック	210-0015	川崎市川崎区南町18-18	044-222-4340
エンタニ歯科医院	214-0039	川崎市多摩区栗谷3-1-1 井田ビル2F206号	044-951-0088
ソフトタウン歯科医院	214-0034	川崎市多摩区三田1-13-1-103	044-933-1533
川崎市立多摩病院	214-8525	川崎市多摩区宿河原1-3 0-3 7	044-933-8111
おおかめ歯科クリニック	214-0001	川崎市多摩区菅1-2-31 プラザリクエイト202-A	044-946-3470
千谷歯科医院	214-0001	川崎市多摩区菅1-4-5 野村ビル2F	044-945-1499
かわしま歯科医院	214-0014	川崎市多摩区登戸1803 たけやビル101	044-911-0935
村山歯科医院	214-0014	川崎市多摩区登戸2719 モリビル2F	044-933-3718
伊勢山歯科クリニック	211-0035	川崎市中原区井田3-7-13	044-755-8846
岩井歯科医院	211-0016	川崎市中原区市ノ坪189-4	044-434-8485
岡野歯科医院	211-0063	川崎市中原区小杉町3-430	044-711-8241
佐藤歯科医院	211-0063	川崎市中原区小杉町3-432 尾村ビル3F	044-733-7367
矢島歯科医院	211-0005	川崎市中原区新丸子町7 6 9 新丸子ビル1 F	044-722-6039
さとう歯科医院	211-0004	川崎市中原区新丸子東1-8 2 9	044-411-9233
はるひ野歯科	215-0036	川崎市麻生区はるひ野1-15-1-101	044-986-8860
脇谷歯科医院	215-0013	川崎市麻生区王禅寺西1-44-1	044-953-3091
的場歯科医院	215-0017	川崎市麻生区王禅寺西7-27-26	044-988-8225
かさい歯科医院	215-0022	川崎市麻生区下麻生3-19-22 エトワール柿生2F	044-986-0153
のぐち歯科	215-0001	川崎市麻生区細山2-12-4	044-954-1899
永島歯科医院	215-0005	川崎市麻生区千代ヶ丘2-4-12	044-959-1182
浜地歯科医院	215-0012	川崎市麻生区東百合丘4-1-7	044-954-0045
鶴田歯科医院	215-0014	川崎市麻生区白山4-1-1	044-988-2730

相模原市 55医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
来嶋歯科医院	252-0213	相模原市中央区すすきの町36-20	042-759-4836
鈴木歯科医院	252-0242	相模原市中央区横山4-14-1	042-758-1001
ふちのべ歯科クリニック	252-0233	相模原市中央区鹿沼台1-15-1 グレイスK2-1F	042-754-0114
相澤歯科医院	252-0205	相模原市中央区小山3-16-5	042-773-2256
ワコー歯科医院	252-0243	相模原市中央区上溝7-17-16 ワコービル2F	042-761-1133
リアルデンタルクリニック	252-0237	相模原市中央区千代田3-3-2	042-750-7506
加藤歯科医院	252-0235	相模原市中央区相生4-1-20	042-754-9559
仲尾歯科医院	252-0231	相模原市中央区相模原2-3-15	042-757-3858
中央歯科医院	252-0239	相模原市中央区中央 2-7-9	042-756-5046
後藤歯科医院	252-0206	相模原市中央区淵野辺3-21-11	042-752-1213
福富歯科クリニック	252-0232	相模原市中央区矢部3-4-1 八木ビル1F	042-755-5505
うのり歯科医院	252-0301	相模原市南区鶴野森1-29-8	042-746-6219
プラザ歯科医院	252-0335	相模原市南区下溝606-21 ぷらざ 2 3 6 9-2F	042-777-7377
寺崎歯科クリニック	252-0344	相模原市南区古淵1-6-10 プレミール古淵2F	042-751-6484
すずき歯科医院	252-0344	相模原市南区古淵3-12-12 アクシス古淵2F	042-757-8241
おやなぎ歯科	252-0334	相模原市南区若松5-19-10 アイル若松2F	042-746-6481
小山歯科医院	252-0313	相模原市南区松が枝町23-3-302	042-748-5787
池田歯科医院	252-0302	相模原市南区上鶴間6-24-8	042-748-8008
よしだ歯科医院	252-0318	相模原市南区上鶴間本町2-11-19	042-767-8211
庄井歯科医院	252-0318	相模原市南区上鶴間本町4-1 4-3 0	042-748-3161
佐伯歯科医院	252-0332	相模原市南区西大沼1-33-26	042-753-6880
真生歯科クリニック	252-0312	相模原市南区相南4-16-11	042-745-8008
石川歯科医院	252-0324	相模原市南区相武台2-14-23	046-255-5650
えだ歯科医院	252-0321	相模原市南区相模台2-14-8	042-744-1504
鈴木歯科医院	252-0321	相模原市南区相模台2-18-3	042-747-2628
ヨロズ歯科医院	252-0321	相模原市南区相模台2-3-2 ベルプレイン201	042-749-6480
桂歯科医院	252-0303	相模原市南区相模大野1-25-31	042-748-0020
杉山歯科クリニック	252-0303	相模原市南区相模大野3-1 1-9 藤ビル5F	042-766-7788
義澤歯科医院	252-0303	相模原市南区相模大野3-14-11	042-742-3638
トヤ歯科医院	252-0303	相模原市南区相模大野3-15-18-2F	042-742-6065

デンタルクリニックブラウンペリカン	252-0303	相模原市南区相模大野6-15-35・PH	042-749-8497
高北歯科診療所	252-0303	相模原市南区相模大野6-9-9	042-747-0246
歯科サガミノ	252-0303	相模原市南区相模大野8-2-14 宅見ビル	042-748-9231
佐島歯科医院	252-0303	相模原市南区相模大野8-2-6 第1島ビル3F	042-746-0088
池田歯科医院	252-0331	相模原市南区大野台1-8-41	042-756-8219
ミヤハラ歯科クリニック	252-0311	相模原市南区東林間4-11-7 ネオメット東林間2F	042-741-0868
広井歯科医院	252-0311	相模原市南区東林間5-1-8	042-742-4920
馬嶋歯科医院	252-0336	相模原市南区当麻1574-14	042-778-3611
島田歯科医院	252-0105	相模原市緑区久保沢2-3-32	042-782-2137
塚田医院歯科	252-0143	相模原市緑区橋本1-17-20	042-772-6877
河原歯科医院	252-0143	相模原市緑区橋本5-2-5	042-772-2228
鈴木歯科医院	252-0143	相模原市緑区橋本7-1-23	042-772-1673
野崎歯科医院	252-0184	相模原市緑区小淵1614-4	0426-87-2271
落合歯科医院	252-0184	相模原市緑区小淵1677	042-687-2645
江藤歯科医院	252-0176	相模原市緑区寸沢嵐931	042-685-0012
中村歯科医院	252-0131	相模原市緑区西橋本5-1-2 ハタノ第2ビル202	042-774-8887
関戸歯科医院	252-0156	相模原市緑区青山2525-4	042-784-0603
小島歯科医院	252-0111	相模原市緑区川尻4176	042-782-7841
萩原歯科医院	252-0152	相模原市緑区太井599-1	042-784-6464
かりこみ歯科	252-0135	相模原市緑区大島1379-15	042-763-8880
田歯科医院	252-0135	相模原市緑区大島169-6	042-763-1355
野村歯科医院	252-0157	相模原市緑区中野966-5 高橋ビル2F	042-780-0088
なかやま歯科医院	252-0144	相模原市緑区東橋本1-13-16	042-773-0922
橋本歯科医院	252-0144	相模原市緑区東橋本2-28-8	042-774-5211
清水歯科医院	252-0137	相模原市緑区二本松4-25-9	042-773-1787

## 2. 障害者総合支援法による支援の対象となる疾病（難病等）一覧（平成30年4月から）

障害者総合支援法の対象となる難病等の方は、次表に掲げる疾病（難病等）のために継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の障がいのある方です。

なお、平成26年12月及び平成27年6月まで対象となっていた疾病（次表備考欄参照）については平成27年1月及び同年7月以降は対象外ですが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1 p 36欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性腓炎
24	遺伝性鉄芽球形貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTLV-1 関連脊髄症
33	A T R - X 症候群
34	A D H 分泌異常症
35	エーラス・ダンロス症候群
36	エプスタイン症候群
37	エプスタイン病
38	エマヌエル症候群
39	遠位型ミオパチー
40	円錐角膜
41	黄色靭帯骨化症
42	黄斑ジストロフィー
43	大田原症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群
45	オスラー病

番号	疾病名
46	カーニー複合
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
48	潰瘍性大腸炎
49	下垂体前葉機能低下症
50	家族性地中海熱
51	家族性良性慢性天疱瘡
52	カナバン病
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
54	歌舞伎症候群
55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
56	カルニチン回路異常症
57	加齢黄斑変性
58	肝型糖原病
59	間質性膀胱炎（ハンナ型）
60	環状20番染色体症候群
61	関節リウマチ
62	完全大血管転位症
63	眼皮膚白皮症
64	偽性副甲状腺機能低下症
65	ギャロウェイ・モワト症候群
66	急性壊死性脳症
67	急性網膜壊死
68	球脊髄性筋萎縮症
69	急速進行性糸球体腎炎
70	強直性脊椎炎
71	強皮症
72	巨細胞性動脈炎
73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
74	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
77	筋萎縮性側索硬化症
78	筋型糖原病
79	筋ジストロフィー
80	クッシング病
81	クリオピリン関連周期熱症候群
82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
83	クルーズン症候群
84	グルコーストランスporter 1 欠損症
85	グルタル酸血症1型
86	グルタル酸血症2型
87	クロウ・深瀬症候群
88	クローン病
89	クロンカイト・カナダ症候群
90	痙攣重積型（二相性）急性脳症

番号	疾病名
91	結節性硬化症
92	結節性多発動脈炎
93	血栓性血小板減少性紫斑病
94	限局性皮質異形成
95	原発性局所多汗症
96	原発性硬化性胆管炎
97	原発性高脂血症
98	原発性側索硬化症
99	原発性胆汁性胆管炎
100	原発性免疫不全症候群
101	顕微鏡的大腸炎
102	顕微鏡的多発血管炎
103	高IgD症候群
104	好酸球性消化管疾患
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
106	好酸球性副鼻腔炎
107	抗糸球体基底膜腎炎
108	後縦靭帯骨化症
109	甲状腺ホルモン不応症
110	拘束型心筋症
111	高チロシン血症1型
112	高チロシン血症2型
113	高チロシン血症3型
114	後天性赤芽球癆
115	広範脊柱管狭窄症
116	抗リン脂質抗体症候群
117	コケイン症候群
118	コステロ症候群
119	骨形成不全症
120	骨髄異形成症候群
121	骨髄線維症
122	ゴナドトロピン分泌亢進症
123	5p欠失症候群
124	コフィン・シリズ症候群
125	コフィン・ローリー症候群
126	混合性結合組織病
127	鰓耳腎症候群
128	再生不良性貧血
129	サイトメガロウイルス角膜内皮炎
130	再発性多発軟骨炎
131	左心低形成症候群
132	サルコイドーシス
133	三尖弁閉鎖症
134	三頭酵素欠損症
135	CFC症候群
136	シェーグレン症候群
137	色素性乾皮症
138	自己貪食空胞性ミオパチー
139	自己免疫性肝炎
140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症

番号	疾病名
141	自己免疫性溶血性貧血
142	四肢形成不全
143	シトステロール血症
144	シトリン欠損症
145	紫斑病性腎炎
146	脂肪萎縮症
147	若年性特発性関節炎
148	若年性肺気腫
149	シャルコー・マリー・トゥース病
150	重症筋無力症
151	修正大血管転位症
152	ジュベール症候群関連疾患
153	シュワルツ・ヤンペル症候群
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	神経細胞移動異常症
156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
157	神経線維腫症
158	神経フェリチン症
159	神経有棘赤血球症
160	進行性核上性麻痺
161	進行性骨化性線維異形成症
162	進行性多巣性白質脳症
163	進行性白質脳症
164	進行性ミオクロヌステんかん
165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
167	スタージ・ウェーバー症候群
168	ステーヴンス・ジョンソン症候群
169	スミス・マギニス症候群
170	スモン
171	脆弱X症候群
172	脆弱X症候群関連疾患
173	正常圧水頭症
174	成人スチル病
175	成長ホルモン分泌亢進症
176	脊髄空洞症
177	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
178	脊髄髄膜瘤
179	脊髄性筋萎縮症
180	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
181	前眼部形成異常
182	全身性エリテマトーデス
183	先天異常症候群
184	先天性横隔膜ヘルニア
185	先天性核上性球麻痺
186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
187	先天性魚鱗癬
188	先天性筋無力症候群
189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
190	先天性三尖弁狭窄症

番号	疾病名
191	先天性腎性尿崩症
192	先天性赤血球形成異常性貧血
193	先天性僧帽弁狭窄症
194	先天性大脳白質形成不全症
195	先天性肺静脈狭窄症
196	先天性風疹症候群
197	先天性副腎低形成症
198	先天性副腎皮質酵素欠損症
199	先天性ミオパチー
200	先天性無痛無汗症
201	先天性葉酸吸収不全
202	前頭側頭葉変性症
203	早期ミオクロニー脳症
204	総動脈幹遺残症
205	総排泄腔遺残
206	総排泄腔外反症
207	ソトス症候群
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
210	大脳皮質基底核変性症
211	大理石骨病
212	ダウン症候群
213	高安動脈炎
214	多系統萎縮症
215	タナトフォリック骨異形成症
216	多発血管炎性肉芽腫症
217	多発性硬化症／視神経脊髄炎
218	多発性軟骨性外骨腫症
219	多発性嚢胞腎
220	多脾症候群
221	タンジール病
222	単心室症
223	弾性線維性仮性黄色腫
224	短腸症候群
225	胆道閉鎖症
226	遅発性内リンパ水腫
227	チャージ症候群
228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
229	中毒性表皮壊死症
230	腸管神経節細胞僅少症
231	TSH分泌亢進症
232	TNF受容体関連周期性症候群
233	低ホスファターゼ症
234	天疱瘡
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
236	特発性拡張型心筋症
237	特発性間質性肺炎
238	特発性基底核石灰化症
239	特発性血小板減少性紫斑病
240	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）

番号	疾病名
241	特発性後天性全身性無汗症
242	特発性大腿骨頭壊死症
243	特発性多中心性キャスルマン病
244	特発性門脈圧亢進症
245	特発性両側性感音難聴
246	突発性難聴
247	ドラベ症候群
248	中條・西村症候群
249	那須・ハコラ病
250	軟骨無形成症
251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
252	22q11.2欠失症候群
253	乳幼児肝巨大血管腫
254	尿素サイクル異常症
255	ヌーナン症候群
256	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
257	脳腱黄色腫症
258	脳表ヘモジデリン沈着症
259	膿疱性乾癬
260	嚢胞性線維症
261	パーキンソン病
262	バージャー病
263	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
264	肺動脈性肺高血圧症
265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
266	肺胞低換気症候群
267	バッド・キアリ症候群
268	ハンチントン病
269	汎発性特発性骨増殖症
270	P C D H19関連症候群
271	非ケトーシス型高グリシン血症
272	肥厚性皮膚骨膜炎
273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
274	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
275	肥大型心筋症
276	左肺動脈右肺動脈起始症
277	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
279	ビッカースタッフ脳幹脳炎
280	非典型溶血性尿毒症症候群
281	非特異性多発性小腸潰瘍症
282	皮膚筋炎／多発性筋炎
283	びまん性汎細気管支炎
284	肥満低換気症候群
285	表皮水疱症
286	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
287	VATER症候群
288	ファイファー症候群
289	ファロー四徴症
290	ファンコニ貧血

番号	疾病名
291	封入体筋炎
292	フェニルケトン尿症
293	複合カルボキシラーゼ欠損症
294	副甲状腺機能低下症
295	副腎白質ジストロフィー
296	副腎皮質刺激ホルモン不応症
297	ブラウ症候群
298	ブラダー・ウィリ症候群
299	プリオン病
300	プロピオン酸血症
301	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
302	閉塞性細気管支炎
303	$\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症
304	ベーチェット病
305	ベスレムミオパチー
306	ヘパリン起因性血小板減少症
307	ヘモクロマトーシス
308	ペリー症候群
309	ペルーシド角膜辺縁変性症
310	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
311	片側巨脳症
312	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
313	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
314	発作性夜間ヘモグロビン尿症
315	ポルフィリン症
316	マリネスコ・シェーグレン症候群
317	マルファン症候群
318	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
319	慢性血栓性肺高血圧症
320	慢性再発性多発性骨髄炎
321	慢性睪炎
322	慢性特発性偽性腸閉塞症
323	ミオクロニー欠伸てんかん
324	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん

番号	疾病名
325	ミトコンドリア病
326	無虹彩症
327	無脾症候群
328	無 $\beta$ リポタンパク血症
329	メープルシロップ尿症
330	メチルグルタコン酸尿症
331	メチルマロン酸血症
332	メビウス症候群
333	メンケス病
334	網膜色素変性症
335	もやもや病
336	モワット・ウイルソン症候群
337	薬剤性過敏症候群
338	ヤング・シンプソン症候群
339	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
340	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
341	4p欠失症候群
342	ライソゾーム病
343	ラスムッセン脳炎
344	ランゲルハンス細胞組織球症
345	ランドウ・クレフナー症候群
346	リジン尿性蛋白不耐症
347	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
348	両大血管右室起始症
349	リンパ管腫症/ゴーハム病
350	リンパ脈管筋腫症
351	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
352	ルビンシュタイン・テイビ症候群
353	レーベル遺伝性視神経症
354	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
355	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
356	レット症候群
357	レノックス・ガストー症候群
358	ロスムンド・トムソン症候群
359	肋骨異常を伴う先天性側弯症

(備考)

- 平成26年12月まで対象となっていた疾病  
劇症肝炎、重症急性睪炎
- 平成27年6月まで対象となっていた疾病  
肝外門脈閉塞症、肝内結石症、偽性低アルドステロン症、ギラン・バレー症候群、グルココルチコイド抵抗症、原発性アルドステロン症、硬化性萎縮性苔癬、好酸球性筋膜炎、視神経症、神経性過食症、神経性食欲不振症、先天性QT延長症候群、TSH受容体異常症、特発性血栓症、フィッシャー症候群、メニエール病



12月3日～9日は障がい者週間です。

「障がい者週間」は国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、2004年（平成16年）5月に改正された「障害者基本法」に定められています。



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)-210-4703 (直通)